

3月11日(月)

出席委員

委員長 たけうち 忍 君
副委員長 高橋 伸明 君
同 中塚 亮 君
委員 おくの 晋治 君
同 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つる 伸一郎 君
同 あくつ 広王 君
同 横山 由香理 君
同 大倉 たかひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 須貝 行宏 君
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 この 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡辺 裕一 君
同 渡部 茂 君
同 鈴木 博 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 藤原 正則 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企画部財政課長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米 田 博 君

総 務 部 経 理 課 長
立 木 征 泰 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山 崎 修 二 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

健康推進部健康課長
川 島 淳 成 君

品川区保健所生活衛生課長
鈴 木 誠 君

参 事
品川区保健所保健予防課長
鷹 箸 右 子 君

品川区保健所品川保健センター所長
仁 平 悟 君

品川区保健所大井保健センター所長
間 部 雅 之 君

品川区保健所荏原保健センター所長
榎 本 芳 美 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市環境部環境課長
小 林 剛 君

品川区清掃事務所長
工 藤 俊 一 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局学務課長
篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

区 議 会 事 務 局 長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○たけうち委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳出第4款衛生費および第5款産業経済費でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

266ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康推進費は、19億9,972万6,000円で、ページ右側の中段、健康づくり支援事業費で、7行下、プラン21中間評価は新規計上、271ページ中段、荏原保健センター管理運営費で、設備改修等工事は減であります。

左側270ページをご覧ください。2目母子保健費は6億7,701万2,000円で、右側下段、乳児健康診査で、新生児聴覚検査は新規計上であります。

272ページをご覧ください。3目保健予防費は26億8,570万円で、右側下段、健康診査、眼科検診45・50歳は、白内障、緑内障など眼科疾病の早期発見、早期治療を促進するものであります。

その下、予防接種費は、275ページをご覧ください。上段、任意予防接種で、小学校、中学校、義務教育学校の児童・生徒に季節性インフルエンザワクチン接種費用の一部助成を行うものであります。

276ページをお願いいたします。4目生活衛生費は5億4,123万3,000円で、主なものは、279ページ、中段からやや下、品川第一地域センタービル外壁改修等工事の増であります。

左側、278ページをご覧ください。以上によりまして、保健衛生費の計は59億367万1,000円で、対前年5.8%の増であります。

2項環境費、1目環境対策費は、3億507万6,000円で、281ページ、3行目、ミスト発生装置設置助成、2行下、温室効果ガス排出量分析委託は新規計上であります。

ページ中段、アスベスト対策事業で、その下、石綿含有建材調査者派遣は新規計上であります。

4行下、しながわ環境未来事業で、展示物基本・実施設計委託および283ページをお願いいたします。2行目、開設準備等委託は新規計上であります。

左側、282ページをご覧ください。2目リサイクル推進費は12億8,454万円で、資源回収の実績見合いによる増であります。

284ページをお願いいたします。以上によりまして、環境費の計は15億8,961万6,000円で、対前年5.0%の増であります。

3項清掃費、1目清掃費は、ページ右側、「品川区ごみ・資源の分け方・出し方」冊子印刷等は新規計上であります。

287ページをご覧ください。4行目、ふれあい指導費では、ラッピングカーや専用のユニフォームを着用した職員によるパトロール活動を行い、不適正なごみの排出指導を行います。

288ページをお願いいたします。以上によりまして、清掃費の計は49億580万7,000円で、対前年5.0%の増で、衛生費の計は123億9,909万4,000円で、対前年5.4%の増であります。

290ページをお願いいたします。5款産業経済費、1項産業経済費、1目産業経済費は、ページ右側2行目、中小企業センター運営費で、空調設備改修等工事費は皆減であります。

7行下、産業振興経費で、6行下、全事業者向け事業案内パンフレット作成およびそこから6行下、公共交通沿線商店街活性化事業助成は新規計上であります。

293ページをご覧ください。中段、自動化・ロボット化導入推進事業は、区内中小企業の人手不足への対策を図り、競争力を強化させるため、自動化・ロボット化導入を促進してまいります。

その下、エンジニア確保支援事業および6行下、女性専用コワーキングスペース整備は新規計上であります。

295ページをご覧ください。1行目、AI・IoT活用イノベーション創出支援事業は、新たな情報通信技術を活用して、地域産業振興等の課題解決につなげる事業を実施する区内中小企業を支援してまいります。

297ページをご覧ください。9行目、モンゴル高専との科学技術交流事業で、その下、就業支援事業および4行下、企業連携推進事業で、6行下、五反田バレー情報発信・ネットワークづくり事業等は新規計上であります。

299ページをご覧ください。下段、プレミアム付区内共通商品券発行助成は、消費税増税対策として、助成額を増額するものであります。

300ページをご覧ください。以上によりまして、産業経済費の計は27億4,314万6,000円で、対前年5.7%の減であります。

これで本日の説明を終わります。

○たけうち委員長 以上で本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は、33名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

本日は、ページ272の保健予防費のうち、予防接種費から定期予防接種、任意予防接種についてお尋ねいたします。風しんについては補正でお聞きしたので、衛生費では麻しん流行についてお伺いします。

現在、我が国では、風しんと同時並行して麻しんの流行も続いています。現在の我が国の麻しん流行の状況についてご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 麻しんでございますが、我が国では麻しん排除計画に基づきまして、平成27年3月21日には、WHOより日本は麻しんの排除状態であると認定されまして、その後は、海外渡航歴のある患者ですとか、その周りの方に麻しんが流行するといいますか、感染が広がるということにとどまっておりました。昨年5月に沖縄で外国人の旅行者の方から広がったということが記憶に新しいところで、今年1月7日でございますが、三重県の津保健所で第一例目の患者が報告されてから、3月7日までの間、三重県内で実に51名という大変多くの患者が報告されておまして、この方々のほとんどが同一宗教法人の研修会に参加された方だというのが特徴でございます。

その他、大阪でも94人など、2月24日現在、非常に多くの258人という麻しんの患者の報告が増えておまして、そのほとんどが予防接種を受けていない、あるいは予防接種を受けたかどうかよくわからないといった方、それらが特徴でございます。

特に大阪府内では、患者を診察した医師にも感染が広がるなど、院内感染としても問題となっております。

国は、2月18日に、患者たちの大流行を受けまして「麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について」というものを全国一斉に送信いたしました。これを受けまして、区でも2月21日に、ホーム

ページに「麻しんに注意」ということで、注意喚起の案内を区民の皆さんに向けて発出したところでございます。

○鈴木（博）委員 今ご説明ありましたように、今回の麻しんの流行は、三重県のワクチンを忌避する宗教団体の研修会の中で麻しん患者がそれに参加して、麻しん未接種の参加者が大量に集団で発病したのが始まりです。これらの麻しん感染者は、大阪でアイドルの握手会に参加するなど周囲に感染を広げ、現在でも、今お話があった大阪を中心に関西地方で麻しんの流行が拡大しています。あべのハルカス本店では、従業員を中心に25名。大阪府済生会茨木病院では、医師などスタッフ、患者10名が麻しんを発病しています。また、東日本でも麻しんが流行している東南アジアから侵入した麻しんの散発が続いています。

国立感染症研究所によれば、2019年1月1日から2月20日現在、麻しん報告数は221例であり、麻しんワクチン未接種者が38%、接種歴不明が33%で、実に71%が成人であるにもかかわらずワクチンを受けていませんでした。現在、麻しんは世界中で大流行しています。東アジア、東南アジアで、麻しんは流行しており、例えばフィリピンでは、現在、4,300人が発病しています。それ以外の地域でも、ウクライナでは、昨年12月以後、1万5,000人以上が感染し、マダガスカルでは実に数十年ぶりの大流行となり、昨年10月以降、50万人以上が発病し、300人が死亡しています。アメリカでも、反ワクチン運動が盛んなワシントン州、ニューヨーク州、テキサス州など5カ所で流行が起こり、現在、100人以上が発病しています。麻しん流行がなぜ問題になるのか、わかりやすくご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 まず、麻しんでございますが、ウイルス感染であるのですが、非常に感染力が強い。患者の周囲にいる人だけではなくて、空気感染と言われておりまして、同じ空間に存在して、同じ空気を吸った方で、免疫力がない方は誰でも発症するというふうに非常に感染力が強いというのが一番の問題でございます。

例えば、卒業式ですとか入学式などで大きな体育館に生徒が集まります。その一番前に患者が1人いたとして、ほかの子は大丈夫でも、例えば一番後ろの保護者の1人が免疫を持っていなかったら、それでさえも感染しています。とにかく感染力が強いというのが麻しんの一番の特徴でございます。

また、麻しんの問題点としては、今、死亡者数のお話が委員からあったところでございますが、脳炎だとかの合併によりまして、治療法がないことから、今でも死亡する方がいらっしゃるということが非常に問題です。

感染してすぐ死亡することも問題なのですが、1つ怖いのは、感染後10年、非常に長い期間を経て、亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という非常に恐ろしい疾患になる可能性がありまして、日本では、以前はそういう患者が多かったのですが、現在は予防接種が普及してから、年間5例から10例という非常に少ない数になりましたけれども、それでも毎年患者が発生しておりまして、どのような病気かといいますと、健康なお子さんが学童期に発病するケースが多いと言われていたのですが、健康なお子さんが急に性格が変わるとか、しゃべらなくなるとか、食べられなくなるとか、その後、歩けなくなって亡くなっていく。その後、意識を喪失して、症状の進行を何とか、今現在の治療で遅らせることはできても、最終的に治療法がなく亡くなってしまいう非常に重篤な疾患だというものでございます。

○鈴木（博）委員 今、課長のご説明があったように、麻しんは重い病気です。2000年に麻しんが大阪で流行したときは、入院率は40%を超えました。高熱が続き、全身に赤い斑文様が出て、食事もとれず、患者は大変苦しみます。肺炎を起こすと命にかかわることもあり、現在でも死亡率は0.1

から0.2%とされています。

さらに十数年して、最終的に痴呆になる、先ほどご説明があったSSPEという恐ろしい後遺症があります。これは治療法はありません。SSPEは青空の会という患者の遺族がつくった患者団体があって、麻しんのワクチンをするように今も啓発を続けています。

麻しんは感染力が強く、空気感染で100%発病します。1人の発病者から12人から14人に感染させるとされています。もしもこの会議室でワクチンを受けていないために麻しんに感染した人間が紛れ込んで座っていれば、この部屋にいる全員が感染し、麻しんワクチンを受けていないか、免疫が低下している議員、理事者は100%発病します。手洗いやマスク着用でも感染は防げず、発病したら治療法はありません。1週間ぐらい、食事もとれず、苦しみながら、熱が下がり、症状が軽快するのを待つこととなります。もちろん同じ部屋にいる親しい人全てに感染させていきます。麻しんはその感染力の強さ、死亡率の高さから、古くから恐れられていた伝染病です。麻しんは「命定め」と言われ、1862年、江戸の大流行では23万9,862名の死者が寺から報告されております。犬公方で有名な徳川綱吉も64歳のとき、麻しんに感染して死亡しました。麻しんの流行を抑え、麻しんを地上から排除するには、麻しん含有ワクチンの接種が唯一で、そして確実な施策です。

ところが、現在問題になっているのは、ワクチン忌避（Vaccine Hesitancy）の存在であります。Vaccine Hesitancyとはどういうことなのか簡単にご説明をお願いします。

○鷹箸保健予防課長 わかりやすく言うと、ワクチンを打たない、ワクチンを打ちたくないという方々ということになります。

その理由としては、いろいろなものがあると思いますが、1つは、副反応が怖くてワクチンを打ちたくない。自分のお子さんにも打たないという方々がまずいます。

一方で、先ほど、三重県のお話をいたしましたけれども、信念を持ってワクチンを接種しない。そういう方々はお薬も飲まないとか、いろいろな考え方があるように伺っておりますけれども、そういう方々が一部いらっしゃることは伺っています。

先ほどの三重県の宗教団体でございますが、その後のホームページを見ておりますと、今後は保健所の指導に基づきワクチンを接種していくと、遅いのではないかと思うわけですが、そのようなコメントがしっかりホームページの一番上に載っております。

○鈴木（博）委員 2019年1月、WHO（世界保健機関）は、2019年の「世界の健康に関する10の驚異」を発表しました。その第8番目に挙げられたのが、Vaccine Hesitancyです。WHOは、Vaccine Hesitancyをワクチン接種の機会が提供されているにもかかわらず、接種を先延ばししたり拒否したりすることと定義しました。WHOのVaccine Hesitancyワーキンググループは、Vaccine Hesitancyは、時期、地域、ワクチンの種類によって異なり、その主な理由として、予防接種に対する信頼感、complacency、VPD、ワクチンが薄れる病気のリスクに対する独りよがりな安心感、confidence、ワクチン接種に対する障壁を挙げています。confidenceは、予防接種に対する信頼のことで、ワクチンの有効性と安全性、ワクチンメーカー、薬品のシステムに対する信頼についてです。これが揺らぐとVaccine Hesitancyが発生します。

その例として、MMRワクチン（麻しん・風しん・おたふく混合ワクチン）の事例があります。MMRワクチンについては、1998年にウェイクフィールドという医師が、MMRワクチンは自閉症を引き起こすという論文を発表し、欧米でMMRの接種率が大幅に低下しました。この顛末に関しては、平成27年度の予算特別委員会でも詳細に取り上げましたが、訴訟を準備していた数人から、

約1,150万円の金を受けとっていたこと、患者のデータを改ざんしていたこと、研究のもとになった病院、団体に許可を得ないで勝手に行った研究であることなどが次々と明らかにされて、掲載学術誌は、この論文の掲載を取り消し、この人物はイギリスの医師免許を剥奪されました。MMRワクチンと自閉症の関係については、現在、医学的には完璧に否定されているにもかかわらず、MMRワクチンは一部の根強い反ワクチン運動の標的とされ、今回のアメリカの麻しん流行にまで尾を引いているようです。

complacencyは、VPD、ワクチンで防げる病気にはかからないから、ワクチンは不要などというVPDに対する独りよがりの安心感や自己満足さえしています。VPDの病気としての恐ろしさ、感染リスクを知らないがゆえに過小評価し、ワクチン接種による予防の必要性を理解できないでいます。confidenceは、ワクチン接種の受けやすさ、ワクチン接種に対する障壁です。我が国で言えば、任意接種に費用がかかること、予防接種のスケジュールが複雑なこと、平日、仕事をしている人が子どものワクチン接種になかなか時間がとれないことなど、日本全国どこでも同じようにワクチン接種が受けられないなどの地域的な制約などもワクチン接種を妨げる障壁になっています。このようなWHOが掲げるVaccine Hesitancyに関して、品川区はどのように対応されているのか、簡単にご説明をお願いします。

○鷹筈保健予防課長 MRもですが、まず、ワクチンで防げる病気、ワクチンの必要性、子どもを対象とした予防接種は、保護者に接種努力義務がある、一番基本のところを確実にお伝えするというのが重要なのですが、MRに関しては、1期については、1歳のときに受ける予防接種ですので、接種期間が終了する2カ月前までに、未接種のおおさんはリスト化をいたしまして、確実に接種へ、もうすぐMR1期の時期が終わりますということで、個別の勧奨通知を差し上げております。勧奨対象者が大体11%ぐらいいるのですけれども、その後、最終的な接種率は98%まで上がっておりますので、個別勧奨の効果はあると考えております。

MR2期に関しましては、就学時前の1年間が接種期間でございますので、この子たちに、まず就学時健診の案内に、全員に対し、MRワクチンは2回お済みですかという個別のご案内を郵送通知の中に入れていただいております。それ以外に未接種者の方にも、毎年2月に、あと残り3月まで接種期限ですということでご案内をしている結果、こちらは89%まで上がっております。

また、健診未受診者、保健センターなどに健診にいらっしゃらない方と同様に、ワクチンを受けていない方は、場合によってはネグレクト、虐待の可能性なども考えまして、個別訪問などもさせていただいております。

○鈴木（博）委員 confidenceとcomplacencyに関しては、我々小児科医も患者に医学的なファクトに基づいた十分な説明を心がけたいと考えています。

2017年のアメリカ疾病予防管理センター（CDC）の調査でも、ワクチン接種に迷ったアメリカの保護者が、最終的にワクチン接種を選択した理由で最も多かったのは、医療者の説明だったそうです。ワクチン接種率を上げるために、行政も医療者との密な連携を望みます。

confidenceに関しては、例えば医学的に全く意味のない事細かな規則の機械的な適用は行わないことや、ワクチン接種希望者が接種を受けやすい環境をつくる。例えば、以前にも生ポリオの集団接種のような带状疱疹の集団接種なども、場合によっては考えてもよいのでは。特に接種率を上げたい成人のMR5期などでは、検討してもよいのでは、いろいろな方策があるので、それについてもご説明したと思いますが、検討してもよいのではないかと考えますが、それに関して区のご見解をお伺いします。

○鷹筈保健予防課長 集団接種でございますが、こちらに関しましては、平成6年の予防接種法の改

正で、基本的には、その方々、大人でも子どもでも、接種を受ける方の日ごろの体調管理、体調についてよく理解しているかかりつけ医等が、十分な問診の上、個別接種を基本とするというふうと考えられているため、集団接種は難しいのかというふうに考えているところですが、MR 5期に関しましては、平日はお仕事をされている方々ばかりですので、この方々に関しましては、今、医療保険の枠組み、国が全国どこでも受けられるような接種体制を進めているため、健診の予防接種の受診率、それから抗体検査の受診率の向上に努めていきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 積極的なご検討をお願いしたいと思います。

ワクチン接種の最大の受益者は、ワクチンによって個人防衛の免疫が獲得できる子どもたちです。親ではありません。そして、現在では、ワクチンを幼少時に受ける機会がなく、免疫を持たないまま成人になってしまい、今や感染の温床となってしまった30代から50代の成人たちです。さらに、ワクチン接種率の向上における最大の受益者は、ワクチンを受けることができないためVPDの流行で常に死の危険にさらされている難病の子どもたちです。今後ともVaccine Hesitancyにもしっかりと対応しながら、新たに始まる風しん5期の定期接種も含めて、全てのワクチンの接種率の向上に努められることを強く希望しまして、次の質問にいきたいと思います。

次に、おたふくかぜワクチン（以下、ムンプスワクチンと呼びます）について伺います。

ムンプスワクチンの2回接種が4月から始まる予定です。まず、ムンプスワクチン2回接種の具体的な事業内容をご説明ください。

○鷹箸保健予防課長 これまで任意で1回接種のみ全額助成とさせていただいていましたムンプスワクチンですが、1歳から小学校就学前までの2回接種を全額助成とさせていただくものです。

○鈴木（博）委員 我が会派および品川区の両医師会が強く実施を希望してきたムンプスワクチンの2回接種が今回予算化されたことを高く評価したいと思います。MRワクチン、風しんワクチン、ムンプスワクチンは、生きたウイルスの病原性を失わせて体に接種し、体の中で繁殖させ、強い免疫をつくる生ワクチンです。以前は生ワクチンは1回で生涯免疫が持続すると言われていましたが、近年、1回の接種では5%は免疫ができない人がいるということ、時間がたつと免疫が下がってきて発病を阻止できなくなることがわかり、2回が生ワクチンの接種の基本方式となりました。ムンプスワクチンの接種費用助成を2回行うことによって、接種率の向上が期待でき、その結果、ムンプス難聴で苦しむ子どもたちを救うことができます。ムンプスワクチンの1回接種補助を行っているのが、2018年12月現在では、23区中15区しかなく、2回目の接種まで行っている区は、中央区、中野区に次いで、品川区は第3番目ということになります。

昨年あるところで、小児科専門医の資格を持つ政治家の方が、あまり世間では知られていませんが、品川区は予防接種では23区トップなのですとお話しされていました。おたふくかぜワクチンで予防するという子どもの健康を考えれば、最低限の接種費用助成も行わない区も8区もある中で、しっかりと生ワクチンの基本である2回接種の助成に踏み切った品川区の子ども予防接種行政は、23区中トップクラスだと専門家の間では実際高く評価されているのです。今回のムンプスワクチン2回接種の意義について、いま一度、区の抱負をお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 ムンプスワクチンの1回接種で88%、2回接種で99%、発症者を減らせると言われておまして、この2回接種は日本小児科学会でも推奨しているところがございます。今回、1回から2回へ助成を増やしたことで、委員のお話にもありましたムンプス難聴にかかれるお子さんをとにかく減らしていきたいというふうと考えているところがございます。

○たけうち委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 273ページ、不妊治療助成事業に関連をいたしまして不育症について、269ページ、AED管理費、281ページ、（仮称）しながわ環境未来館、283ページ、地域エコ活動推進事業、291ページ、中小企業経営支援事業費についてお伺いいたします。

まず、不妊治療助成事業ですけれども、これまで不育症に関しまして、我が会派のたけうち委員長が、2011年第1回定例会の一般質問におきまして、また、同年決算特別委員会では、助成制度の創設や相談体制の整備を提案してまいりました。

新年度、東京都が一般不妊治療の助成制度の年齢制限を緩和いたしまして、現在の35歳未満から40歳まで延伸されます。さらに、特定不妊治療の女性対象を所得制限の上限を730万円から905万円へと拡充すると公表されておまして、お子さんを持ちたいご家庭における支援が進んでまいります。

また、不育症におきましては、過日の都議会第1回の定例会の一般質問におきまして、公明党の都議会議員まつば多美子議員が、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症について取り上げ、適切な検査や指導をすることで、80%以上が出産できることを紹介し、出産を望む人たちのために、不育症の検査また治療への助成制度を一日も早く創設すべきだと訴えました。その結果、小池都知事からは、不育症の検査への助成について、来年度の実施を目指すと、そのような答弁が得られたところであります。

現在、品川区のホームページでは、不育症のことも紹介されておりますけれども、不育症について、何か赤ちゃんを産みたいというご相談に来られた場合、また、母子手帳をお渡しする場合に、まず1点お伺いいたします。どこかで不育症のことが区のほうから説明をされているのかということをお伺いいたします。

さらに、ホームページにおきましても、不育症について載せていただいておりますけれども、ここに「適切な検査を治療をすることで80%以上が出産できる」との一文をぜひ追加をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○仁平品川保健センター所長 ご質問の不育症の件につきましてお答えさせていただきます。

区では、現在、不妊治療の関係の助成を行っているところでございますけれども、不育症の相談そのものを直接受けるケースといたしますか、それが今まで聞いたことがございませんが、不妊治療と不育症ということで、不妊と不育という2つの症例でございますので、啓発の意味を込めまして、現在、区のホームページに掲載させていただいているところでございます。個別の相談のところでは不育症を受けているというのは存じ上げておりません。

それと、ホームページの件でございますけれども、厚労省のQ&A等を見ましても、8割以上の方が適切なカウンセリングとか治療を受けることによって、妊娠の可能性があるということを挙げられておりますので、その辺、区のホームページもわかりやすくいたしますか、その辺、工夫をしていきたいと考えております。

○新妻委員 ぜひよろしくお伺いいたします。

不育症が全国で4.2%ぐらいの方が悩んでいらっしゃる、そういう経験がある方がいらっしゃるというアンケートがあります。相談が来ないとはいえ、こういうことがあるということもしっかりと認識をしていただいて、周知をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

さらに、都の動きを注視していただきまして、品川においても適切な支援がされますように対応していただきたいと思いますので、都の認識とあわせて、対応についてご見解をお伺いいたします。

○仁平品川保健センター所長 東京都の一般質問の関係で不育症の対策といたしますか、助成に取り組んでいくというお話でございますので、区といたしましては、東京都の動向を見ながら適切な対応をとっていきたくと考えております。

○新妻委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、AEDの管理費についてお伺ひいたします。

AEDとは、自動体外式除細動器、心臓の動きを自動で判断し、必要であれば電気ショックを与えて心臓を正常に戻す、命を守ることができる大切なものであります。これまでもAEDに関しましては、我が会派のつる委員が、AEDの必要性や重要性、学校での教育、コンビニへの設置等を要望してまいりました。こういう中で公衆浴場組合からのご要望をつなげて、現在、公衆浴場への設置につながっております。

先日、勝島でこのようなことがありました。私がちょうど戻ってくるときに、勝島で人が倒れている、そういう状況がありました。介抱していた方が、たまたま通りがかった医療従事者の方であったということと、また、その倒れた方が意識があったということで、大事には至らなかったわけではありますが、一瞬、私もその場でAEDが必要なのか、AEDがどこにあるのかということ、ちょっと見回したときに、勝島の地域、オートロックのマンションが立ち並んでいる。事業者があります。倉庫もありますけれども、どこに取りにいけばいいのかと思ったときに、目の前にあったのがコンビニでありました。やはりコンビニにあるということが誰でもいざというときに使いやすいということ、またそこで改めて感じたわけではありますが、これまでもコンビニへの設置を要望してまいりましたが、これまで検討されてきた経緯と、または今後、コンビニへの設置に向けての品川区のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○川島健康課長 AEDのコンビニへの設置についてお答えいたします。

これまでも、まず区内のコンビニの数は273店舗ほどあるということで、その中のあるコンビニチェーン店のほうにお願い等していただいているところなのですが、やはりフランチャイズチェーン店の関係ですとか、管理の問題等でいろいろと折り合わないところがあって、うまくいっていないところがございます。

荒川区が、今回7月からコンビニにAEDを設置したということでお話を聞いてみたところ、こちらは区内全域、全部でコンビニが83店舗ということで、その仕組みは、区で管理しているAEDの1つというようなところ、全て区で持っている、場所だけお貸しいただくというところですが、先ほど申した273店舗、今、区の中のもの239台管理している状態なので、そのスキームはとりづらいということで、なかなか難しいという感想を持っているところです。

今回、私どもは健康ポイント事業をフェリカという事業者とやったところなのですが、そのグループの企業になりますマイバスケットが区内に34店舗ございます。そちらのほうに何とかAEDを設置できないかというようなお話をさせていただいているところでございます。

○新妻委員 荒川区の事例を取り上げてご答弁いただきましたけれども、品川区はやはり店舗が多いので、全部につけるとなると、なかなかハードルも高いと思います。今、ご答弁いただきました中に、マイバスケットの34店舗に話しかけをしていただけたという前向きなご答弁もいただきましたので、ぜひ設置に向けて具体的に取組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、環境活動推進経費の中から、ECOフェスティバルについてお伺ひいたします。

昨年の決算特別委員会で、プラスチックストローが海洋汚染の要因になっていることを取り上げて、

ECOフェスティバルにおいてはプラスチック製品を使わないことを求めたところ、既に容器におきましては植物由来の製品を使用していること、また、ストローにおいては、取り入れられるものを検討するのご答弁をいただいております。来年度開催のECOフェスティバルにおいては、どう対応されるのかお伺いいたします。

それとあわせてフードドライブもECOフェスティバルで開催されておりますけれども、もし行う予定であれば、前は場所が悪く、なかなか区民の方がわかりづらいという声がありましたので、場所の設置がどこでご検討されているのかお伺いいたします。

○小林環境課長 2点ご質問をいただきました。

まず、海洋プラスチック対策としてのECOフェスティバルの活動でございますが、委員ご紹介のとおり、引き続き、食品を提供する容器につきましては植物由来、これはサトウキビの搾りかすでございますが、そういった環境配慮型の容器を採用しているところでございます。

また、来年度、今度の5月に開催される予定のECOフェスティバルにつきましても、使い捨てプラスチックの代替が可能な袋あるいはストロー、スプーン、かき氷の容器などについても、新たなものを採用することで、今、検討を進めているところでございます。引き続き、海洋プラスチック対策について、プラスチックをなるべく使わない取組みを進めてまいりたいと考えてございます。

それと、フードドライブの開催でございますが、場所が非常にわかりづらかったというご意見をいただいたところでございます。これにつきましても、それらのご意見を踏まえた上で、今現在、メイン会場のほうで出店ができないか検討しているところでございます。今現在、詳細を詰めている最中ですが、目立つ場所での開催を引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○新妻委員 どうぞよろしくお伺いいたします。

続きまして、しながわ環境未来館についてお伺いいたします。

本年度、約4,000万円が計上されておりますが、まず設置に向けての現在の進行状況をお聞かせください。

また、これまで私は品川区において食品ロス削減の推進を求めてまいりました。この環境未来館では、食品ロス削減が学べる場であってほしい、そしてまた、今も申し上げましたが、フードドライブの常設となるような環境未来館であってほしいと思っておりますが、ご見解を伺います。

フードドライブにおきましては、これまでも環境講演会等でも定期的には開催しておりますが、常設ではありませんでした。また、前回のECOフェスティバルでも、フードドライブが行われて、大変好評であったというふうに聞いております。区民の中でもフードドライブに関する意識が高まっているというふうにも思っておりますので、ぜひこの環境未来館においてフードドライブの常設を求めたいと思っておりますが、ご所見を伺います。

○小林環境課長 2点のご質問の中の最初の現状の検討状況でございますが、昨年10月に議会のほうへ説明して以降、地域の方の声、あるいは周辺の施設の声などを把握しながら、また類似施設の見学などから、導入機能の整理をしたところでございます。現在、来年度早々に実施する予定のプロポーザルにおいて提案していただくべく、他自治体の事情などのヒアリング等を踏まえて、現在、実施要項の取りまとめをしている最中でございます。

それから、フードドライブの常設実施でございますが、今、委員のほうからご紹介ありましたように、春、秋、冬と季節を追うごとに実施をしてきたところでございます。実施の声から、まだまだ初めて知ったというような声がある一方、回数を重ねるごとにお持ちいただいた方の声を聞きますと、機運は

高まりつつあるのかというふうには認識しているところでございます。

現段階では、この機運をさらに高めて、あわせて各種イベントから食品ロス削減のさまざまな取組みを啓発していく必要があるかというふうには認識しているところでございます。また、こういった取組みは、行政だけではなく、さまざまな団体とか企業などとの連携も非常に重要かというふうには思っているところでございます。

さまざまな食品ロス削減に向けて、ご提案のフードドライブの常設設置につきましては、今後の展開を判断していきたいと考えておりますが、まずはしっかり意識を定着させるまで、この取組みを継続して進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○新妻委員 どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、一般質問もさせていただいたことについて確認でお伺いいたします。

一般質問では、中小企業社員のがん検診、がん対策の強化を求めて、がん検診推進を要望いたしました。厚生労働省が発行するがん対策推進企業アクションの冊子を区内企業に配布してほしいという、そういう要望をさせていただきましたが、この取組みにおいて、どのように進めていただけるのか、具体的なことがもしあるようであれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎商業・ものづくり課長 現在、がん対策に関します啓発の周知チラシなどにつきましては、中小企業センターで設置をして周知を行っているところでございます。今後、東証品川支部でありますとか、産業協会のさまざまなイベント、あるいは総会など、PR機会におきまして、チラシ、冊子の配布など、具体的に取組みをさせていただくということで考えているところでございます。

○新妻委員 働きたい人が働ける社会にということで、このがん対策は非常に重要と思っております。今後もしっかり進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○たけうち委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 278ページ、環境対策費、282ページ、リサイクル推進費、そして284ページの清掃費全般について、環境問題などを入れてお伺いします。

地球温暖化、プラスチックごみによる海の汚染、そしてマイクロプラスチック問題など、地球の環境をどう守るかが今問われています。COP21のときには、地球温暖化対策の深刻な遅れ、どう克服するのかが大きなテーマとなりました。現在、地球の気温は約1度上昇しているようで、この上昇を2度未満に抑えていく。さらに、1.5度未満に引き下げていくことを努力目標としているのがパリ協定だと言われています。イギリスとフランスは脱化石燃料時代に踏み出す取組みとして、2040年をめどとして、ガソリン、ディーゼル車の販売禁止を打ち出したと言われています。ところが、アメリカのトランプ大統領は、パリ協定からの離脱の表明を行っています。

そして、日本の安倍政権も、2018年、去年の7月に原発や石炭火力を推進する、第5次エネルギー基本計画を発表しました。全くアメリカと日本の流れは世界の流れに逆行するもので、一日も早い転換をしていかなければいけないと、そういった思いでいっぱいです。

その反面、自治体は主体的に努力をされているところも多いし、また、求められているところですけども、先日、新聞の中で、温暖化対策、ごみ削減成果とあって、持続可能な都市、京都市のことが書かれていました。全国810市区への調査、都市のSDGs先進度評価ということで、京都市が1位になっていました。あと、ごみの関係では、ごみ最少の町を目指す八王子市のことが書かれていたり、また、日本国中の中では、ごみゼロ宣言を行っている都市もありますけれども、まず、品川区がSDGs先進度調査の中で何位なのかわかれば、教えていただきたいと思います。

○柏原企画調整課長 おそらく委員がおっしゃっているのは、日経のほうで調査しているものであったかと思えますけれども、46位であったかと。

○飯沼委員 環境だけでなく、いろいろな他国への支援とか、幅広いところでの評価なので、新聞では40位までしか出ていなかったのが、品川区はどうかかと思つて。かなり頑張っているという評価を受けているのだと思いますが、私は、平成31年度の予算を見まして、品川区、環境予算、そして清掃も予算全体枠から見ると、あまり変化がないのです。地球環境を守ろう、またごみの減量を進めていこう、そういった持続可能な社会を目指す担当課としては、もっと充実させたい、進めたい事業などあるのではないかと思つているのですが、予算、施策の危機感が、私はあまり感じられない予算であるなどと思つて受けとめているのですが、どこに力点を置いているのかお聞かせください。

○小林環境課長 まず、環境の分野からのご質問でございます。委員お示しがありましたように、確かに温暖化対策ということにつきましては、これ、日本だけではなく、世界喫緊の大きな課題だというふうに環境問題の中では捉えているところでございます。

そういった中で、まずは一番身近な自治体である区として何ができるかというところについては、一番大きなところは、やはり啓発事業が一番大きなところかと思つているところでございます。そういった中では、今回、予算の中でお示ししていますように、戸越公園に設置する新たな施設の開設に伴って、しっかりそういったところを啓発してまいりたいと思つているところでございます。

また、既存の事業の中でも、太陽光発電システム、あるいは事業所用のLED照明設置助成、また各種イベント、講座など、さまざまな事業の展開を進めているところでございます。それとあわせて、来年度、区の中の温室効果ガスがどのようなところから発生しているか、そういったような分析委託を今年度初めて行うところでございます。そういった分析を専門家の目によって実施することによりまして、より具体的な分析を行つて、区内の温室効果ガス削減に向けてしっかり取り組んでまいりたいというところでございます。

○柏原企画調整課長 失礼いたしました。先ほどの順位を訂正させていただきます。49位でございます。

○工藤品川区清掃事務所長 清掃事業における今回の力点というところでございますがやはり私どもも啓発が主体となっております。特に今回、新規計上をさせていただきましたごみの分け方、出し方のリーフレット、そういったものをまた全戸配布しまして、いろいろと近年のプラスチックによる海洋汚染問題等々、またプラスチックの削減につきまして、今回、周知啓発を図ってまいりたいというところでございます。

またあわせまして、資源の回収量の目的としまして、リサイクル施策という部分を充実してやっていくというのが今回の予算の内容でございます。

○飯沼委員 やはり区民の啓発、皆さんの意識、自治体と力を合わせて意識を高めていくというのが基本なのだと思うのですが、メニューはいろいろあるのですが、中身的に進んでいない、難しく苦勞していらっしゃるのではないかと思つていますが、特にCO₂排出量を減らす意味でも、マイクログラスチックを減らすためにも、プラスチックのごみ対策がすごく今、重点を置かれるべきであると思つています。特に使い捨てプラスチックの削減に力を入れるべきであると思つていますが、まずプラスチックごみの発生抑制をどのように考えていらっしゃるのか、どう進めていこうとしているのか、1点お聞かせいただきたいのと、プラスチックごみの全体量の推移、そして、そのうちどのくらいが燃やされているのか、ざっくりでいいので教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 プラスチックごみの発生抑制でございます。私ども、やはり循環型社会

の構築の実現を目指すということで、3Rという3つの取組みを周知しております。特に最初のRであるReduceというところで発生抑制を力点を入れておるところでございます。

具体的な啓発手法といたしましては、やはりレジ袋等をもらわない、マイバッグを持っていただくというところ、また、いわゆるマイボトル等の使用を推奨しまして、発生抑制を図っていくというところでございます。

近年の品川区におけるプラスチックの量というところでございますけれども、過去3年で申し上げますと、ペットボトルでは平成27年度1,411トン、平成28年度1,470トン、平成29年度1,469トンということで、傾向といたしましては、微増から横ばいという傾向になってございます。

また、プラスチック製容器包装につきましては、過去3年で申し上げますと、平成27年度1,179トン、平成28年度1,141トン、平成29年度1,132トンということで、微減傾向というふうになっておるところでございます。

○小林環境課長 区民に対する海洋プラスチックに対する課題の啓発という観点から申し上げますと、先ほど申し上げました「しながわECOフェスティバル」での取組みとあわせて、先日、2月に開催しました環境講演会では、海洋プラスチックに関する課題として、パネル展示を実施したところでございます。その実施したパネル展示とあわせまして、啓発リーフレットを参加者に配布したところでございます。

また、国が小中学生用の海洋ごみに関する教材を作成したところでございまして、そういったものも小中学校に配布したところでございます。さまざまな形を捉えて情報発信をしてみたいというふうを考えてございます。

○工藤品川区清掃事務所長 プラスチック、燃やされている量ということでございます。これ、23区の清掃工場のごみの中身について、燃やされる量の分析でございます。その中で言いますと、全体の18.91%、これは平成29年度の実績でございますが、燃やされているということでございます。

○飯沼委員 可燃ごみ、18.91%。

あと、ペットボトルなどでリサイクルされないものと、燃やす部分と、そうでない部分で処理をされる廃プラスチックがあるのかどうか、このところ、外国に輸出をされていて、中国などが輸入をもう行わないということで、どう投棄をされてしまうのか心配されている部分、わかったら1点教えてください。

あと、軽くて便利なペット樹脂生産量は、基本的には増えていると思うのです。中でもペットボトル飲料が増えていると思います。最近、缶コーヒーの容器がペットボトルに変わってしまって、自販機で売られている。結構人気があるそうですが、ごみになるものを買わない、使わない、出さない、分別に徹底するなど、区民の意識や取組みの向上が求められていますが、自治体と住民の協力が欠かせないと思っています。環境未来館とか、ECOフェスティバルなどの取組みが重要であると思っています。が、日々、毎日の暮らしの中で感じてほしいなと思っていることで、前回、決算のときに幾つか提案をしたのですが、その点がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っています。

1点目は、公共施設内の自販機のペットボトル飲料を紙パックに変えるとか、庁舎内は紙コップのところがありますし、中小企業のところは紙パックだけの飲料の自販機もあるのですが、こういった研究がどう進められているのか。あと、先ほど、ECOフェスティバルのところは、植物由来の食器に変えつつあるというか、研究がされているようですけれども、区内のイベントや町会とか自治会でいろいろ

なイベントがある、こういうときこそ教育・啓発の機会であると思っているのですが、こういったところのプラスチック容器の使用について、ぜひプラスチック以外の容器に変えていく、先ほどの植物由来もそうですし、紙とか木製、あとリターナブル食器はこのごろあまり使われていないのですが、こういった面でぜひ意識を育ててほしいと思うのが1点です。

あと、先ほど、DVDによる小中学校への教育のところがありました、いいDVDの教材があるので、地域をあちこち回って温暖化防止の啓発の事業に力を入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 ペットボトルの回収量、これは全国的な推移でお答えさせていただきますと、過去5年を見ますと、大体6,000トン前後で推移している、横ばいの状況でございます。また、有効利用率と言って、ペットボトル、いろいろとリサイクルされております。これが統計資料の中では約83.9%ということになっているということでございます。

○小林環境課長 委員ご提案がございました他の製品への代替品というところでございますが、例えば紙パック等につきましても、新たな製品が次々と開発されている状況かと思っております。さまざまな取組みを今進んでいる中で、その動向にはしっかり注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、ECOフェスティバル以外でのほかのイベントの展開等につきましては、まだこういったような代替製品の耐久性等の問題もあろうかと思っております。また、一般的にも知られていないのが現状かと思っておりますので、そういった事例を各課へ水平展開して情報共有するとともに、イベント等の状況も把握してまいりたいというふうに考えてございます。

また、啓発事業につきましては、引き続き、さまざまな形で進めてまいりたいと思っております。

○たけうち委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 283ページ、もったいないプロジェクト、291ページ、商店街の訪日外国人に対する取組みについて教えていただきたいと思えます。

もったいないプロジェクトですが、まず「等」ということが書いてあるのですけれども、この「等」について教えていただきたいのと、あと、今、もったいないプロジェクトも随分進んできて、商店街の方たちも取組みを進めてきていただいているところだと思えますが、これの方針と、今、もう既に取組みをやめてしまったお店もある、また、新しく出てくる新規に開業しているお店とかへのアプローチとかというところは、どのようにされているのか教えてください。

また、今もう既に取組みを進めていただいているお店等への、その後のアプローチがあるのかどうか教えていただきたいと思えます。

あと、商店街ですが、訪日外国人の取り込みをしていくというところで、品川区がさまざまな翻訳機を設置する、また、少し英語通じます商店街みたいなことで取組みを進めていると思えますが、実際に商店街に外国の方が来て、特に英語とかが多分多いのかと思うのですが、実際に買い物に来た方への対応は、今後さらに、訪日外国人は今、観光庁でもものすごい数で東京、日本に来る方が増えているところで、まさにインバウンド需要を取り込まなければいけないと思っているのですが、実際に来たときに対応は、今のままだとなかなか大変なのかと思っております。

そういった意味では、例えば英語、翻訳機は結構高価なものになると思うのですが、実際に話を外国人とする際に、翻訳アプリなども今はいろいろな自治体と連携して活用も進んでいるところかと思えますし、今、翻訳アプリについては、なかなか精度もいいのかということも聞いているのですが、これか

らの実際に即した英語の翻訳アプリを活用していくという考え方も必要なのかと思っているのですが、その点について聞かせていただきたいのと、また、商店の方で高齢でスマートフォンを利用されていないとかという方もいらっしゃると思いますが、そうした方への、やるかやらないかは別ですけれども、推進をしていくということも必要なのかと。アプリを使えるような支援もされているかと思いますが、そういったこともあわせて充実しながら英語の翻訳アプリを使えるようになっていくと、さらにそれをアピールすることで、この商店街は大丈夫ですよ、皆さん来てくださいということにもつながっていくのかなと思っているのですが、その点についてお聞かせください。

○小林環境課長 もったいないプロジェクトに関するご質問を3点いただいたと思います。

まず、もったいないプロジェクト等の中の「等」に含まれるものでございますが、これにつきましては、夏場に行われます打ち水に関する費用がこの中に含まれております。

それと、もったいない推進事業の方針でございますが、まずはこれ、当初の目標でございますが、東京オリンピックまでに150店舗を登録していくべく進めているところでございます。そのような中、現在、1月末でございますが、124店舗まで登録が進んでいるところでございます。

特に今年度につきましては、区を中心核である大井町駅に重点をおきまして、新たに16店舗が登録されたところでございます。こういったところからしっかり目立つ場所、あるいはPRが進むような場所を今後も重点的に進めていながら、この食品ロス削減も1つの対策として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、登録した後のアプローチでございますが、今年、登録店に対してのアンケートを行ってございます。実際にもったいない推進店に登録されたことによりまして、どういった取組みが新たに始まったのか。あるいは、行ったことに対して、食品ロスに対する新たな気づきが見つかったかとか、そういったところを調査し、把握をするところでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 商店街のほうも、訪日外国人の方々の来訪が非常に特徴的に増えている北品川の商店街のほう、旧東海道沿いでございます。こちらでは、専用の翻訳機、ポケトークと称するものでございますけれども、6台、商店街に配置をしまして、お店で商売をされる方と直接的なやりとりについて活用されているということでございます。

それで、すごく今、翻訳機自体も精度が上がっていて、話しかけると即時に英訳してというようなことで、非常に会話が成立するというようなことで、商連をはじめ団体も、そうした対応を推奨しているような状況でございます。

ただ、翻訳機が専用機ですので、委員おっしゃられた一般的に外国から来訪される方については、例えば、スマホなりをお持ちの方々も多いですので、そのスマートフォンの中に入っているアプリも同様に進化しておりますので、より汎用的なほうはどちらなのかということをいろいろ研究しながら進んでいくべきかとは思っております。

それから、ご商売をやられる方、高齢のお店の方も多いので、そうしたアプリですとか、スマートフォンそのものの使い方といいますか、そういったことも商店街連合会など、あるいは商店街の意向などを考慮しながら啓発していくようなことも必要だというふうに認識するところでございます。

○大倉委員 もったいないプロジェクトですが、今、110店舗を目標に進めているということで、SDGsにも食品ロスについて載っていますが、これからさらに進めていっていただきたいと思っております。例えば今、いろいろな飲食店でお持ち帰りというところで、ドギーバッグもそうですが、取組みは非常にハードルがあるというところで聞いているのですが、こうしたハードルがあるところ

ろを自治体がバックアップしていく支援をしていかないと、なかなか進んでいかないのかなと思っているのですが、そうした食中毒等の事例が起きてしまうと、その店舗の責任だというところがあるのですが、こうしたお持ち帰りとかへの自治体の支援、今、大津市のほうでも少し始まってきているのかということも聞いていますが、そうした食品ロス、さらに一步踏み出すような取組みについて推進していくことは非常に大事かと思っているのですが、その点について教えていただきたいと思います。

商店街の翻訳アプリですが、実際に来ていただけるような環境をつくっておかないと、いざ来たときに、当然、英語少し話せますみたいなアプローチも非常に大事だと思いますし、気軽に、英語の壁を商店の人たちがつくらないということも当然大事なのですが、実際に来てもらったときの対応というところで、ぜひお話を聞きながら進めいっていただければと思います。

もったいないプロジェクトについてももう一度伺います

○小林環境課長 食品持ち帰りに関する懸念でございますが、今、委員からご紹介ありました、やはり食中毒に関するご不安の声が高いかというふうに思っております。

先日行ったアンケートの中でも、やはり店舗側としてもそういったような懸念があって、また、国もこれに対して、食べ残しに取り組むにあたり留意事項として取りまとめた資料がございますが、やはりその中でも健康側の負担が非常に大きいというような声があるかと思っております。ただ、食品ロス削減に向けて、さまざまな取組みは今後も区としても続けていかなければいけないというふうに考えてございまして、特に今年度から始めました幼児向けとしては、紙芝居を作成して、小さいころから食品に対する大切さを学んでいただくような取組みを始めたところでございます。

また来年度につきましても、今まで手薄であった例えば中学生、高校生向けの事業として、ワークショップの開催などを含めて進めてまいりたいというふうに考えているところでございまして、引き続き幅広い世代に対して広く食品ロスの大切さを学んでいただく事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○たけうち委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 299ページのイベント事業資金貸付金、街路灯等LED化事業資金貸付金、共通商品券の運営資金貸付金ですけれども、この3つの貸付金については、内容はわかるのですけれども、お聞きしたいのは、貸し付けの形です。区が直接貸し付けるとするのは、かつてやっていたと思うのですけれども、最近ではほぼやっていないような気がするのですけれども、3つについて、それぞれどういう形なのか。そして、償還管理などはどういうふうに行っているのか、確実にやっているのかお伺いします。

次に、293ページの品川産業支援交流施設ですけれども、これ、歳入がすごく大きくて、区の事業としてはかなり効果の高いものと思っておりますが、現在の利用率と今後の見通しについて。それと、五反田バレーについてと、品川と田町の間のできる新しい産業という意味においても、そういう関係性についても、関係というか、私はライバルになってくると思うのですけれども、その辺についていかがですか。

次に、297ページの品川ビジネスクラブですけれども、ここは逆に、1つの団体の助成金としてはかなり大きな額だと思っているのですけれども、コストパフォーマンスとしてはどうでしょうか。そして、どのぐらい事業効果があるのでしょうか。お伺いします。

291ページの公共交通沿線商店街活性化事業ですけれども、この事業の目的と内容を教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 1点目の商店街の事業用つなぎ資金の返還金と申しますか、貸付の関

係です。こちらの3つそれぞれ種類はありますが、基本的には、例えばイベントのほうでは、商店街がイベントをする際に、基本的には東京都と品川区と、それから商店街で3分の1ずつ費用を持ちましよう、こういうようなフレームになっております。商店街としましては、自己資金の3分の1はあるのですが、イベントを実施する際に事業資金が足りないといいますか、そういったときに貸し付けを行うようなものでございます。そうしたイベント事業のつなぎ融資的なものでやらせていただいているところでございます。

それから、2点目の産業支援交流施設の利用率につきましては、3階のイベントホールにつきましては、90%以上の利用率というようなことでございます。

それから4階のコワーキングスペースなどにつきましては、従前に比べて年々利用者が増えているというような状況でございます。

あと、五反田バレーなどとの関連といいますと、SHIPも大崎、それから五反田エリアに立地している特性がありますので、ライバルというよりは、いい連携を保ちながら活動の拠点というようなところでも本施設を利用していただけるといったような形で、区とすれば考えているところでございます。

それから3つ目、ビジネスクラブにつきましては、一定、品川区と公的産業を担う関係で協定を締結しながら、財団法人のスピード感、あるいは民間に近い動きというようなところで相互役割分担しながらやらせていただいているところでございます。

コストパフォーマンスの部分につきましては、ビジネス創造コンテストなどを通じて、新規でこの地で創業する方々を双方の持ち味で誘導して、しっかり結びつけていこうというようなことで、一定、効果が出ているところでございます。

それから4つ目の公共交通沿線商店街活性化事業につきましては、さきに池上線の周年のイベントが東急主体でやりました。品川区の商店街の特性としますと、駅あるいは駅間を結ぶ商店街が非常に多いというような特性がありますので、そうした池上線沿線の鉄道事業者の周年イベントに応じた関連商店街に一定の事業の補助金をお渡しする形で、沿線ですので、大田区の商店街とも連携するというようなことを、今回は大井町線、それから京急も含めてというようなところで予算計上させていただいているところでございます。

○藤原委員 貸付金についての質問ですが、内容はわかっているので、今までは直接貸し付けをしていたのを、今は違うのではないですかという質問で、それとあと、償還管理などはどのようにしているのかという質問だったので、もう一度ご答弁いただきたいのと、それと、271ページの保健所管理運営費ですけれども、3つのセンターの表記が異なっています。例えば、大井には光熱水費がない。検査機器の保守委託は大井だけ。母子保健システムは品川だけ。そんなに保健センター自体で変わると思わないのですけれども、なぜ3つのところの共通ではないかについてお伺いします。

○山崎商業・ものづくり課長 大変失礼いたしました。貸付は、区が商連に対してお金を支出しまして、商連がそれぞれの商店街への貸付金額でありますとか、内容を確認してやりとりをします。そういう意味では、貸付金のお金の管理については直接的には商連が行って、年度末に区が商連に対して貸し付けた全体のものをまた戻していただくというようなスキームで適正に管理をさせていただいているところでございます。

○川島健康課長 保健センターの管理運営費ですが、こちらはそれぞれ広さですとか大きさ、それから例えば荏原ですと複合施設になっているということで、内容がそれぞれ異なった維持管理の経費がかかるということでございます。

○藤原委員 わかりました。それと、279ページのアレルギー等居住環境調査のところですけども、予算額が18万円と非常に控えめな金額ですが、報道される化学物質あるいはダニなどのハウスダストも含まれるのでしょうか。その辺の確認と、最近の傾向を質問したいのと、件数は増加傾向にあるのかと、今後の方向性についてお伺いします。

○鈴木生活衛生課長 お尋ねのありました環境関係の調査でございますが、これは国の調査を受けて、区のほうでも区民の方の健康状況の管理のために行っているものでございます。

平成30年度に関しましては、実際のご相談は7件いただいたうち、検査まで区のほうで対応したものは現在ございませんので、18万円は基本的な事務経費だとか、その辺の部分を毎年計上しているものでございます。

○たけうち委員長 次に、田中委員。

○田中委員 271ページ、2目母子保健費、母子手帳とネウボラについて伺います。279ページ、1目環境対策費、香害について伺います。295ページ、1目産業経済費、就業支援事業について。まず、母子手帳、ネウボラについてです。

品川区では、現在、子宮頸がんワクチンについて積極的な勧奨を差し控えています。「いきいきあんしん子育てガイド」や予防接種のお知らせには、積極的な勧奨は差し控えている旨の表記がされておりますが、母子手帳の予防接種スケジュールでは、子宮頸がんワクチン接種について記載があり、現在の区の方針を示す注意書きは書かれていません。母子手帳にも区の方針どおり表記するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして続けて、約10年前の母子手帳には、児童憲章とともに子どもの権利条約について記載がされていましたが、現在の品川区の母子手帳には、児童憲章しか書かれていません。世田谷区では、母子手帳に2010年版まで子どもの権利条約を掲載していましたが、ページ数を減らすレイアウト変更により削られていました。それに対し小学生が、子どもにも大人と同じ権利があるとわかり、子どもも条約を知り、守られていると実感をしたら、いじめをすることも減ると思う、みんなに広げていきたいと訴え、全ての親が持つ母子手帳に載せたいと母子手帳への子どもの権利条約の掲載を区長へ要望し、2019年度の母子手帳から条約の骨子が掲載される予定です。子どもへのさまざまな暴力が連日報道されています。子どもは親の所有物ではなく、独立した人格であることを確認する機会につながるよう、品川区の母子手帳にも、再度、子どもの権利条約が掲載されるよう求めますが、いかがでしょうか。

○鷹簀保健予防課長 母子手帳の予防接種欄にヒトパピローマウイルスの予防接種、積極的な接種の勧奨は差し控えるよう書いていない件でございますが、この母子手帳に関しましては、子どもが受けることができる予防接種全てが載っております。逆に、接種努力義務がある予防接種についても努力義務があると書いてあるわけではございませんので、必要な予防接種については、定期も任意も全て母子手帳には載っているということです。特段意識をして積極的な勧奨を差し控えるというふうに対応するものではございません。

○川島健康課長 子どもの権利条約の記載の件でございます。世田谷区の今ご紹介いただいた件は、ページを減らすために削除したということで、ちょっと私どものほうで、今、母子手帳にそれが掲載されていない経緯については承知しておりませんが、こちらはいずれにしても、母子手帳、それからお母様方にお知らせする情報はいろいろありまして、本体のほうに載せるかどうかということも含めてですけども、なかなか必要な情報がいろいろある、多々ある中で、これをどうするか、今この場では

お答えできないのですが、そういう世田谷区の動きがあるというところは踏まえながら、どうするかということを進めていきたいと思っております。

○田中委員 まず、子宮頸がんワクチンのことについてです。先ほどもお伝えしましたが、いきいきあんしんガイドや予防接種のお知らせには、区の方針がきちんと書かれているのです。でも、母子手帳を持っている保護者として、やはり母子手帳の予防接種欄は確認します。そのときに、区の方針が書かれていなくて、あんしんガイドとはちょっと違うなどと思って、どちらなのだろうと保護者も悩むと思うので、別にほかの用紙で示すだけでもよいので、ぜひそういうふうに示していただきたいと思います。

また、母子手帳に子どもの権利条約を書くか書かないかという話、約5年に一度、たしか母子手帳の内容について検討がされているという話を前もって聞いています。その際にも、予防接種のこともそうですけれども、権利条約のことも、なぜ抜けてしまったのかなどもあわせていろいろ検討していただきたいと思います。

次へいきます。あとで答弁ください。

民生費でも伺ったのですが、生活者ネットワークは、保護者が具体的に産褥期について学べる場や情報提供の強化を求めています。一般質問でこの問題を取り上げた際には、産褥期に関する産前段階での情報提供については重要と考えており、内容を工夫し、今後充実するという答弁をいただきました。産褥期に関しては、しながわネウボラネットワークで提携している一般社団法人ドゥーラ協会からも、本人や配偶者にあらかじめ産褥期の知識や準備があれば負担軽減につながるという声が届いています。次年度に向けて、産褥期の情報提供について、どのように充実させていくのか伺います。

それと、思いがけない妊娠の相談窓口のホームページ掲載について、民生費では、現在、どこに掲載するか検討中とのことでした。思いがけない妊娠の相談は、年齢や性別を問いません。ぜひ先進的に取り組んでいる他自治体の事例も参考にして、早急にホームページ上に新たな項目として記載し、また、そのホームページがすぐにつながるような体制を整え、母子の命をつなげる取組みを始めてほしいと求めますが、見解を伺います。

○鷹箸保健予防課長 母子手帳へのHPVワクチンの記載についてですけれども、先ほどの国の方針、接種勧奨差し控えの方向性が出たのが平成25年でございます。一方、HPVワクチンは、中学校1年生から打つということもありまして、今後の方針について、どのように変わるかというのは、今時点で見通しがついていないという部分がありますので、産まれたお子さんの母子手帳の全てに記載するというのは、ちょっと違うのかなというところと、平成25年の差し控え、積極的勧奨中止通知の中に、一方で、定期接種は中止するものではないので、対象者のうち希望者には接種の機会の確保を図ることということも同時に通知されておりますので、今後の方向性について、しっかり見据えていきたいというふうに考えております。

○川島健康課長 子どもの権利条約の記載のところでございますけれども、自治体の任意様式というところで国に示された部分に沿った形でつくられている母子手帳を購入しているところですので、それが載っているものを探すとかという話もあるかもしれませんが、大事な情報であるというようなところも踏まえまして、どうするかというのは今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○仁平品川保健センター所長 まず、産褥期における親への支援でございますけれども、現在も妊娠期の届け出の面談とか、そういう場におきまして、情報提供に努めているところでございます。引き続き、最新の情報等を提供できるように進めてまいりたいと考えております。

次に、思いがけない妊娠につきましてのホームページへの掲載でございますけれども、やはり妊娠と

という言葉がキーワードになってくるのかと思いますので、そういう分野に掲載していきたいと現在考えております。

○田中委員 ワクチンのほうです。区の統一見解、とにかく保護者が混乱しないように統一していただければと思います。

そして、子どもの権利条約についてですけれども、母子手帳を充実させるというのは自治体でもできることですよね。ですので、ぜひ加えていただければと思います。

そして、ネウボラです。他自治体でも、妊娠・出産にとまどいのある方へと項目を立てて都の窓口を載せていたり、具体的な内容を表記しているところもあるので、ぜひ工夫していただければと思います。

香害です。2018年予算特別委員会で香害について質問しました。その後、シャボン玉石けんが香害に悩む小学生からの手紙とともに、香害、化学物質過敏症について広告を出したことから社会的に認知が広がりました。区内の保育園では、柔軟剤の香りは子どもにとって刺激が強過ぎたり、体質によっては体調に影響が出てしまう子もいるので配慮しましょうと注意を促すお知らせをした件もあります。区の中でも香りの害に悩む人の声があります。その配慮について啓発を求めますが、いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 区のほうでも、香りの好みなり、体調によりにおいが嫌な方とかということについては把握しておりますが、保健所のほうには具体的なお相談はまだいただいております。また、厚生労働省のほうでも、原因物質の特定、それから因果関係の特定ができていないということで、まだ具体的には動いておりませんので、保健所として、今、啓発は控えているところでございます。

○たけうち委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、277ページ、狂犬病予防および動物の愛護について、287ページ、廃棄物排出指導費について、収集運搬事業について、289ページの動物死体処理費について、293ページ、女性専用コワーキングスペース、301ページ、消費者育成および支援についてをお伺いいたします。

1点目は、清掃費について。また狂犬病および動物の愛護についてお伺いいたします。

私は、荏原地区を管轄する品川区清掃事務所の西小山分室を視察してお話をお伺いいたしました。先日、芹澤委員の質問にもありましたが、荏原地区におけるワンルームマンションのごみ・資源の排出状況と、現在、どのような対策をしているのか教えてください。

また、外国人にとって、品川区のごみ資源の分別ルールを理解することは難しいと思うのですが、言語の壁を職員の方々はどのように解決をしているのでしょうか。

車両管理についてお伺いします。平成30年度の小型プレス車のタイヤ45本が、平成31年度は30本となっておりますが、15本減っていることについて理由をお聞かせください。

動物死体処理費について、450頭とあります。平成30年度の予算では、品川区清掃事務所分が134頭、荏原庁舎分が92頭の計226頭より2倍の予算になっておりますが、この理由についてご説明をお願いいたします。

2点目にいきます。女性専用コワーキングスペースについてお伺いいたします。

武蔵小山創業支援センターの機能強化のために、女性専用コワーキングスペースを設置するということがありますが、子育て中の女性が利用する場合の支援等がありますでしょうか。オアシスルームや近隣の保育施設等との連携の可能性についてお伺いいたします。

3点目もいきます。消費者育成および支援についてお伺いいたします。

成人年齢が20歳から18歳に引き下がることによって、「国民生活」2019年2月号の「消費者

行政と学校現場の連携による新しい消費者教育―それぞれの強みを生かしてつなぐ―」の中で、大本久美子大阪教育大学教育学部教授は、消費者教育の必要性を理解した教員は、批判的思考力、判断力の育成や消費者被害、加害者防止のための学習を自身の授業で実践することでしようと述べています。

ここで委員長の許可をいただきましたので、タブレットに資料を提示いたします。

2019年版『くらしの豆知識』に、悪質商法の手口が公開されています。騙されないためには、誰でも騙されるという認識を持つことであり、必要なのは信じる気持ちの裏をかかされると、誰でも心に隙ができて騙されることがあるという認識です。そのためには、冷静さを取り戻す練習、あやしいメッセージに敏感になる練習、最新の手口を知ること、契約前には信頼できる人や機関に相談することなどを日ごろから練習しておくことが大切ですとあります。このような練習をあらゆる年齢層の区民の方々が気軽に日ごろから行いやすい環境を整えていただきたいと思います。

まず、現在、被害が急増している架空請求など、高齢者の被害状況と支援について教えてください。

また、インターネットやSNSを利用する10代や20代の若者に向けた支援と、教育との連携を効果的に実施していただきたいのですが、批判的思考力、判断力の育成や消費者被害、加害防止のための学習の機会について、区のご見解をお伺いいたします。

○工藤品川区清掃事務所長 3点のご質問をいただきました。

まず、マナーの向上に対する取組みということでございます。1点目の単身世帯に対する取組みということでございますけれども、これまでも不適正な排出がある場合には、清掃事務所にて指導または助言を行ってきたというところでございます。

ご指摘のワンルーム等の集合住宅につきましては、管理人が常駐していないケースが多いので、建物の管理会社を通じまして居住者に改善を促しているというところでございます。

また、改善が見られない場合には、啓発チラシの各戸投入や直接訪問により、マナーの向上に努めているというところでございます。

また、外国人に対するマナーという面でございますけれども、転入手続の際に、ごみ資源の分け方・出し方の外国語版の啓発冊子にてご案内している。また、収集現場の中でも、実際に排出状況がわかりますので、それに沿ったような形で、私ども、1対1の関係で改善を促しているというところでございます。

次に、2点目でございますけれども、タイヤの維持管理費にかかわる部分でございます。タイヤの本数についてですが、プレス車を17台所有しておりまして、その車両を耐用年数に応じて、また車のタイヤの消耗度に応じて交換しているというところでございます。来年度の見通しが実績としてこのような部分が見込まれるというところで若干増えてございます。

最後に、動物死体にかかわる件でございますけれども、こちらは、予算書の289ページの処理費というところで、253万円余、計上させていただいております。この内訳といたしましては、例年800件程度の動物死体の処理があるというところで、処分費が1件当たり3,024円かかるというところで、830頭分の予想に、3,024円の単価を掛けた数字でございます。昨年度と比べて、ほぼ同様の部分の予算計上をさせていただいているところでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 武蔵小山創業支援センターの女性専用コワーキングスペースの関係でございます。こちらは、武蔵小山創業支援センターの機能強化ということで、新たに設置をさせていただいております。近隣の保育施設などとの連携につきまして、もともとビル自体が、2階、3階に東京都の認証保育所が入っておりまして、こちらとは契約といたしますか、協定を締結して、預かり

保育機能というようなところで、そうしたことをもって適正に運営をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、悪質商法の関係でございます。こちらは、いろいろこういったご商売の手口に対して、啓発をするなりということがすごく大切なことだと感じているところでございます。高齢者には積極的に地域とかかわる、相談先を見つけておくというようなこととともに、若い方への学習機会につきましては、こちらはやはりさまざまな出前講座でありますとか、各種啓発、こうしたチラシなど、これはSNS、ホームページなどの発信も含めて、しっかりこのところをまずやるということと、いろいろな事例が、自分と一緒にだというようなことで気づく場合が非常に多いというふうに感じております。こうした消費者教育につきましては、もともと幼児期の家庭の中の教育でありますとか、学校、社会というようなそれぞれのライフステージで学んでいくものかと思うところだと思っています。今後、学校教育のほうと、そうした関係で連携をしていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

○横山委員 消費者教育について、私は最新の手口を知ってトラブルを事前に予防していくことが重要だと思っていますので、あらゆる手段で発信をしていただいて、ネットワーク、見守りの輪を広げていただけますよう要望させていただきます。ありがとうございます。

また、清掃についてですけれども、同数ということで了解いたしました。

また、タイヤのほうの消耗の件に関しても承知いたしました。

視察の際にも、職員の方々の健康管理についてお話をお伺いしたのですけれども、保育士や介護士は、中腰になったりですとか、重い物を持ち上げる動作を伴いますから、腰痛などを抱えながら勤務されていらっしゃる方もいらっしゃると思います。先ほどの事故防止の観点からも、職員の方々への心身のケアにも注視していただきたいというふうに要望させていただきますが、こちらはお答えいただければと思います。

また、動物の部分についてですけれども、アニマルウェルフェアの考え方を区としてどのように捉えていますでしょうか。こちらも簡単にお答えいただけたらと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 職員に対する啓発や体制ということでございます。私ども清掃事務所、清掃安全衛生委員会というものを法律に基づいて、条例に基づいて設置しております。その中で、例えば腰痛の場合には、腰痛予防のためにどういった姿勢を取るのかとか、研修を企画したり、そのような対応をしながらケアに努めているところでございます。

○たけうち委員長 アニマルウェルフェアというのは、どなたが答えられますか。

○鈴木生活衛生課長 動物のアニマルウェルフェア、動物愛護の観点から諸団体の方々に啓発を行って、適正な管理をお願いしているところでございます。

○たけうち委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、267ページ、健康づくり支援事業費、健康大学しながわについて、また267ページ、禁煙外来治療費助成、281ページ、環境調査測定費に関連して、また297ページ、299ページ、共同装飾灯、街路灯に関連してお聞きいたします。

まず、健康大学しながわについてですけれども、こうした健康づくり、人口減少、また超高齢社会を迎える日本、もちろん品川区におきましては、やはり健康寿命を延ばすこと、高齢者はもちろん、現役、若い世代のうちから健康を意識して健康づくりに取り組むというのは、非常に重要であると考えておまして、区でも支援をしていくことは重要だと考えております。

健康大学しながわは、どのようなものを行っているのか。私も品川区のホームページで拝見いたしました。健康大学しながわのご案内というページが区のホームページにあるのですけれども、これを見ましても、入校の方法や、一体どういった講義内容なのかがよくわからない状況になっておりまして、荏原保健センターのページにいきましても、それもよくわからない状況です。今、ネットやホームページで情報収集する方も増えておりますので、やはりこの健康大学しながわという事業、当然、大切なことをやっていると思いますけれども、そうしたことを周知するという意味でも、今の健康大学しながわのご案内ページの改善を行っていただきたいのですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○榎本荏原保健センター所長 健康大学しながわについてですけれども、当初、約半年間の期間を設けて、20幾つの講座を大学のような形で設けましてやっておりました。ただ、平成28年度からは、少し受講者の方が減ってきたということもございまして、比較的短い七、八回のコースに変えて、受けやすい形で健康チャレンジコースということで受けていただきながら、その中で地域の健康づくりをやっていきたいという方も公募いたしまして、その後、マスターコースというコースを設けまして、実際に地域で健康づくり活動をされる方を育成しているというようなものが、この健康大学しながわでございます。

委員のほうから、ホームページでの周知が不足しているというところに関しましては、毎年コースをやるころには募集の案内を載せたりするのですけれども、6月ごろになりますので、それが終わってからは閉じてしまったりしている関係もありまして、そのあたりに関しましては、今後、もう少しわかりやすいページにしていくように考えたいと思います。

○筒井委員 ぜひよろしくをお願いします。こうした健康大学しながわに入りたいという方は結構潜在的に多くいらっしゃると思いますので、よろしくをお願いします。

今現在は荏原保健センターですけれども、品川保健センターにおいても開講するというお考えはないでしょうか。

○榎本荏原保健センター所長 かつて約7年間ほどは品川保健センターで所管としてやっておりました。3保健センターにおきましては、さまざま一緒に協力しながら保健センターでやっている事業が多々ございまして、この健康大学しながわも同様に、所管はありますけれども、協力しながらやっている事業の1つでございます。

○筒井委員 はい、わかりました。では、協力してやっていただけてということで、引き続き、こうした健康づくりの支援をよろしくをお願いします。

禁煙外来についてお伺いしますけれども、昨年は予算額が88万円から今年度は140万8,000円にまで増額されており、当初予算見積書も100人の方のご利用を見込まれているのですけれども、この禁煙外来を受けに来ている方は増えているのでしょうか。今現在の状況をお聞かせください。

○川島健康課長 禁煙外来助成の申請の状況ということでございます。昨年度は1年間を通して、登録された方が38人で、治療が終わって助成金を申請された方が21人ということだったのですが、3月、今日現在ということですのでけれども、登録していただいているのは75人で、治療が完了して申請していただいた方が29人という状況で、昨年度よりも多くの方に申請していただいている状況でございます。

○筒井委員 わかりました。非常にいいことかと考えております。受動喫煙の防止にあたり、そうしたそもそもたばこをやめたい方がやめられるような支援は、ある意味、ソフト面における受動喫煙防止ということになるかと思っておりますので、ぜひそういったことを引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、環境調査測定費に関連しまして、平成30年度予算には、航空機騒音調査があったかと思うのですが、今年はありません。その理由をお知らせください。

○小林環境課長 航空機騒音調査の予算の件でございますが、この背景は、羽田空港の機能強化にしまして、騒音対策の一環として国が騒音測定器を設置するというは以前にも示されたことでございますが、区内外を含め、具体的な設置場所については何も示されていない中、区として、の状況把握の一環で設置することを予算措置をしたところでございます。国との事務レベルの打ち合わせの中では、現在、国は引き続き設置場所の検討を進めるということでございますが、現段階で区内に複数箇所設置することで検討を進めているということでございますので、現在、国の動向が見えてきたということで、今年度につきましては計上しないところでございます。

○筒井委員 国の動向が見えてきたから計上しないということでしょうか。ちょっとよくわからなかったのもう1回ご説明をお願いします。

○小林環境課長 まず、この騒音測定器でございますが、そもそもまずは国がしっかり整備すべき騒音測定器でございますが、なかなかそれが具体的な場所が示されてこなかったということもございましたので、区としても予算要求しながらというのが今までの状況かというふうに思っております。

ただ、国が今、事務レベルの打ち合わせの中では、その検討場所の経過が今進んでいる状況であるところから、また設置場所については区内には設置する、また複数箇所設置ということが今検討が進められているところでございますので、区として設置するわけではなく、国が今、検討を進めているところでございますので、現段階では計上しないところでございます。

○筒井委員 わかりました。今、国土交通省も調査を行っているところということなのですが、ぜひどのような施設でやっているのかということを開示していただきたいのと、また、WHO欧州事務局が昨年2018年10月に環境騒音ガイドラインを更新しまして、航空機騒音に対しては45デシベルを下回るようにということを発表しております。また、昨年8月、コロンビア大学の研究におきましては、60デシベルの騒音に連続で長期間さらされると、循環器疾患、神経症の発症を患う可能性が高まるということが出ておりますので、新しくそうした騒音の健康被害が非常に今、注目されてきておりますので、これは品川区としても厳しく国土交通省に対して追及していただきたいと考えております。3時間といえども、今、WHOとかの基準を超えるわけですから、これは引き続き注視していただきたいのですけれども、区としてはどのような態度で臨むのでしょうか。

○小林環境課長 WHOのさまざまな情報が流れているところかと思っておりますが、国は引き続き精査していくということを伺っておりますので、その精査の状況をしっかり動向を把握していきたいというふうに考えてございます。

○たけうち委員長 次に、つる委員。

○つる委員 266ページ、保健衛生費、271ページ、新生児聴覚検査、275ページ、定期予防接種、278ページ、環境対策費、290ページ、産業経済費について伺います。

まず、275ページ、定期予防接種ですが、補正でも伺いましたが、昨年の一般質問でも伺いまして、小児がん等で失われてしまった免疫のワクチンの定期予防接種の再接種に対する助成について何度か伺っておりますが、方向性はそうしたことができるような方向性ということでお答えもいただいております。また、一般質問のときにも、区長から直接、今後検討していくというご答弁もいただいております。また、品川区として、いろいろな自治体が少しずつ今、助成をする自治体が増えていますが、いろいろなやり方があると思うのですが、その手続的なことで、どういうふうにするかによってそれ

が可能となるのか、その手続の部分について教えてください。

○鷹箸保健予防課長 手続でございますが、これまでは一度予防接種を定期で終わった方について、どのような必要があろうとも一度終わった方はもう一度対象にはならなかったところでございますが、委員ご指摘の小児がんなどで免疫の治療をされた方については、せっかくこれまでワクチンを受け続けてきたわけでございますので、そういった方を、これまでは対象ではなかった人を新たに区として対象とするというような要綱整備などの手続が必要かというふうに考えています。

○つる委員 今、最後のところにありました要綱等の整備で可能だと。特段、予算を確保するということでもなくできるということで、国では、川崎市なども請願等が出たことも含めてなのでしょうけれども、ある程度の助成対象の想定人数をつくって予算を計上しているというふうにやっているところもあります。今のご答弁をいただいたように、要綱の整備等で対応ができるというふうにやっているところもあるかと思えます。

なので、ぜひ、既にご答弁をいただいておりますが、実施に向けた具体的な検討作業を推進していただきたい。改めて求めたいと思えます。

次にいきます。保健衛生費という観点ですが、この部分でお答えいただけるかどうかはあれなのですが、アレルギー除去食品等、お子さんに食物アレルギーのあるご家庭で、それを購入して、ふだんのお弁当だとか、日常の食事等に提供している家庭があると思えます。これは当然、花粉症などもお医者さんでアレルギーの薬をもらえば、それは医療費控除として控除対象になったりするのですが、アレルギー除去食品等については、所得税の控除対象には現在なっていない。大きく言うと医療費という枠組みの中にも入っていないということで、なかなかその辺の課題はあるかと思えます。どういう形で支援ができるのかと、ご相談を受けたことから、何らかの支援ができないのかという観点では、税制においては所得税は国の課題になりますが、例えば自治体において、いろいろな疾病・疾患等がある中で、エピペン等のアナフィラキシーでの対応はありますが、アレルギー除去食品、日常、通常の食材よりも割高になっているという部分もあります。その辺に関して、区として何らかの支援策として考えられ得るものがあるとしたら、どうしたことが想定できるのか、考えがあれば教えてください。

○仁平品川保健センター所長 アレルギー除去食品の区の支援の考え方というところでございますけれども、我々が今現在行っている件につきましては、保健センターにおきましては、アレルギー関係の食品の相談がありますと、個別の相談と、離乳食教室等でのアレルギー食品の啓発という形になっておりまして、一義的にはアレルギー食品の啓発等、そういう相談支援が我々の役目になっているのかと考えているところでございます。

直接、食品の購入に関しましては、それぞれの判断基準をつくっていくのはなかなか難しいことかと考えているところでございますので、実際には難しいかと考えております。

○つる委員 ご相談いただいて、私もその間、いろいろ調べてみましたが、直接的に除去食品等に対する購入助成等を行っている自治体は、今のところないのかと、調べ切れていないのですが、もう少し自分の中でも研究はしていきたいと思うのですが、ただ、民間の食品会社、食品加工会社のほうで、直接的ではないのですが、そうしたものを研究開発していくものに対しての助成とかを企業として行っていたりするということがあって、そうすると、アレルギー除去をされた食べられる食品の数が増えていく。こういうことはいいことなのかと思うのですが、ただ、結果としてアレルギーがクリアになって治っていくということが当然いいわけですが、生活に対する一定の支援、そういった部分、一番大変なのはアレルギーになっているお子さんが一番大変なのですが、最近そういう支援もありますけれ

ども、そうしたところへの支援策を、今後、私のほうでも研究をして、何らかの手立てがあるならば、自治体としての支援策をつくってもいいのではないかという観点で、また改めての機会でご伺っていただけらと思います。

これ、自分自身の質疑の中で、2016年で牛乳のアレルギーが小学校で53名、中学校で6名、合計64名いらっしゃるのか、それだけではないと思うのですが、やはり生活環境、環境課がかかわって、そうした課題は非常に大きい部分があるかと思っておりますので、品川区としてもそういう観点での研究もぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次にいきます。271ページ、新生児聴覚検査であります。これはずっと求めてきて、東京都全体として都社協の場での対応等もやっていただいて、一律3,000円の助成がつくという形であります。この間、それまでも23区全体で見ても、8割の方が検査を受けているというご答弁がありました。実際、助成が今回されるということで、それが10割、100%の実施に向けていかなければならないのかという、そういう部分もあります。それも含めた周知啓発が今後さらに必要になってくると思います。保護者に見れば、助成を活用して実施していただくことが一番大事なわけでありまして、これまでのさきのご答弁をいただいたときにも、60の方が要再検査というふうになっている部分がありますので、早期発見というところにしっかりと結びつけていくという観点で、その辺をどのように周知啓発、また実施していくのか教えてください。

○仁平品川保健センター所長 新生児聴覚検査の周知啓発の件につきましてお答えさせていただきます。

この制度は4月1日から実施される事業になりまして、今現在は、4月1日からは母子手帳交付のときに、こういう助成制度が始まったので積極的に検査の勧奨を行っていきたくて考えているところでございます。既にもう4月以降の出産予定の方は、妊娠届出が終わっていらっしゃいます。こういう方に対しては、今月中旬ぐらいになりますけれども、個別の郵送におきまして、制度が始まったことを周知していきたいと考えているところであります。それ以外に予防接種等を行われている医療機関が区内にございます。そうしますと、お母さん方が行かれる機会が多くなると思いますので、そういう医療機関に対しまして、周知啓発のポスター等を配らせていただきまして、啓発に努めているところでございます。

○つる委員 ぜひ受診率が100%に近づくように、またこういったリスクがあるお子さんが少しでも早く発見できて、しっかりと自分の耳でいろいろな音を聞いていけるという支援策をしっかりとっていただきたいと思っております。

ご相談いただいた方、私が初めて新生児聴覚検査に対する支援策を考えたいきっかけをいただいた保護者の方に、今回こういうことになると伝えたと、そのお母様の反応としては、もう遅いよという反応をいただきました。確かにそのとおりです。ただ、行政としてもいろいろな観点からやっていただいて、その方にとってみれば、お子さんがたくさんいらっしゃるのですけれども、その中で複数、聴覚に障害のあるお子さんがいらっしゃって、ただ、初めに行ったところには検査がなかったということで、公立の病院なのですが、なかったから、そういうところでの支援策を私もずっと伺ってきた中で、今回実施される際には、そのお母さんもおっしゃっていましたが、これからのお母さんには、お子様たちのために、しっかりと検査を受けていただいて、そうしたリスクを未然に回避していくことの支援策にしてもらいたいという声も伺いましたので、ぜひ積極的な支援をやっていただきたいと思っております。

次にいきます。278ページ、環境対策費、290ページ、産業経済費に関連してという言い方にな

と思いますが、町工場の方からいろいろお話を伺う中でこういう話がありました。この辺、並びずつとみんな同じ工場だったのだけれども、引き継ぐ人がいなくて、みんな売ってしまって家になっている。そうすると、新しい方が引っ越してくると、私がこうやって作業をやっていると、うるさいと苦情と言われるのだと。そういうことはよくある話だと思うのですが、そのことに関しての支援策、例えば騒音対策、大きい部分での業種の中での枠組みとかはいろいろあると思うのですが、今申し上げたような観点での支援策があるのかどうか教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 企業立地継続支援事業というものがございます。今のようないろいろな周辺の環境の変化に応じて、いわゆる企業所の騒音など、こういった苦情などを環境部門で受けまして、私どもがそちらの騒音低減の具体的なサッシの二重化などの工事費の一部助成というような具体的な助成制度はございます。

○つる委員 私も今の具体的な名前でもその方にお伝えできなかったのですが、ただ、その工場主の方がおっしゃっていたのは、私の仲間はそういう観点でやめた人がたくさんいるのだとおっしゃっていたので、逆に言うと、その支援策に限らず、本当にそうしたものづくりというのは、宇宙工学などを支えていらっしゃる方たちの技術がそういった課題で継承されずに閉じていかれるというのは、やはりあまりいいことではないのかなと思うので、それこそ周知をしっかりと進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、290ページ、これも産業経済費、大きいくりなのですが、別の款でも若干出しましたが、障害者の工賃向上の支援策、この支援の観点を、ぜひ産業経済費というか、商業・ものづくり課としての観点からの支援の構築をぜひつくっていただきたいと思います。障害者のそうした施設でのいわゆる工賃といわれるもの、その向上につながるような仕組みづくり、もしくは就労としての仕組みづくり、これは私は1つのポイントとして、デザインだとか、ファッションだとか、そうした観点を、この間、訴えさせていただいておりますけれども、何か商業・ものづくり課としての障害者福祉課との連携アプローチ、また民間も含めた枠組み、そうした検討があれば教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 いわゆる企業所の従業員の方で障害者の方々の一定の法定の雇用率がございます。なかなか区内の事業所は小規模事業所が多々ございますので、そうした国の推奨する一定比率の雇用も1つの課題だというようなところでお話をお伺いする機会が多々ございます。まずはこうした障害者の雇用促進法の理念を事業者の方々にご理解をいただくとともに、そうした障害者の方の雇用の条件といいますか、これを同時にご理解を賜るような啓発というようなところで今はやらせていただいているような状況でございます。

○つる委員 もう少し大きい枠組みという部分でお聞きしたので、また改めて機会があれば伺ってきたいと思います。

○たけうち委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時03分休憩

○午後1時05分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。芹澤委員。

○芹澤委員 私からは、295ページ、知的財産権取得支援、297ページ、五反田バレー情報発信

についてお伺いいたします。

まず、五反田バレーの情報発信についてであります。五反田バレーの情報発信ということで、今年度から800万円近い予算が組まれております。これまで五反田バレーについては特に情報発信があまりなされていなかったのかと思っています。ウェブ上で検索すると、今の時点では、区と一般社団法人が協定を締結したという記事のみであります。これから予算執行ということで非常に期待をしておりますが、まず五反田バレーの範囲についてお伺いいたします。

民間がつくったマップではありますが、ウェブのヒットでは、大崎の小関橋を超えた企業も五反田バレーのマップとして掲載されています。区が五反田バレーの支援を検討する中で、どこまでの範囲を場所として五反田バレーとすると考えているのか。あとは企業の形態とか、規模とか、対象の範囲をどのように考えているのかお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 「五反田バレー」という単語自体、社団法人の五反田バレーを差す場合と、それから、品川区の産業構造の変化によって集積する情報IT化推進の、そのことを差して呼称しているような場合があります。そういう意味では、広い意味で、区としましては、五反田・大崎エリアを中心にする情報通信業というようなことで定義をさせていただいているところでございます。したがって、丁目などで区切るような、そうした明確なものは持ってございません。

五反田駅周辺のいわゆるベンチャー企業につきましては、それぞれの企業特性に応じた、例えば最近では、人工知能のAIの分野に特化したものでありますとか、それから、いわゆるもののインターネットのIoTの組み込みソフトなどを中心に行っているというようなところと、あと、企業の大きさはさまざまですけれども、一般的にはまだ小規模の事業所、いわゆる20人以下のベンチャー企業が多いというようなところで捉えているところでございます。

○芹澤委員 特に明確な基準はないというような認識で受けとめさせていただきました。

関連して、知的財産権の取得支援について伺わせていただきます。

区では、知的財産権の取得助成支援を行っており、区内の企業を守る姿勢には大変誇りを持っております。知的財産権の中には、特許を代表とする物質文化的な権利と、アート、音楽などの著作権を代表する精神文化的な権利に分かれます。現在、区の知的財産取得支援については、商業や特許など物質文化的権利に限定された支援をしております。支援項目に著作権も含むべきなのかと考えておりますが、まず支援項目を絞った理由を伺わせてください。

続けて、企業の財産を登録し、周知させるという意味合いでは、著作権をやはり含めるべきなのかと思うのですが、なぜ絞ったのかという理由をあわせてお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 企業の知的財産を取得する支援の理由でございます。これはもちろん企業が、実社会で競争を勝ち抜くための1つの有力なものというようなことで、ご支援をさせていただいているということと、それから、企業が特許として申請する技術的なものでありますとか、そうした特許にかかわる中身について、そういった中身が一番多いのですけれども、内容としましては、商標あるいは意匠、デザイン、それから実用新案というような分野も含めて支援をさせていただいているというようなことであります。

○たけうち委員長 著作権を入れなかった理由、絞った理由。

○山崎商業・ものづくり課長 それで、対象につきましては、今後拡大していく方向にあるだろうということで、まずこの事業を新規事業として生み出す際には、一番特許申請が多いところから充てていこうというようなことでございます。委員にご紹介いただいた物質的なもの以外の分野についても、推

移を見ながらそこをこれから検討していこうというようなところでございます。

○芹澤委員 知財に対しても非常に前向きな姿勢ということで受け取りました。ありがとうございます。知的財産権の登録については、中小零細企業の多い都市部では大きな権利でありながら、まだまだ認知度、理解度が低いように思っています。周知方法について、現在の周知方法をまずお聞かせいただきたいのと、例えば、創業融資を行う際の窓口からのご案内があったりとか、青色申告会など各種団体からの周知が行われているのか、さまざまな場所、人からの案内があるべきかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

関連して続けます。

昨年、区と一般社団法人五反田バレーが協定を結びました。昨年、決算特別委員会でも触れましたが、五反田バレーと呼ばれる五反田地域のベンチャー企業の集まりであり、民間が作成してマップでは、約100ほどの登録になっております。中でも一般社団法人に参加しているのは、まだ15企業ほどかと思っています。誰が進めるかは置いておいても、参加企業を増やして行って五反田バレーを盛り上げていただくというのが一番かと思っています。社団法人と区の協定について、支援するというふうなことが書いてありますが、具体的な内容は記載がなく、協定締結式においても、どのような支援が必要か、ヒントをいただければうれしいというふうな区長のコメントもございます。本来であれば、民間相手でするので、民間のほうがいニシアチブを持って進めてもらうことが理想かと思っていますが、五反田バレーというのは横のつながりを持っていないスタートアップ企業の集まりでありますので、組織でもなく、また、ベンチャーだからこそ社内の入れ代わりであったりとか、創業、廃業が非常に多いものがあります。どこかの企業がイニシアチブを持って継続的に五反田バレーを発展させるというのは難しいのかと思っていますので、その意味においては、品川区がイニシアチブをとって、民間の点を線でつなげて面にして絵をかいてあげるとするのが必要な支援なのではないかと考えています。

例えば、先ほどの質問と関連しますが、中小企業のアイデアを守るという意味で、特に品川区の中では、五反田バレーとの親和性が高いと思っています。五反田バレーに参加する企業に対して、さらなる知的財産権の支援をしてみるとか、あとは予算的に難しければ、チャレンジプロジェクトみたいなものを立ち上げて、2020年オリ・パラ開催までに、五反田バレーの社団法人の参加企業に対して、商標権に絞って取得率を100%にするであったりとか、あとはほかにも民間が自分たちの権利を守るというのは当たり前ですので、協定を改定しながら、五反田バレー加盟者が他者の知的財産権を侵さないことを明言するなど、さまざまな支援をご検討いただければと思います。五反田バレーの法的支援を通じて、企業だけではなく、五反田というまち、品川区という自治体のブランディング向上を図ることも検討してはいかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 まず、知的財産のほうでございます。こちらの周知につきましては、他のさまざまな支援事業と同様に、まずパンフレットなどを見ていただく企業にとってわかりやすい構成にしてまとめた冊子をつくっております。年度の当初にいろいろ新規事業もありますので、そうした変化の部分の特徴的に捉え、東京商工会議所品川支部などの集会の機会積極的にPRを図るというようなことを引き続きやってまいりたいと考えております。

それから、五反田バレーのほう、先ほど数の紹介もありました。現在は、昨年7月の発足したときに、幹事企業として6社を中心に発足しまして、現状では、正規の会員数は30、それから賛助会員を含めると100近くでございます。それから、例えば、現在、東京商工会議所では、会員企業数が3,000近くあります。こちらの東商も賛助会員として近々加わるというようなことを区のほうで

コーディネーターをさせていただいているようなところでございます。

○たけうち委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 281ページの環境調査測定費にかかわって、羽田新ルート問題について質問します。

昨年12月20日に南大井文化センターで行われた国土交通省による教室型説明会を皮切りに、これまで8回の教室型説明会が行われてきました。私は区民の皆さんの声をなるべく直接に伺いたいのと、また、説明会の様子、雰囲気なるべく直接に見ておきたかったので、都合のつく限り参加しようと思いい、結局、このうち5回の説明会に参加してきました。さまざまなことが問題になるのは明らかですが、今日はこの項目との関係から、騒音の問題と、説明会で示された国の対策について伺います。

この問題は、区民の皆さんから、どの説明会でも強い不安と懸念が出されたのはご存じだろうと思います。まず、建物の中、室内の対策です。病院や学校などの施設ではなく、一般の家庭では、国は防音工事は一切しないということでした。このことに対して、3番目の説明会である山中小学校においては、若いご夫婦やお母さん方々から、非常に強い怒りの声が出されていたのが私には非常に印象的でした。区は、この点について、どのような対策、対応をお考えでしょうか。お聞かせください。

○鈴木都市計画課長 新飛行ルート案に関しての住宅に関する防音工事助成のお尋ねでございますが、今、委員から、防音工事助成については行わないというご指摘がございましたが、もともとこの新飛行ルート案が公表される以前から、住宅に対する防音工事助成はございます。L d e n 6 2を超える場合は対象ということで、今回、新飛行ルート案が飛んだ場合を想定して国がL d e n 6 2のラインを引いたところ、品川区内の住宅があるエリアにはかかってこないというお話でした。区としましては、この案が当初出た当時から、住宅も含めたさまざまな騒音環境軽減に向けた取組みを国には求めてきたというところでございます。

○おくの委員 結局、区独自では、例えば大井町周辺の住宅に対して防音工事をするというようなことではないということですね。

○鈴木都市計画課長 これは国策でございますので、区が独自に防音工事助成を行うというところではございません。

○おくの委員 次に、室外のほうのお話に移らせていただきます。一般の家庭においても、また学校や病院などのさまざまな施設においても、飛行時間中は防音工事さえしてあれば、ずっと部屋の中に閉じこもっているというようなわけにはいきません。窓をあけて空気の入替えもしたくなるでしょうし、保育園や幼稚園、学校の園庭や運動場で、子どもたちは遊んだり、また体育の授業を保証しなければなりません。そう考えると、建物の防音工事をしさえすれば、騒音問題はこれで解決というわけにはいかないのではないのでしょうか。防音工事だけでは解決したことにはならないと思います。こういうことへの対策、対応は、どう考えていらっしゃるでしょうか。伺います。

○鈴木都市計画課長 環境騒音の軽減、防音対策でございますが、国が示しております対策は、防音工事助成だけではございません。環境配慮軽減に向けた取組みとして、騒音の少ない機体を各航空会社が使うように、これまでは飛行回数、着陸回数に対して空港使用料を設定していたものを、国は平成29年4月から、環境に配慮した飛行機を使う場合は使用料を軽減するというような取組みも開始してございます。それから、環境配慮の軽減に向けた取組みの中では、飛行高度がさらに高くなって、騒音環境の低減が図られたということもございます。そうした総合的な取組みを区では求めておりまして、国でも今、実施あるいは制度化してきているところでございます。

○おくの委員 結局、やはり国が説明会で示した対策を出るものではない、区独自のものがあるとい

うわけではなかったと思います。

それで、もう1つ伺います。1回目の南大井文化センターでの説明会で出された疑問ですけれども、音を頼りに移動しておられる目の不自由な方の移動が、騒音によって非常に困難、不可能になるという問題も、建物の防音工事では解決できないということでした。これへの対策、対応は、どう考えておられますか。伺います。

○鈴木都市計画課長 今ご紹介いただきましたように、教室型説明会では、視覚障害をお持ちの方のご質問の中で、具体的にどれぐらいの音がどれに行けば体感できるかというようなお尋ねもございました。国は丁寧にその辺はお答えしていたかというところがございます。区でも、伊丹のほうに直接飛行後のそうした支障等について確認しておりますが、そういった視覚障害者の方から、特段、歩行に困難が生じるとか、そういった声は、伊丹に確認したところではなかったというところがございます。

○おくの委員 では、もう1つ、先ほど、筒井委員からも少し出されましたけれども、世界保健機関（WHO）が昨年10月に航空機などの騒音は44から54デシベルに抑えるよう勧告したと。国交省はこれに対してどう対応するか聞かれて、「今、精査している」と、たしか山中小学校の説明会では述べられました。この点に関しては、国交省の配っているパンフレットには、つまり、健康問題に関しては、まだ書かれていません。それから、6回目の第三日野小学校の説明会では、健康診断を五反田あたりでもやってほしいのだという要望も住民の皆さんから出されたように記憶しております。そういう健康問題に関するご要望に関しては、区としてはどのように考えておられますか。

○小林環境課長 健康診断についてのご質問でございますが、現在、過去の飛行ルートとの関係というところもございまして、大井第一地区を対象に、空港振興・環境整備支援機構が実施しているところがございます。この対象の拡大については、今後、国もルート案が示された後、引き続きそれについては拡大、拡充等については検討していきたいというところがございますので、その動向はしっかりと区としても把握していきたいと考えてございます。

○おくの委員 今伺った範囲内で、説明会で示された国の対策、私が聞く範囲で、まだまだ被害は非常に明確で、説明会に出席された区民の皆さん、説明会を追うにしたがって、不十分な国交省の説明に対して、非常に怒りが高まっていく様子が私には見てとれたのです。別に同じ方が出席しているわけでもないのに、一体どういうことだという形で怒りが高まってく様子が非常に見てとれました。つまり、国交省の説明に納得できないわけです。今の中でも、やはり十分な区の対策、国の対策を区が補えるものならいいのですけれども、十分に補えるような区の対策ではなかったと思います。やはり今の段階でこういう対策しか示せないようであるならば、来年から品川区の上を飛ばすということは、やはり無理があるのだと思います。私、今の対策の範囲内ならば、品川区は反対を国に対して申し上げるべきだと思います。それを言って終わりにしたいと思います。

○たけうち委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、267ページの中ほど下にありますがけれども、健康づくり支援事業5,675万円余からの質問です。

超高齢化社会を迎え、社会保障給付は年々増加をしております。高齢者の健康づくりの要請が増えています。また、総合事業へ移行するにあたり、地域特性に合わせた事業展開が求められています。各自治体では、お住まいの地域の皆さんが生き生きと生活できるように、健康づくり支援を通じて課題を解決するお手伝いをしているはずですよ。お聞きいたします。

本区としては、区民の皆さんにどのような行動や考え方を期待しているのでしょうか。

また、区民の皆さんが健康維持をするには、何が必要で、何が一番効果があるをご指導されていますか。初歩的な質問ですけれども、お聞かせ願います。

○川島健康課長 区民の方の期待する行動ということですが、よく言われます適度な運動、適量な飲酒、禁煙、それから睡眠を十分にとるといった、そういった基本的なところでございます。区でそれを支援するために今一番推奨している事業が、歩くこと、ウォーキングですとか、散歩ですとか、ウォーキングマップをつくりましたり、健康ポイント事業も歩くことを促す事業ですので、そういった考えで事業を行っているものでございます。

○木村委員 適度な飲酒ということですね。ありがとうございます。

今お答えになったこと、区民の皆さんに指導をしっかりとさせていただきたいと思いますが、その方法があれば教えてください。

○川島健康課長 先ほども申しましたが、まずは歩くことは気軽にできて誰でもできるというようなところですので、それをやるきっかけとなるような事業は健康づくり支援事業の中で幾つかご提案させていただいているところでございます。

○木村委員 それは区民の皆さんに直接届かなければ、宝の持ち腐れになってしまいますので、ぜひ区民の皆さんにお伝えさせていただきたいと思います。

健康を維持していくには、頭で考えるのではなくて、まずは行動を起こすことですが、どうすれば重い腰を起すことができるのか、そういう何か策があれば教えていただきたいと思います。

○川島健康課長 例えば、気軽に運動する場として、健康センターを2カ所設けてございます。大変好評で、年々利用者数も増えているというようなところもございまして、先ほども申しました健康ポイント事業は、歩くことで、みんなにおまけといいますか、インセンティブが付与されるということで、運動するきっかけ、後押しになるようなものではないかと考えてございます。

○木村委員 ある程度、頭では本当に皆さんよくわかっています。でも、それに対しての行動が伴わないということになります。ほかの委員の皆さんにおいても大差はないでしょうけれども、私の場合など、特に職業的なものでありましたけれども、その職業がなくなると、ほとんど運動が身近にあって遠くを感じるものでありました。区民の皆さんが、食であれ、運動であれ、考え方であれ、いつも頭の片隅に置いておくことは大変難しいことだと思います。なぜ健康が必要なのか、自覚していただくことが一番大事ではないかと思えます。よき指導をお願いしたいのですが、何かもっともっと区民の皆さんの心に入っていく指導の仕方が何かあればお話をいただきたいと思います。

○川島健康課長 非常に難しいところでもあるのかという気がしますが、常に新しい事業だけではなくて、いろいろ運動するきっかけになるような事業をご用意して、それを利用していただけるように周知することに努めてまいりたいと思います。

○木村委員 ぜひお願いしたいと思います。

次に、275ページの下のほうにありますけれども、こころの健康づくり事業3,420万円余からの質問です。

12月17日、区役所で自殺予防対策連絡会が行われたそうでありますけれども、平成31年1月のこの1カ月間で、日本全国では1,627人の自殺、うち男性が1,139人、女性が488人と、今年に入っての数であります。これはたった1カ月間ですけれども、年間約3万人、東京都の自殺者が全国と同様に平成9年が2,014人、平成10年が2,740人ということで、一方、2,500人から2,900人の横ばい状態で推移しているということをお聞きしました。平成23年の2,919人

をピークに減少傾向に転じて、いいことであります。平成28年には2,045人となっています。本区でも自殺者数の横ばい状態が続いていると思いますけれども、平成30年度の品川区での自殺者数がわかればお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 自殺者の統計ですが、平成30年度については、まだ進行中でございます、一番直近のところでは、平成29年になりますけれども、59人です。59名の方が自殺で亡くなっていらっしゃいます。

○木村委員 約60人ということですね。これは本当にこころの病ということになりますので、これを何とか家族や企業の方々で対応をしていただく、声を聞くだけでもやはり違うと思いますから、ぜひお願いをしたいと思います。

品川、荏原両医師会、区内の4警察署が参加して、今後の取組み方や方向性、内容について検討があったということをお聞きしております。会議をされ、自殺予防対策が幾度となく話し合われたことはいいのですけれども、予防に対してどのようなことが特に話の中で一番重要になるのか、そして、会合を持っていても、決定的な答えは皆無に近いのではないかと思います。なかなか会議どおりには自殺に対して制御をすることはできません。問題は、家族や友人関係、社会環境全体にもあるのではないのでしょうかと思っています。いかにして悩んでいる本人に寄り添ってあげられるか、そしてなかなか答えを引き出すのは無理がありますけれども、しかし、これを私たちも指をくわえて見ていることはできないと思っています。ぜひそういう点におきまして、本区の考えも、どのようにすれば自殺者数がどんどん少なくなってくるのか、どのようにすれば、その人たちの気持ちを軽くすることができるのか、そういう点におきまして、先ほどから何度も答えていただいておりますけれども、ぜひお答えをいただきたいと思っています。

○鷹箸保健予防課長 自殺対策に関してのお尋ねでございます。自殺に至るには、お一人の人で平均にして4つ以上のきっかけといいますか、原因をお持ちだということがわかっておりまして、その1つ1つの原因に対してアプローチしていくことが必要と思っている中で、自殺対策基本法が平成28年に改正された中で、国内全ての自治体で自殺対策計画をつくるように求められたところでございますが、これまで開催してきました自殺対策連絡会を発展させた形で、来年度には品川区の自殺と現状などをしっかり検討した上で、新しい品川区独自の自殺予防対策計画を策定していく予定にしております。現在、私ども保健予防課のほうで自殺対策は所掌しているところでございますが、保健予防課だけではこの問題に対応できないことは明らかでございますので、経済対策も含めて全庁を挙げて自殺予防に取り組んでいるところでございます。

○木村委員 行政がどうこうできるということは本当に難しいと思います。いかに品川区の悩んでいる方々に対して、上手にフォローしてあげることができるかどうかではないかと思います。ぜひ私たち全員で、そういう人たちに対してしっかりと話を聞いてあげられる、そのようなことでケア的にしっかりとやっていければいいなと思っています。ぜひ行政としても頑張っていただきたいと思っています。

○たけうち委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 281ページで、環境学習施設のことを伺います。詳しくはプレス発表資料等にも載っていたので、そこを中心に伺ってきたいと思います。

まず、体験型の環境学習施設の整備ということで、スケジュール感もありました。来年度が基本設計、実施設計の委託に入ると。まず、事業目的のところ、地球規模の温暖化を背景に、国内での環境に対する学びへの需要が高まっている、まさにそうだと思うのです。特に昨年の異常気象、何だろうと言った

ときに、やはりどの世代の方も、これは何とかしなければいけない、自分たちでできることは何だろうというような機運が、日本だけではないです、本当に世界中で高まっている。まさに的を射たタイミングでの施策だと思います。そういった中で中身のところ、特に強調して機能のところ、体験学習であるとか、情報発信、交流、連携とあります。そしてまた、賑わいをつなぐこと、学んだことを生かす、あるいは学びの機会をつくり出す、その要点がプレス発表資料にまとめてありました。それを踏まえて伺っていきます。

まず、対象はどのように考えているのか。来館者のところですか。いずれ完成した後の中では、区内ではどのような方々、あるいは児童なのか、生徒なのか、生涯学習なのか。それと、区外に目を転じれば、やはりこれだけ力を入れてしていくときに、どのような方に来てもらいたいのか、当然、海外という点も出てくるかと思えます。

2つ目、アクセスのところですか。特にここは戸越公園を想定している中、戸越銀座が大変観光のニーズにこたえるような形で、商店街の方も頑張って行政と手を合わせて作り上げてきた今がある。ただ、その商店街の役員たちが次を見据えたときに、戸越銀座の線ではなくてエリア全体の面が賑わうようなことを私たちはやりたいと、そのように役員方が考えているときに、まさしくうってつけの立地であるのと、あるいは、今度、大井町線の戸越公園駅、こちら側の商店街の方々を中心としたまちづくりにかかわる皆さんも、やはり公園ないしこの周辺を大きな拠点になり得るだろうと、商業の点からもいろいろ協力し連携をしたいという意向を強く聞いています。そういう中で、アクセスをどう考えていくか。表示も含めて、サインもそうですし、仕掛けもあるだろうと思えます。

3点目へいきます。それに関連して、フードです、食べる、飲む、この辺が、やはり日中だろうと夜だろうと、賑わいという点からは、気候にもよって、とても必要なことだと思われま。この辺を、今、具体的に何はなくとも、食べるもの、あるいはお土産も含めて、特に商店街が盛んなところでもあるので、近隣商店街へどう貢献していけるか。この点を伺えればと思えます。

○小林環境課長 戸越公園に建設を予定しております環境学習施設に関するご質問を3点お伺いしたかと思っております。

まず、対象というところですが、今、委員からお話がありましたように、プレス発表でも紹介がありましたように、まずは未来を見据えた子どもたちというところが一番大きなところとして定めているところであります。その子どもたちをどこまで対象にするかということでございますが、まずは区内の小学生のお子様、それから保育園に通っているお子様、あるいは幼稚園に通っているお子様。広くいわゆる小学校から幼稚園にかけてのお子様とあわせて、公園に遊びに来るお子様。広くお子様については捉えることができるかと思っております。

また、区外との連携というところですが、確かにこういった環境に関する学習施設、区外ではいろいろと展開がされているところでございます。例えば、港区についても環境に関する施設がございますし、中央区、周辺区についてもそういった施設がございます。そういったような施設との連携も含めて、そちらに来た方がこちらに来てもらう、またこちらに来た方がそちらのほうに行きたくするような仕組みづくりも今後検討できればというところで考えていきますと、区外の方のお越しというところも一定考えていく必要があるかと考えてございます。

また2点目、アクセスという観点でございます。委員からご紹介ありましたように、戸越公園の駅、あるいは戸越銀座の駅ということで、交通の立地については、そのあたりの駅が非常に近いエリアになるのかと思っております。それに付随して、その周辺には商店街があるということで、商店街と連携を合

わせた施設づくりは、私たちもしっかり考えていかなければいけないというふうに感じます。特にこの施設、地域との連携というところにつきましては、やはり施設をしっかり運営していくという観点からいきますと、地域に愛されること、また地域とともにある施設として育てていきたいというふうを考えているところが私たちの目的でもございますので、地域との連携については、具体的などころにつきましてはこれから細かく検討していくつもりではございますが、しっかりと重点課題だということを押まえて、地域のニーズの把握しながら考えていきたいというところでございます。

それから、飲食の考え方でございます。この施設、環境だけではなく、公園に来た方がしっかりとつろいでいただくこと、また、誰でも集っていただくような、いわゆる賑わいの施設というところもしっかり踏まえた上で環境学習を考えていきたいというふうを考えております。具体的などころについては、例えば、維持に対するコストの課題とか、いろいろ課題があるというふうに思っておりますが、この形態でどういうところが適しているかとか、そういうところにつきましては、今後、事業者によるプロポーザルが予定されております。そういった中で具体的な提案を受けて、その立地に合ったものを総合的に判断していきたいというふうを考えてございます。

○渡辺委員 何しろ注目度が高いと思うのです。タイミングから規模から、こういうときはものすごく期待も大きいので、チャンスでもあるので、今いろいろな配慮、キーワードで言えば、工夫と配慮にこだわっていただけるものをいつまでも追求していただけるといいなと思っています。

それに関連して2点ほど伺います。

大型映像コンテンツの例がプレスの資料にもありました。特に今のIT時代の中で、いろいろな見せ方とあります。ここは地域連携を強調していただくといいなと思います。よく映画館などで、本編が始まる前にCMがある。これがローカルなことを紹介できたら非常にいいのかと。立体もそうですし、画像、どのような画像の処理の中で地域情報を載せる。あるいは、行政からのメッセージを盛り込むとか、その辺は最初から想定をした予算立てなどもありかなと思いますが、この点が1つ。

それと、施設全体、ハード面のところで、よく言うそれぞれ行政需要があつての施設があるとなったときに、これは所管を超えてしまうかもしれませんが、目的外利用のところ、これはやはり多目的に、言い替えれば、多目的な有効利用ということも時代とともに必要だと思うのです。あくまでも環境未来館だけれども、あるいは、先ほど、対象は子どもが中心であると。夜5時以降閉まって暗がりになってしまうのか、それとも大人の方が何らかの形で楽しめる空間になるのかというのは、すごく地域も注目していると思うのです。これこそまさに地域が利用するチャンスがいくらでもあると思います。そういう意味では、建てる際に、行政の施設として多機能的な含み、この辺をまず所管の範囲で構いませんので、どう考えているか教えてください。

○小林環境課長 2点ご質問があつた中の最初の1点目でございます。大型コンテンツの部分でございますが、大型コンテンツ、お子様を使って、それをしっかり目で見ていただいて、少し楽しみを味わってもらおう。あるいは、新しい発見に気づいてもらおう、そうしたところを少し効果的にあらわしたいというところから、大型コンテンツを示したところでございます。

ローカル性という観点からいきますと、例えば、戸越公園の中に設置する施設でございますので、戸越公園にある自然とか生き物とか、そういうところをうまく生かしながらコンテンツづくりに生かしていければというふうにも今現在では考えているところでございます。

また、ハード面の観点でございます。この施設は、先ほど申し上げましたように、小学生とか幼稚園の方、保育園の方、いろいろな方に来ていただきたい。また授業の一環でも使っていただきたいという

ところで、一定規模の、委員のほうからご紹介ありましたような多目的室というのは整備する予定で考えてございます。ただ、多目的室もふだんから常にずっと使っているわけではないというのをあわせて、使っていないときは講座を使うとか、さまざまな利用形態もあろうかと思っております。その中では、使っていない時間、例えば夜間の利用とかに地域の方からの需要があれば、夜間利用についての貸出についてはどうかとか、そういった需要をしっかりと把握した上で、この施設、環境だけではなく、地域とともにある施設として考えていきたいというふうに考えてございます。

○たけうち委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 267ページ、健康推進費、プラン21中間評価、2番目は、273ページ、予防接種費、3番目は、285ページのプラスチック容器中間処理経費、あわせて285ページ、清掃費、普及啓発費からお伺いしたいと思います。

1番目は、プラン21中間評価について、品川区版のがん対策総合推進計画について伺いたいと思います。

昨年の第2回定例会におきまして、がん対策に特化した品川区版がん対策推進計画の策定をお願いいたしました。その際、濱野区長から非常に前向きなご答弁を、検討していくという前向きな言葉をいただきまして、来年度、今検討している予算案の中で検討があると思っています。この予算説明書の中には、品川区版のがん対策推進計画という説明がないのですが、ご答弁の中でもプラン21中間評価という中で見ていくというお話があったのですけれども、来年度、策定をするということで間違いのないのか、また予算計上はどこにされているのか教えてください。

○川島健康課長 がん対策推進計画の予算計上はどちらかというようなところでございますが、こちらは今、委員がおっしゃったとおり、しながわ健康プラン中間見直しの予算の中にこちらが組み込まれているということでございます。品川区のがん対策推進計画、予算はそのような形ですが、独立したがん計画ということでしっかりつくっていく予定で、今、準備しているところでございます。

○あくつ委員 一般質問、また決算特別委員会でも改めてしつこいくらい確認をさせていただいたのですが、今ご答弁のあったとおり、健康プラン21の見直しの中の1つ、食育計画が今そうなっていますけれども、そこではなくて、がん対策に特化した計画を、私自身、また会派としても非常に重要な計画だと思っておりますので、そのところを確認させていただきました。

その中で、決算特別委員会では、こういう言い方はちょっと失礼な言い方かもしれないですけれども、よくほかの自治体であるのが、コンサルに丸投げをするような形のものも見受けられる、私もたくさん読みましたけれども、品川区のがん対策推進会議というか、委員会のようなものもつくっていただいて、例を挙げさせていただいたのは、東大の放射線科の中川准教授のような、がん対策のために、がん教育のために人生を捧げていらっしゃるような、そういう方をしっかり入れていただいて、効果的なものを策定していただきたいというお願いをさせていただいたのですけれども、そのような検討委員会についてはどのようになっているのか、現段階でお答えができれば教えていただきたいと思っております。

○川島健康課長 がん計画の策定にあたりましては、がん対策推進計画策定委員会というものを設けてまして検討していくということですが。

それから、委員長につきましては、今示された方ではないのですが、その筋では有名な方をお願いしようと思っております、今、依頼をしているところでございます。

あと、三師会ですとか、NTT東日本関東病院、昭和大学病院のがんに関する、先生ですとか、専門家の方に入ってきていただきまして検討していく予定で、今、準備をしているところでございます。現在、

委員の推薦依頼ですとか、お願いをするという、そういった作業をやっているところでございます。

○あくつ委員 構成メンバーで、今、その筋では非常に有名な方ということでお話がありました。名前はまだ決まっていないのでまだということだと思います。私もここでは伺いませんけれども、がんになっても住みやすいまち、品川区をつくっていくためには必要な総合計画で、今までがんのワクチンであるとか、がんの検診であるとか、あとはがん教育であるとか、先ほども午前中に質問がありましたが、がんになっても働き続けられるとか、受動喫煙対策もその一環だと思うのですけれども、さまざまな部署が関係をしている計画でございますので、ぜひ横串を差すような総合計画をつくっていただきたいと思います。

1点だけ、がん教育というところで、これはやはりどうしても教育ということが非常にかかわってくると思うのですが、先ほどの策定委員会の中に、教育委員会はかかわるのか。できればかかわっていたきたいという思いで質問しているのですが、その辺の意識について伺いたいと思います。

○川島健康課長 まず、区役所の内部の委員がどの課になるのかはこれから検討していくというところですので、いろいろな要素が入ってくると思いますので、それはこれから考えさせていただければと思います。

○あくつ委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。計画ができて、いきなり教育委員会にこれをやってくださいと言うと、なかなかその意図が伝わりにくい部分があるのではないかと思いますので、質問をさせていただきました。

予防接種費のところ、ワクチンスケジューラーアプリ、しながわ予防接種ナビについて伺いたいと思います。

昨年のちょうど予算特別委員会のこの款のところ、質問させていただいて、プレス発表で、当時、今年度の中に計上されておりましたので、そのときの現在とは違う保健予防課長ですけれども、プレス発表のところにも、たしか7月ぐらいに導入をされるということだったのですが、実際、このアプリが公開されたのは昨年11月でした。ご答弁との食い違いというか、遅れた原因、別にそれを責めようということではないのですけれども、遅れた原因について何なのかということと、昨年11月から現在までにかけて、これを登録されている方が何人いるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 予防接種スケジュールアプリについてのお尋ねでございます。まず、当初は今年度7月にスケジュールアプリを開始するというところで準備を進めていたところでございますが、お子さんを持つ保護者の方にとって、既に先行で始めております子育て部門のパパママアプリと統合するというか、パパママアプリを見れば、そこでワンクリックで予防接種スケジュールアプリも見られるというような形の、同じような運営ができないかということで、両課、別々にこのアプリは導入しているのですが、その話を進めてきました。もともとのパパママ応援アプリにも予防接種関係のページがございまして、ただ、こちらはいわゆるカレンダーが載っているだけで、そのお子さんがいついつ接種しました、そうしたら次がいつですというような個別に通知するようなシステムではなくて、一緒に運営できるかというところを相当議論を重ねたところですが、最終的に11月から私どものほうは別途にこのスケジュールアプリを始めました。私どものほうのものは、今お話ししたように、お子さんの生年月日を入れていただくと、適切な時期の予防接種の時期が個別にプッシュ型といいますか、親御さんの端末に。うまく接種が終われば次に、例えば体調が悪くて予定していた接種日に接種できないと、次の適切な時期を教えて差し上げられるというような形の予防接種に特化したアプリで今運営しております。

11月から実際にダウンロードしていただいた数でございますが、世帯数としては204件、お子さ

んの数、入会数としては237件が2月末までに登録していただいております。

○あくつ委員 もともとパパママアプリが先行されていて、そこにもワクチンスケジュールというものが入っていたので、ちょっとややこしかった。それも実は前にも質問させていただいたのですが、実際にこれ、別々に今、アップルストアというところで、パパママアプリを入れなくても直接ダウンロードできるようになっていて、私もさっきの世帯の1つに入っているのですが、実際にこれをお使いになった方から、もう既にいろいろなお問い合わせが来ていまして、1つには、注文というか、要望なのですが、現在の母子手帳のワクチンの並びと最初に登録をするときの、今までどういうものを受けましたかという並びが違うということ。また、いただいたときの年度によってワクチンの種類が違うので、表記が違ったり、そういうことがあって、どれをクリックしていいのかわからないというようなことがあって、できるだけここは使いやすいような形にしてくださいというような要望があったのですが、これについて何かご検討いただけないでしょうか。

○鷹箸保健予防課長 2015年以降ですが、お子さんを対象にする予防接種の種類が非常に増えまして、それと同時に毎年発行される母子手帳の予防接種の並びが実は変わっています。任意接種は定期接種の並びから別のところに入っていたものが、小児用肺炎球菌ですとか、Hibワクチン、そういったものが今は定期接種になったので、順番並びとしては上に来るということで、B型肝炎もそうですし、水痘などもそうということで、相当予防接種が定期化された数が多いものですから、ちょうどこの5年ぐらいで母子手帳の予防接種の並びが変わっているのは委員ご指摘のとおりでございます。予防接種スケジュールアプリについては、昨年11月に導入を始めたということで、現時点での定期の並び、任意の並びになっているものから、少しずれがあるところは、まことに申しわけないと思うのですが、年度ごとに並べ直すというのなかなか難しい部分がありまして、もし混乱があるとか、わかりにくい場合は、ぜひ保健所にお問い合わせいただければと思っております。

○あくつ委員 わかりました。何年生まれをもとに、1つページをつくるというのは大変なことだと思うので、そのところをうまく周知をしていただきたいと思います。

200数件という数字が多いのか少ないのかというところで、まだ始まってから4カ月ぐらいですか、ですから、これについては周知を図っていただいていると思うのですが、要望として、これからこういう便利なものができましたということを広く周知していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、プラスチック製容器包装リサイクルのことについて、見える化について伺います。

これも昨年の第4回定例会で訴えをしました。プラマークのついた容器について、テレビ等では、南の島にプラスチックが山積みになって海上に流出しているさまが放映をどんどんされているという中で、品川区としては、プラ容器、回収したものを、例えば卵のパックであるとか、インスタントラーメンのパックを洗ってきれいにしたものを業者に中間処理をして、その後、埼玉の工場に持っていかれているというところ、おそらく処理の流れはそこで終わっていると思うのですが、ぜひこのところを、そういうところに流れていないというところ、要するに、環境に悪影響を与えていないというところをぜひ見える化していただきたいと思います。今までもこういうところの周知については、清掃事務所長、やっていらっしゃるということのご答弁もいただいているのです。わかります。この質問をさせていただいた1月のごみリサイクル通信というところでも、見える化というか、ペットボトルのプラのリサイクル、これは部門が違うものから、2つについて丁寧な説明をしていただいているのですが、やはり例えば映像であるとか、埼玉の工場にそういうものが持っていかれて、おかしなところに流れてい

ない、おかしな形で流れ出していないということを周知をしていただいたほうが、今、あのときも質問させていただきましたけれども、汚れているものは燃やすごみで出せるわけです。同じものが燃やすごみで出せる。でも、きれいに洗えばリサイクルになっているので、そのリサイクルをするモチベーションとしては、やはりきれいな形でリサイクルされているということをより一層見える化をすることが、今の時代、求められているのではないのかと思うのですが、その辺の見解について伺いたいと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 プラスチック製品の資源としての回収されたもの見える化というか、処理工程をいかにわかりやすく見せるかというお話でございます。見える化することによって、区民の皆様の意識づけを促しまして、モチベーションが非常に高まるということで、積極的に私ども、これをやっていかなければいけないというふうに思っております。現在、私ども、プラスチック製容器包装でございますけれども、埼玉県本庄市にあるエコスファクトリーという工場に運ばれて、全て安全な形で処理をされているということでございます。今、委員のほうからお尋ねがありました、いろいろと映像で廃プラが東南アジア等の諸国に行きまして、いろいろと環境汚染を生んでいるような映像がございますけれども、自治体で回収されている容器包装プラにつきましては、家庭から出ているということで、極めて選別がきれいにされているということで、こちらについては、国内の中ではとりあいになるような部分になってございます。確実に国内で処理されているというところでございますので、そういったこともわかりやすく伝えてまいれば、もう少しご理解が進むかというふうに思っております。

今後、より一層の見える化というところでございますけれども、ご提案にありました動画等、さまざまな媒体を使いながら、いろいろと工夫、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○あくつ委員 自治体から出ているものは非常に品質がいいプラごみであるというところで、動画というお話をさせていただきましたけれども、埼玉の工場長が、例えば、品川区から出るプラごみは非常に品質がいいから、これはちゃんとリサイクルをして、ペレットなりプランターなりにちゃんとしていますということを証言という言い方は変ですけども、言っていただいて、絶対に変なところには流れていないというところをお話をしていただければ、おそらくまたリサイクルの分別等、もっと強いモチベーションになるかと思っておりますので、今も努力はしていただいているとは思っておりますが、さらなる見える化をぜひお願いしたいと思います。

○たけうち委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、273ページ、成人歯科健診にかかわって歯科矯正について、また290ページ、産業経済費にかかわって消費税10%への増税による区内への影響について伺います。

まず、成人歯科健診ですけども、この健診が20歳から70歳に拡大されておりますが、これは歯の健康が体の全体の健康に影響してくるということもあつてのことだと思っておりますけれども、この健診項目、歯列咬合、歯並び、かみ合わせ、この項目があるのか伺います。

○川島健康課長 品川区の成人歯科健診の検査項目ですけども、その他の所見というところで、歯列咬合という部分がございます、記録表が区に回ってくるような形になっております。

○のだて委員 この健診項目に入っている理由と、歯列咬合を治すために矯正することで、何が改善されるのか伺います。

○川島健康課長 やはり物を食べたりするのが食べやすくなるですとか、発音の状態ですとか、いろいろ影響はあるのだと思いますが、その影響があつてどうなるのかという詳しいところはまだ私ども把握していないところでございます。

○のだて委員 先ほど課長がご答弁いただいたとおり、歯並びが悪いと、うまくかめなくて食べにくかったりですとか、発音がうまくできない、あるいは歯周病や虫歯になりやすかったりします。あと、それを矯正すると、咀嚼や口腔機能を維持回復させることで、生活の質の向上にもつながり、医療費の抑制にも寄与します。また、精神的にも影響がありまして、よくかむ方は社会活動も活発で、うつ病などにもなりにくいと言われております。子どもにとっては職業選択にも影響します。健診で矯正すべきと言われる人は、どのくらいいるのか伺います。

○川島健康課長 矯正すべきという報告の上がり方ではなくて、所見の有無のみということになります。それから、今年度からシステム上に項目の入力を始めるということなのですが、入力はまだされておきませんので、正確な数はまだわからないということですが、今後は数は積み重なっていけば、経年でどうなったかということがわかるような形になる状態でございます。

○のだて委員 まだ入力していないということですので、ぜひその数字をつかんでいただいて、どれくらい歯列咬合の検査があつて、所見でかみ合わせなど悪いということが出ているのかということをつかんでいただきたいと思っておりますけれども、今、矯正のために受診される方が少ないと思うのです。なぜ少ないかという、費用が高過ぎるということで受診をされる方が少ないと私は思っております。大体保険適用がされずに、50万円から100万円かかります。区内のあるお子さんは、治療開始時に約100万円、また、受診するごとに5,000円かかるので、大きな負担だという話を伺いました。期間も歯を動かすときと、戻らないようにする、その後、定期観察などありまして、6年から10年ほどかかるということです。こういった矯正は、海外ではスウェーデンやドイツ、イギリス、フランスなどでは、保険の適用がされております。私はこの高額な費用のために矯正治療を諦めている方が多いと思っておりますけれども、これを保険適用すれば、負担は大きく減ることになります。区は、矯正治療の保険適用の必要性をどのように認識しているのか伺います。

○川島健康課長 私どもの立場としますと、保険診療に適用されるかどうかというところはなかなか踏み込めない部分です。どうしていくべきかという部分はなかなかお答えしかねるところでございます。

○のだて委員 なかなか踏み込めないというお話ですけれども、これは保険制度なので国の区分ではあるとは思いますが、やはり区としても、矯正を実際にやって、早い段階からやっていくということが、その後の治療費なども少なく済むと思えますし、そういったところでぜひ国に歯科矯正を保険適用してほしいと要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川島健康課長 現状、国のほうでは、50疾患、保険適用になる疾患を認めております。ただ、それも指定歯科で、区内には2カ所しかないのですけれども、指定歯科で治療した場合は保険診療が認められるという形になっております。それ以外の部分はなかなか判断が難しいところだと思っております。

○のだて委員 区内2カ所の指定歯科でしか保険適用されないというお話でしたけれども、なぜ2カ所しかないのか伺います。ぜひ国に50項目以外も歯の矯正のところも保険適用されるように求めていただきたいと思っております。

特に子どもの段階で矯正を行っていくということが大事だと思いますので、子どもの保険適用を特にぜひやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川島健康課長 今申した疾病は、いわゆる医療が必要な病気の50疾病という形で指定されているということですので、見た目ですとか、そういった美容面の話とはまた別物になるということでございます。

私ども健康課ですと、成人歯科健診ということですので、それよりも前の段階ということになると、また話は違ってくるとは思いますけれども、現状、何か問題意識を持ってやるというようなところでは考えてございません。

○のだて委員 ぜひ問題意識を持っていただいて、この保険適用をいただきたいと思っておりますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、消費税の区内への影響について伺いたいと思います。

さきの一般質問でもしましたが、区長は施政方針で消費税10%増税による区内の商店街への影響をお認めになりましたけれども、各国に比べると消費税率は決して高くないというお話でした。この消費税は逆進性が強い税制であって、低所得者の人ほど負担割合が重くなるということで、消費税率よりも年収200万円以下の方が負担が重くなっているということになっております。そういった中で、なぜ高くないのか改めて伺いたいと思います。

○品川財政課長 なぜ高くないのかというところですが、そもそも消費税自体が消費に合わせた形で広く薄く税をとるという趣旨のもので、高くなるという意味はよくわかりませんが、税の趣旨としてはそういう、間接税というような形でとる趣旨のものでございます。

○のだて委員 広く薄くと言いますけれども、薄くもないし広くもないというふうに思います。薄くというのが、広くは皆さん消費するので広いかもしれませんが、薄くというところで、やはり低所得者のところに負担割合が多くなるというところで、これは重い税制だと思っております。区内への影響はどういったものかを考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○品川財政課長 区内への影響でございますが、当然、過去の消費税のところを見れば、消費が落ちているというような傾向が出ていたということは事実かと思っております。これに伴いまして、当然、国のほうでも対策も打っていますし、区のほうでもプレミアム商品券等対策を打って、こういう経済対策をしっかりとやっていくという方向性で現在進めております。

○のだて委員 やはり増税すると消費が落ち込む、そういった中、区内でも消費が落ち込み、廃業になってしまうという商店もあるかと思っておりますけれども、この間、8%に増税したときに、区内の商店、空き店舗になってしまったという数がわかれば教えていただきたいと思っておりますし、増加傾向にあるのか伺います。

○山崎商業・ものづくり課長 消費税の影響につきましては、区内商店街も含め、全国的な傾向として、前回には消費が低迷したということがありました。回復に一定時間がかかったというようなことでございます。

その主な要因と申しますのが、やはり消費、ご家庭の中で一番大きな消費は、例えばマイホームを買うこと、それから車を買うこと、こういったことでございます。その部分につきましては、今回の国のほうの対応を伺いますと、そうした部分については、しっかり対応していくのだというようなところでございます。そういう意味では、区内の1つ1つの商店街を形成する個店にも、駆け込み需要と冷え込みという一定の影響が出ましたが、即ストレートにそれが店じまいになるような廃業につながるというようなことについては、区としてはそういったケースはなかったということで把握しております。

○のだて委員 区内への影響で、区内では消費税の影響で廃業になったというのはないというお話ですけれども、実際に調査などを行った結果、そうおっしゃっているのか伺いたいと思います。

また、前回8%に増税したときに回復が時間がかかったと言いますが、実際にまだ回復はしておりません。先日発表された景気動向指数は3カ月連続で悪化をしている中で、内閣府も景気判断を足

踏み、下方への局面変化ということで引き下げを行いました。今、景気が下がってきているというふうに内閣府のほうでも見ているということだと思いますけれども、回復していないのではないのでしょうか。伺います。

○山崎商業・ものづくり課長 区のほうでは、平成29年3月に、産業支援の施策の調査の商業編という、これはインターネットのほうでも公開をしておりますけれども、そこでも一定分析をさせていただいているとおおり、20年間の消費の動向を考察しているところがございます。

特に今、大量消費の時代は一定終焉を迎えて、さまざまな技術革新などによって生まれた魅力的な製品なりサービス、こうしたものに消費者がそれぞれの個人の充足、満足というようなところで質の高いサービスをセレクトし、自分の欲するサービスを、物を買うというような消費行動については、統計の中でも出ています。消費する金額は微減傾向にある。要は、しっかり消費者が物を選んで、セレクトして買っていく時代になっているのだというようなことでございます。

したがって、そうした全体の傾向と、今回の消費税が直接直ちに一致するものではないというふうに区としては受けとめているところがございます。

○のだて委員 消費税の増税で消費が冷え込んで区内の商店などにも大きな影響があると思いますので、やはりそういった面で商店街を守るためにも、消費税の10%への増税はやめるべきだと国に求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○品川財政課長 これは何遍も申し上げているとおおり、国の事項でございますので、区としてのコメントは差し控えさせていただきます。

○たけうち委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 297ページ、モンゴル高専について、それと301ページ、消費者センターについて。

では、まず、新しいもので、プレス発表にモンゴルの人材ということで書いてありますけれども、まず、事業内容等々書いてありますが、この中で区内製造者向け支援ということで、支援策も4項目書いてありますけれども、在留資格に向けた支援をすると、具体的に何をどういうふうに支援するのですか。

○山崎商業・ものづくり課長 モンゴル高専の卒業生が区内中小企業に就職をする際には、在留資格、いわゆる就労ビザが必要になります。それで、モンゴル高専のほうも、今いろいろ勉強して技術を習得した方、これが例えば就職先の企業において連携したリンクした直結した技能なのということ、就職をさせる企業のほうからも申請書類なども幾つか出す必要がありまして、こうしたものの調整ですとか、そういったものに支援を行おうというようなことで、企業のほうにも専門のコーディネーターを派遣して、受け入れ側の企業に対してのサービスというような中身でございます。

○大沢委員 日本の法律の中には、大学卒業の資格を持つ者ということでこれが書いてあります。そうすると、高専の卒業生は大学等の卒業資格を、それなりの技術者ということで、これは高度人材ということで認定をされて、そういう扱いで入ってくる、こういう理解でよろしいのですか。

○山崎商業・ものづくり課長 大学の卒業技術者と同様の資格というようなことです。ただ、外国の高専の卒業生が今回初めてですので、そうした大学と同等の条件でということにつきましては、区のほうでも、それから関連協会のほうでも、外務省などにも確認をしておりますが、初めての手続というようなことになりますので、ここは慎重にしっかり対応していこうというようなことで考えているところでございます。

○大沢委員 この枠組みの中で高度人材と高度人材一般というのがありまして、このところはかなりモチベーションを持ってこちらのほうに来るといふことである以上、やはりあちらのモチベーションを

低下させるような段取りはあってはいけないことだと思うのですけれども、高度人材、高度人材一般ということの中で、さまざまな機関と連携をとりながら、そうにはならないような形で受け入れの準備をしているということで理解をしましたがけれども、これはなにせ国あつての問題なのですけれども、そのあたり、どこまで区が国あるいは連携事業の中に発給元、許可元である国に対して物を言うことができるのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 所管する国のほうが在留資格を発行するわけですが、これまでもまだまだモンゴル高専という高専のシステムが大学と同等の技術者と認定するという点については、まだ事例はないわけです。ただ、これまで品川区をはじめモンゴル高専をつくる会などの国内の協会が、外務省あるいはモンゴルの国の大使館、こうしたところに公式に要請を出し、Q&Aを繰り返しというようなことをさまざまやっております。そうした中で、今回、別の意味で在留資格の拡大という国の方向も出ておまして、そうした一連の流れに沿う形で、今回の事例については大学と同等のというような内諾を得ているような状況になっております。

○大沢委員 これ、6月からということで、受け入れを1期生が卒業予定ということで、先々の見通しのことですけれども、ぜひこの事業がしっかりと行えるように、さまざまな機関、これは支援の会というのは一般財団法人ですね。そういう関係機関とも連携をとっていただいて。

まだこの質問は終わりません。ベトナム、タイ、これも同じような取組みを始めるということ、その辺も視野に入れながら、今後されていくのか。事業目的を成就するためには、モンゴルの人材だけでは到底まかない切れないところもあると思うのですけれども、そこら辺の見通しはどのようにお考えですか。

○山崎商業・ものづくり課長 まず、モンゴル高専は、1つ品川高専との関係もありまして、日本式の高専をモンゴル国につくるというようなことをございます。そうしますと、日本式の高専でございますので、当然、カリキュラムの中に一定日本語教育がございます。技術とともに、日常会話で言葉は意思疎通、大事なところではございますので、そうした他の国にない優位性といえますか、そういったものがありましたので、モンゴルの高専とやりとりを始めております。

それから、モンゴルの高専も、同様の形でベトナムにつくられたり、タイにつくられたりという動きもありますので、こちらは先ほど言葉の関係もありますが、品川区としましては、うまく広がりを持つような可能性がゼロではないというふうには考えておまして、今後そうしたところの推移を考えながら、本件事業にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○大沢委員 まず第一歩をしっかりと目的達成のために、目標は大きいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

消費者センターに移りますけれども、消費者センターのそもそもの役割は何でしょうか。教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 いわゆる区民の方が消費活動を行うために必要な基本的な知識を身につけていただく、わかりやすい言葉で言いますと、しっかり皆様賢い消費者になりましょうと、こういうようなところで啓発事業などを行っているというところでございます。

○大沢委員 その賢い消費者が、今、特殊詐欺事件等々に非常に巻き込まれているわけでありまして、こここのところ、消費者センターがどこまで介入できて、どこまでの役割ができるのか、それを教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 消費者センターの事業のメインは、やはり相談業務でございます。非

常にさまざまな相談が消費者センターに寄せられ、その相談を受けることによって、こうすればいいのだなということ、要は、相談者が自前で解決するような動きを促すというようなところ、相談の大体7割がそういった形で相談した内容を自前で解決をしていただくようなことがあります。あと残りの3割につきましては、消費者センターが間に入って必要な機関にあつ旋をする、つなぐというようなところで対応させていただいているというようなところでございます。

○大沢委員 今、2つ言葉がありました。「そうした形」、「必要な」、言葉尻を捉えているわけではないのですけれども、そここのところで、警察との連携が欠かせないものでありまして、警察はポジティブリストのルールに基づいた行動をしているのはご存じだと思うのですけれども、消費者センターの機能を拡充あるいは強化するためには、何らかの一定のポジティブリストのルールをつくってこれを運用していくということは、私は大事だと思うのですけれども、そここのところいかがですか。

○山崎商業・ものづくり課長 確かに相談を受けて対応するという以外に、警察のほうからもいろいろな事件性のあるものについては、現状、連携をさせていただいているところもあります。消費者センターとしましても、センター機能も十分生かすための今後の具体的な方法論でありますとか、そういったものを提示しながら適正に業務を行っていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

○大沢委員 先ほど、警察との連携がしっかりできているのであれば、警察はポジティブリストのルールに基づいて動いているわけですから、それを応用、あるいは外に枝分けしたルールに基づいた強化を望みます。

○たけうち委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 293ページ、中小企業経営支援事業費の中の、プレス発表にもありましたけれども、雇用確保支援事業、自動化・ロボット化導入推進事業、こちらをお尋ねします。

これまで本会議や先日の総務費で、品川区が進めようとしている職員の皆さんの働き方改革や行革、しかし、その一方で業務量が増加しているという事実、そういった観点からRPAを本格的に導入していただきたいと、平成31年度は実証実験ということを伺ったのですが、そういったやりとりがありました。産経費では、区内中小企業向け、品川区における中小企業支援は非常に重要な施策だと思えますが、その導入を推進する平成31年度の新しい取組みに、自動化・ロボット化導入推進事業があります。改めてこの事業の目的、基本的なところで結構ですので、お願いいたします。

○山崎商業・ものづくり課長 製造業をはじめ、各業種において、現在、人手不足が重要な経営課題になっております。今回、本事業につきましては、RPAなど自動化・ロボット化の導入推進を図ることによりまして、企業の業務効率の向上、あるいは企業競争力の維持強化を図る、こうしたことを目的に実施をさせていただくものでございます。

○高橋（し）委員 目的は、今お話があったように、やはり人手不足というところにあると思うのですが、区役所のような非常に規模の大きな企業では、組織的にこういったことを検討しながら導入していく提携業務がたくさんありますので、そういったことはイメージがつかめるのですが、区内の中小企業、とりわけ小規模の事業者への導入推進は、具体的にどのように進めていかれるのでしょうか。その際、そういった小規模事業所の経営者の中には、何をどうやっていったらいいかという前提のところからのお悩みをお持ちの方が多いのだと思います。その点についての支援も含めてお願いいたします。

○山崎商業・ものづくり課長 今回の本予算では、小規模の事業所に制度を利用していただきたいということで、1社につき100万円で8社分というような予算をつくっております。ただ、この予算そ

のままでは、委員もおっしゃられたとおり、何をどうやって自動化して、どこを省力化すればいいのだろうというようなことを悩んでいらっしゃる小規模の経営者の方々は非常に多く相談を受けております。こういう意味では、いわゆる丁寧な伴走型の支援をすることによって導入に向けて動機づけを行っていくようなところが必要だと考えております。

具体的には、しっかり事業周知用のウェブサイトなどをつくりまして、まずRPAなどの事業を提供できる事業者を区のほうで20社程度選定、セレクトして、まずこのようなお手伝いができるという企業を開拓いたします。その開拓をした企業と、例えば産業協会なり東商のそういったことを導入したい側の企業としっかりとマッチング機会を設けるような丁寧なコーディネートをまずやらせていただきながらというふうに思っています。

そのためには、これまで区が持っているカタリストの情報などを総動員して、これは区として支援をしていこうというふうなところで考えているところでございます。

○高橋（し）委員 今、予算上では8社ぐらいを見込んでいらっしゃる。今、かなりお話がありましたけれども、何をどういうふうに進めたらいいかという、そこから始まる方が多いかと思うのです。そうすると、マッチングというのは非常に大切、提供できる企業をおそらくリストアップして、積極的に登録といいますか、提示できると思うのですが、提示する時期、やはり消費税が上がることもありますので、どのぐらいの時期にそういった情報を小規模経営者に提示できるのかということと、それからマッチングについて、もう少し具体的にどのような場面といいますか、そういうところで小規模事業者の経営者とマッチングさせることをしていくことを支援していくのか、お願いします。

○山崎商業・ものづくり課長 実は、来年度に備えまして、既にRPAの技術などを持っている、例えば五反田エリアに集積しているベンチャー企業、本年も調査をしまして、いろいろデータベース等も持っております。そこで、わかりやすく、この企業でしたら製造業のこういった分野にしっかりとRPAが根づくだろうというようなところを、今、区の内部と、それから本件事業の委託事業者がかなり専門的な知識を持った事業者と組む予定でございます。区内の提供側の企業に厚みを持たせるために、委託事業者の持っている全国的ないろいろなノウハウがありますので、そこで小規模事業者にとって有意義な技術、紹介できるにふさわしい企業について、年度の早い時期に早めにそういったことをアップするというのが、これは本事業の肝心なところだなというふうに思っています。

まずそこをつくって、そうした事業化などにトライしたい企業につきましては、繰り返しになりますが、東京商工会議所品川支部などを通じてしっかり情報を流して、確率の高いマッチングを組んでいこうというふうなところで考えているところでございます。

○高橋（し）委員 先ほど、ほかの委員からもあった五反田バレーとの関係や、そういったところでやはりそういった企業を開拓していただけたということ。そのマッチングも、今お話があったような形で、さまざまなルートを使ってマッチングしていくということなのですが、その中で、今、こういったマッチングの中で業務委託されている事業者がいらっしゃるということもお聞きしておりますけれども、そのコーディネートを担当する役割も重要になるかと思いますが、その方針というか、計画がありましたら、お願いします。

○山崎商業・ものづくり課長 今回既に本件事業者の選定といいますか、プロポーザルは済んでおりまして、国立大学法人の電気通信大学のPLOということで、PLOと申しますのは、大学なり、大学教授が持っている技術を、その技術の特許を取得し、企業に転換するという、そういう機関でございまして、そういう意味では、さまざまな全国に電気通信大学の横のつながりで、30ほどの大学のそう

いった知見をこの事業者が持っておりまして、いろいろRPAを導入するときに、何が最適で、どうなのだという相談を全国に専門家がいますので、それを引っ張ってきて、品川の小規模事業者に対する伴走型の丁寧な支援につなげていくというツールを持っておりますので、そういう意味では、しっかりと支援ができる体制を整えて実施しているというようなところでございます。

○高橋（し）委員 手作業や運送業などの方面の自動化・ロボット化、そして今お話があったRPAによる、いわゆるソフトウェアによる支援、あまり目立たないところだと思うのですが、中小企業への支援としては非常に重要で、経営者の方々には大変有用な事業だと思います。ぜひ、先ほど8社ということでしたけれども、それ以上に導入していく企業とマッチングしていただければよろしいかと思えます。

ただ一方で、コーディネーターの電通大の関係の会社だと思いますが、そちらとの連絡調整もきちんと区として行っていただきたいと思います。最後、その点だけお聞きします。

○山崎商業・ものづくり課長 いろいろ専門的な領域の支援は、なかなか区のほうも頑張っておりますが、やはりそうした知見をうまく組み合わせ利用し、効果的に中小企業支援にマッチングさせていただきたいというふうに思っております。

○たけうち委員長 次に、いながわ委員。

○いながわ委員 273ページの成人歯科健診について、それと291ページ、中小企業経営支援事業について、297ページの商店街活性化事業費全般について、提案も含めてお伺いしてまいりたいと思えます。

成人歯科健診、口腔内のケアは先ほど来、質問もあったように、動脈硬化とか糖尿病、低体重児出産、早産などの病気などを予防できるといわれているのは、所管もそれはご存じのことだと思います。間違いなく健康維持につながっていくということでもあります。

基本的に歯科診療所、歯医者というのは、あえて歯が痛くならなければ行かないというところで、ご縁がなければ行かないという部分があるかと思えます。その中で20歳から70歳までの間、5歳刻みということで健診が行われるわけですが、これをやることによって、ある意味、問題意識を持って歯医者に足を運ぶという関係になるので、これは高く評価するところなのですが、先ほども申し上げたように、さまざまな病気の予防ができるという観点を考えたときに、これも本当に5年おきが一番妥当な年数なのか、その間に歯周病になってしまう方もいらっしゃるという部分もあろうかと思えますし、そういったことを考えたときに、今後、それが3年おきなのか、2年おきなのか、それともいろいろ仕組みを考えた中で、通年通していつ行ってもいいですという話になるのか、そういうものが今後、実際に可能になっていくのかどうなのかということをお知らせください。

また、過日、医療ジャーナリストの方でウエダさんという方の講演を聞く機会があって、その中でもかかりつけの歯医者はいらっしゃいますかなどという感じで公聴者に聞いていて、結構みんな手が、会社の経営者が多いので、手を挙げている方が多くいらっしゃいました。

そういうところで、269ページ、その予算もしっかり歯科医に関しては700万円ほどついているのですが、これをまたさらにポスターなどで告知をして、かかりつけ歯医者を増やしていく必要性があると思うのですが、それもいかがお考えかということ。

これ、答弁は短くて構いません。今、品川区は、中小企業、ベンチャー企業、新規事業、IT、先ほど来、さまざま質問が出ておりますが、非常に充実した支援をしているというのは、大田区よりいい支援メニューを用意しているのではないかと思っているのですが、基本的に中小企業基本法では、中小企

業の定義は資本要件、例えば3億円以下とか、5,000万円以下、人的要件は300人以下から50人以下と、これのいずれかに該当するのが中小企業とされている。また、零細企業というのが、中小企業でも小規模なものが製造業とかで人的要件は20人以下とされている。さらに小規模なものが、町工場といわれる3ちゃん工業といいますか、父ちゃん、兄ちゃん、母ちゃんとか、家族でやっているプレスやフライス、旋盤、さまざまあろうかと思います。要件を見ても、すごく振れ幅があるのです。何人以下とかという部分。そうなってくると、この支援をいろいろ見ていくと、本当の町工場、お父さん一人でやられている町工場とかの支援というのが結構薄いのではないかと。あとは、あったとしても、それに気づかないまま、当たり前です、一人でやっているわけですから。もくもくと夜通しやられている方も多いわけですから、その辺に関しては、私は経営支援も含めて、それは事業承継も含めて、おそらく継ぐ人がいない方もいらっしゃると思うので、お客様もいる中で、それをしっかりと区内の、それこそ町工場より上の方が、中小企業といわれる方なのか、小規模事業者なのかにバトンタッチをしていくような仕組みをつくっていただきたいと思っております。

あと、商店街、これも言うまでもなく、個店の集積が商店街を形成するというところで、商店街に対しての支援はすごく手厚い。東京都の補助金と品川区の補助金でなかなかうまく融合できない部分はまたどこかで質問、この機会しかないと思うのですけれども、どこかで質問するとして、今後、消費税も税率改定が行われる、レジスターを変えなければいけない、今度、受動喫煙防止条例も施行される、分煙をしなければいけないとなると、おそらく個店の商店の方々の負担はすごく出てくると思うのです。レジスターに関しては、税務署関係のところもそういった助成金を用意する、東京都も助成金を用意している、多分、分煙に関してもいろいろ補助金はあろうかと思いますが、少なくとも行政の何かによって法律なり条例が変わったことによって、やっぱり地域の商店とかが支出を増やしてはいけないという思いがあるので、これは商店街への支援というより、個人の商店にしっかりとそういった支援をしていくことも必要なのではないかと。

さらに言うのであれば、今、国がカードを推奨していますけれども、いろいろそれを導入する側、使う側、消費者も手数料がゼロという、そういった決済方法もあるみたいですが、基本的にはカードを利用すれば、お店の負担がまた増えてきてしまうので、そういった部分も何とか行政として助けてあげていただきたいと。あるお店はカードの手数料だけで年間100万円を超えるという、そういった地元の飲食店もありますので、そういったところをしっかりと支援をしていくということが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。答弁は短めで構いませんので、よろしくお願いします。

○川島健康課長 成人歯科健診が大事だというご指摘を今いただいたところでございます。こちらは考え方が5年に一遍ということではございますが、5年の健診の機会に歯科医院にかかっていたきまして、そのままかかりつけ歯科医になっていただきたいという委員おっしゃるとおりの目的でやっているものでございます。

それからもう1つ、かかりつけ歯科医紹介事業という両歯科医師会に委託してやっている事業がございます。こちらでも電話でお問い合わせいただければ、要望に応じた形で歯医者を紹介するというような形でございます。今ご提案のありました年齢の刻みをなくすというところではございますが、こちらはまだ平成29年度に二十歳に引き下げたところで、少しずつ受診率も上がってきているというところ、それから刻みをなくして、例えば受診券はなしで、そのままかかっていたくというような形にした場合も、やはり委託料の持ち出し等大変多くなるということで、ここ数年はまだ今の形でやらせていただきたいというのが私どもの思いでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 品川区には2万1,000余の事業所がありまして、実は20人以下の小規模事業所が85%を占めています。数でいいますと1万8,000事業所、こういう実態を捉えますと、区としましては、そうした小規模事業所に焦点を当てた支援、これをメインで考えていかなければいけないだろうというふうに思っているところでございます。

一方で、リーディングカンパニーの育成というようなところも同時にやらせていただいているような考えでございます。

それから、商店街のほうは、商店街を構成するそれぞれの個店、業種ごとのお悩み、ご商売をやられている方、多いと思います。こうした部分にも商連と連携するなどして、お声を耳に入れまして、いろいろな施策をしっかりと考えていきたいと考えているところでございます。

○いながわ委員 では、そのお耳に、ぜひ私も提案させていただきたいのですが、今、品川区は制度融資を行っていて、本当に助かっている企業が多くあると思います。しかしながら、まだそれすら知らずに、もう既に借りてしまった町工場の方々もいらっしゃると思います。個人事業主の方もいらっしゃると思います。そういったところは、もう既に借りて融資を受けて支払いをしているわけですから、ある意味、信頼もあるわけです。ずっとこの間、自分の技術とかバイタリティーで乗り越えて、景気がいいとき、悪いときを来ているわけですから、そういったところにも利子補給だけでもするべきだと思っているのですが、いかがでしょうか。

先ほど、歯科健診のほうは、だんだん間口を広げるようによろしくお願いいたします。

○山崎商業・ものづくり課長 区の制度融資でお借りして返済をいただいている企業につきましては、その企業が利子補給はしっかりさせていただいてございます。

それから、借り換えなども条件がいろいろありますが、そうしたこともいろいろ見直しをしながら最適な融資制度を保っていく必要があるかと思っているところでございます。

○たけうち委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

この後、2時46分より、東日本大震災で亡くなられた方々の追悼と、被災された地域の復興を願い、1分間の黙祷を行います。黙祷終了後、ただちに委員会を再開いたしますので、ご了承願います。

放送が入るまでしばらくお待ちください。

○午後2時45分休憩

○午後2時47分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 8年前の東日本大震災、1万8,432人の死者・行方不明者の皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、復興を祈念いたします。

それでは、質問させていただきます。

私は、保健衛生費、保健推進費、267ページ、たばこの関係です。同じく保健衛生費の母子保健費から、食からの子育て支援、保健予防費で、時間があれば骨髄ドナー支援、283ページ、環境費、リサイクル推進費、資源回収・中間処理、同じく節飛んで287ページ、清掃費のふれあい指導費関係です。

最初に、健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止法条例の制定関係についてお聞きしたいと思い

ます。

制定されたことによって、施設によっては喫煙が制限されてきますが、区のほうは対応していくということになっていますが、飲食店の店頭表示が今年の9月1日までに規則で決まると実施される。これに対して区はどのようなふうに対応していくのか。また、罰則規定も出てきたときに、この辺の区としての対応を教えてください。

それから、食からの子育て支援事業です。これはもう既に今年も方法を変えていただいて増やしていくということで、休日開催の要望が多くて、ご両親と一緒に受けたいという要望もあり、土曜日も開催し展開を広げてきていると説明があり、実施されていると思います。これは予算を見ますと、平成30年度が546万3,000円、平成31年度は444万9,000円、これ、逆に下がっていたのですが、この辺、もう一度、理由を教えてください、今後の進め方について教えてください。

それから3点目に、ふれあい指導の関係です。今年のプレス発表の中にも「しながわ せいそう きれいにする象」というのが出てきています。区も頑張らせていただいているのは十分承知しているのですが、最近、日本人以外の方がかなり区内でも多く来ている中で、この辺の理解がされているのか、ごみの出し方がそういう方たちにちゃんと理解されているのかどうか、その辺についても教えてください。

○川島健康課長 健康増進法改正、それから東京都条例に基づくたばこの受動喫煙対策の事務の取扱い方法ということでございます。こちらは予算書の271ページのところに健康推進関係事務費というところがございまして、その中に、わかりにくいですが、受動喫煙対策の関係経費が入っております。区の対応としましては、健康課に担当ができる予定ですので、飲食店等の対応も健康課で行っていくことになろうかと思えます。

店頭表示ステッカーの話ですが、そろそろ東京都がつくっているものが完成して、直接飲食店団体のほうに配ったり、それから、私どものほうにも配られるので、窓口に来たらお配りしたり、そういったような対応をしていくことになってございます。

○仁平品川保健センター所長 それでは、私から、食から子育て支援事業の昨年度との予算の違いということでご説明させていただきます。

確かに平成31年度の予算は昨年と比べて下がっておりますけれども、これの主な理由は、離乳食教室の委託の部分でございまして、現在、平成30年度は平日と閉庁日の土曜日ということで、36回分を計上していましたが、ただ、参加者が、場所の問題、今現在は荏原文化センターとこみゆにていぶらぎ八潮ということで2カ所で行っているわけですが、どうしても八潮のほうの参加者が少ないということで、見直しをさせていただきます、会場を大井町のきゅりあんの調理室を使って実施していこうと考えているところでございます。今度は足を運びやすいのかと思えますし、1回当たりの参加者が少なかったものですから、集中して行っていきたく思っております。この辺の実績等を見ながら、回数等を考えていきたいと思っております。

○工藤品川区清掃事務所長 外国人の方へのマナー等の取組みでございまして、2つあるかと思えます。住まわれている方に対しては、やはりしっかりと多国籍語の啓発冊子を使って、マンツーマンでお知らせをしているということでございます。

また、外国人旅行者に対しては、宿泊事業者に対してマナー啓発を呼びかけているということと、例えば今、民泊事業者が増えてございます。事業者のほうにもそのような形で働きかけをしているところでございます。

○鈴木（真）委員 たばこの関係です。今見たら、300万円ぐらい事務費がかかっているのですが、これは新年度にかかるもの、その後、罰則規定に関しても翌年になってきますね。その辺でまた金額がかかってくるのかどうか。

それと、これに関しては、当然、財源的には区で持ち出しになるのか。それを教えてください。

それから、食からの子育て支援事業の関係です。きゅりあんになるというのは非常にいいなと思っています。八潮はやはり行く方がちょっと不便だったかなということがありましたので、前から大井町あたりでできないかという要望もありましたので、ぜひこれからも進めていっていただきたいと思います。離乳食教室を役に立てていただきたいと、これは要望にしておきます。

それから、清掃関係です。多国語の啓発をしていただいているということで、民泊というお話もありましたけれども、民泊利用者、前にも質問させていただいた場所があったのですが、ここは非常に清掃事務所のほうで毎日対応していただいて、非常にきれいになっている、ご苦勞をかけたなというのは地域の方も非常に喜んでいるのですけれども、これを民泊事業者がほかでもそのようなことはないのかどうか、そういう指導はほかであったのかどうか確認させてください。

○川島健康課長 こちらの300万円ほどの経費のうちの70万円が受動喫煙対策のほうに充てられるような形で組まれているものでございます。

それから、取り締まりは、2020年4月から始まりますが、こちらはまた予算は別途、1年間かけて検討した中で予算要求させていただこうと思っております。

それから、この財源ですが、法に基づく事務につきましても、自治事務という位置づけだということで、事務経費は地方交付税措置を予定していると言われておりますので、特別区には何か入ってくる部分はないというようなところでございます。

それから、都条例に基づく上乗せの部分の事務につきましても、事務処理特例条例に基づいて権限移譲される予定でございます。財調の関係についても、現在、未定というようなところでございます。

そのほか、国も都も補助金をつくっております。普及啓発関係事務費ですとか、喫煙所の整備につきましては、10分の10の補助があるという形で予算措置されております。

○工藤品川区清掃事務所長 民泊施設周辺におけるごみ排出の状況ということでございます。東京都で3カ所、民泊らしきごみというところで、今まで、昨年6月からあったところでございます。2件につきましては、完全に問題は解決されておりますが、1件につきましては、まだ特定はされないというところで、引き続き調査をしているということでございます。

また、警察のほうにもいろいろと協力を仰いで、まだ巡回調査中というところでございますが、そういった周辺環境に悪化する実態等につきましては、今、回避されているような状況でございます。

○鈴木（真）委員 わかりました。財調という話もありましたけれども、財調だと、この分がどこへいくかわからないし、これは財源は別だと思うので、そこら辺はうまく調整していただきたい、交付金で対応できないのかと思いますので、その辺はよろしく願います。

それから、回収のほうは、いろいろこれからも頑張りたいと思います。

資源化センターだけちょっとお聞きしたいのですが、さっきも資源の問題が出ていましたけれども、ペットボトルの処理も確かに大変な状況、ペットボトルが多過ぎてしまって対応できなかったところがあったと思うのですが、そこら辺の今後の見通しと、東品川船舶中継所、何か進捗があったら教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 資源化センターにつきましては、ペットボトルの処理ラインがかなり処

理能力を超えているということで、来年度、少し人員等の増強を図るということで予算を増やしてございます。

東品川の中継所の件につきましては、今、さまざまな方法、直接輸送するのか、また代替地かというところでさまざま検討をしているところでございます。

○たけうち委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、273ページ、予防接種費、インフルエンザの予防接種について、それから267ページの健康塾、297ページ、商店街活性化事業というところで、主に個店の支援、先ほどもちょっと質疑がありましたけれども、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

最初に、予防接種費ですけれども、インフルエンザの予防接種ということで、平成31年度4月からの新年度予算で、小学生、中学生に対する1回1,000円ということでのインフルエンザ予防接種費用の助成が開始される。私どもの会派としては、これは長年求めてきたものでございますので、大変に歓迎をし、評価をしているところでございます。そういう前提のもとで少し質問をさせていただきたい。主に接種率の向上というところの観点でお話を伺いたいと思います。

今、65歳以上は一律2,500円の自己負担で接種をされているわけですが、65歳未満の方々については、病院によって費用がまちまちという状況がございます。これはどれぐらい、品川区内の状況でいいのですけれども、安いところ、高いところでどれぐらいの違いがあるのかということと、なぜそういう違いが起きてくるのかというところで、例えば供給される側の体制のところとか、そういうところも含めて、どういう状況でそういう価格のばらつきが起こってくるのか。

これはよく聞かれるというか、お声をいただくのは、安いところを目指してインフルエンザの予防接種を受けにいかうとすると、そちらの病院としても、やはりいろいろな事情があるかと思うのです。かかりつけでふだん来ている方優先というような考え方から、予約がなかなかできないとか、後回しにされてしまうとかという問題もあるというところで、このことについての状況を伺いたいと思います。

○鷹簀保健予防課長 インフルエンザ予防接種の費用についてですけれども、区内くまなく調べたということではございませんが、おおむね3,500円から、高いところで5,000円、6,000円ぐらいと伺っているところでございます。

また、インフルエンザワクチンについては、1包が、1つのバイアルで2人分ワクチンがとれると聞いておまして、ちょうど2人の方が予約が入っていれば1つのバイアルで2人にその日のうちに接種できますけれども、そうでない場合には、その1人分がむだになってしまう、そういったこともあると聞いておまして、そのワクチンロスというのでしょうか、そこも含めた値段で設定されているというふうに伺っております。このワクチン接種に関しましては、いわゆる病気になったとか、けがをしたとかということに対する保険診療ではございませんで、全て医療機関側で接種費用については個別に設定することができる、そういう診療になっている関係もありまして、全ての医療機関が接種費用が異なるということをお聞かせいたします。接種費用の違いによって、安いところに希望者が殺到するのではないかというお話については、そういう形ではお話を聞いていないのですけれども、昨年度も今年度もワクチンの接種が始まる10月ぐらいにはワクチンはあったのですけれども、11月ぐらいから急にワクチンが足りなくなるという現状があって、そうすると、どこで受けられるかというようなお問い合わせが区民の方から実際に保健所のほうにも寄せられたというような現状はございました。どこに集中していたという個別の情報については把握してございません。

○塚本委員 いろいろな窓口の方、今述べてきた事情等もあるのだというところでございますけれども

も、例えば、今の自由診療ということで、基本的には各医療機関が自分で決めるのだということなのですが、新宿区は13歳未満の方に助成をしているということですが、ここは自己負担が1,700円で一律やっています。これはどういうことなのかというのは、例えば高齢者は一律で決まっていますね。三者協で、東京都と23区と東京都医師会の間で、そういうことが新宿区の場合はあるのかということをお伺いしたいと思います。もしそういうことのあるなしとは別に、品川区内で均一化みたいなことは、何か考え得ることがもしあるのであればお伺いしたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 まず、自由診療によるワクチン接種でございますけれども、65歳以上の高齢者に対する定期接種に関しては、今、委員からご指摘がありましたとおり、東京都、特別区、東京都医師会の三者協、その協議会によりまして全て一律の費用で接種する、おおむねその半額を接種される方に自己負担をいただくということで、この制度が始まっております、今でもその形です。その理由といたしまして、23区内であれば、どこで接種をしても同じで受けられるというような、非常に利便性を考えた上でそのような形になっているところでございます。

新宿区の1,700円がどうしてということのお尋ねですが、申しわけありませんが、新宿区で13歳未満の自己負担はその額という件についての詳細は把握してございません。

○塚本委員 わかりました。では、このあたりのことについては、実情がどうなっているかということは今ご説明いただきましてわかりました。

次に、65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種についてですが、現在の接種率、どれぐらいなのかということと、その接種率について、どういうふうに区として評価あるいは感想等をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○鷹箸保健予防課長 65歳以上の方のインフルエンザ予防接種の接種率でございますが、全体を合わせると平成29年度で38.5%ということで、決して高くはないという現状でございますが、年齢別に見ますと、65歳から69歳のところ、ここが19%とかなり低いのですが、年齢が上がるごとに接種率は上がっていきまして、だんだん上がってくるのですが、例えば95歳から99歳ですと80%とか、年代によって接種率が違うという現状がございます。

個別に通知をさせていただいているところから、必要だと感じられる方はぜひ積極的に受けていただきたいと考えているところでございます。

○塚本委員 38.5%ということで、この前、基本的に65歳以上の方々が、ほとんどが女性だったのでございますけれども、10人ぐらい集まっているところで、私もどれぐらいの方がインフルエンザの接種を受けていらっしゃるのかと思って聞いてみたら、やはりそのような感じでした。受けている方が少ないといえますか、受けていない方が結構いるのだなということに関して、やっている事業なので、ぜひワクチン接種率を上げていくための施策をより一層進めていく必要があるのではないかと考えております。

そこで、他区の現状などを調べると、65歳以上で全額助成をやっている区も幾つかございます。渋谷区とか千代田区。あと、75歳以上というところで、年齢を区切って全額無料にしているという区もございます。こういった他区の現状の政策、接種率等の状況等を見て検討するというか、考えていただいて、今後の接種率向上のための対策ということで、お考えを最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○鷹箸保健予防課長 委員ご指摘のとおり、区によりましては、高齢者のインフルエンザについての自己負担部分について、プラスアルファで助成をしているという区が幾つかあるところは確認しているところでございます。今後の高齢者に対してのインフルエンザ費用につきましては、来年度、お子様に

ついて初めて取り組むところもありますので、そこも踏まえて、高齢者については、今後、人数も増えていく中で、現在、おおむね9,000万円以上、9,080万円ぐらい毎年かかっている部分もありますので、これも含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○塚本委員 わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、健康塾ですけれども、現在、区内で23カ所で実施されていまして、これは毎年申し込み、毎年ではないか、定員に対しての申し込みがあって、定員内での、抽選になるような年もあるというふう聞いておりまして、抽選で外れてしまった人は大変に残念な思いということを切実に訴えられていましたけれども、23カ所で会場によってのばらつき、どれぐらいのところ抽選になっていて、一番倍率が高いところとか、低いところでどれぐらいの幅があるものなのかお伺ひしたいと思います。

○川島健康課長 今、委員のおっしゃるとおり、会場ごとに、人気があるところと、空きのあるところがございまして。ばらつきがあるということで、抽選は年2回、半年で1クールという形になっておりまして、今年は参加していただいた方が2,187人で、落選された方が217人というところでございまして。ただ、落選しても半分以上の方は別の会場に行っているという形です。そうはいいまして、やはり抽選に落ちる、連続で落選される方もいらっしゃるという形です。その辺の話は私どもの耳にも入ってきているところでございまして。

○塚本委員 今、抽選に外れた方が別の会場で空いているところというお話がありました。できるだけその辺の案内というのか、情報提供といいますか、せめてそのところはしっかりとやっていただきたいと思います。別の会場でもぜひ行きたいのだけれども、どこが空いているのかわからないということをおっしゃってございましたので、その辺のところについて、情報提供をしっかりとさせていただきたいというところで、どのような対応が考えられるのかをお伺ひいたします。

○川島健康課長 こちらはお問い合わせをいただいた際に、より丁寧な対応に努めて、抽選漏れになった方の利便性にも配慮した形で、丁寧にご案内に努めていきたいと思っております。

○塚本委員 よろしくお願ひいたします。もう少し具体的に何かあるとありがたかったのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、あまり時間がないのですが、商店街活性化の事業ということで、個店の支援ということについてです。

先ほども質疑が他の委員からありましたけれども、やはり商店街振興の根幹は、個店の魅力の向上というようなことで、平成29年3月に、品川区の産業支援施策調査分析というすごい報告書が出ていまして、そこにも記されております。そこで個店支援の再構築ということがうたわれていて、個店の魅力の支援ということで、ここがしっかりしてくると、品川区のいろいろな商店街においても、空き店舗とかが今ありますけれども、多くの個店が魅力ある個店が品川区に出店しよう、いい個店施策があるのだから、こういう流れになっていくのではないかと期待がございまして、その個店支援、産業支援施策調査分析のところでもいろいろ述べられている部分がありますけれども、現状、どのような形で進捗しているのかお伺ひします。

○山崎商業・ものづくり課長 これまでの行政としましての個店支援につきましては、個店の持つ魅力をPRするというようなところで、これはマイスター店をはじめとしまして、さまざまな角度でPR事業をやってまいりました。PRするだけではなくて、そこでいろいろそれぞれの商店街の特性に合わせた魅力の発揮ですとか、どういったものをどういうふうに出していくのかというような、要は、開発の部分であります。こういう部分につきましては、例えば、いろいろキャラクターをデザインした

ものを商品化するとか、それぞれの商店街の持ち味として、その商店、個店が核になって周辺の商店街にも多大なる効果をもたらすような部分、そうした1つの個店が面的な効果を生むような、付加価値を高めるような取組みについて、今、いろいろ商連などと連携しながら取組みをさせていただいているような状況でございます。

○たけうち委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 267ページ、健康センター事業費、277ページ、狂犬病予防および動物の愛護、殺処分ゼロを目指してについて伺います。

品川、荏原両健康センターでは、有酸素運動や筋持久力などのマシンが使用できるトレーニングジムを区民に開放しています。品川健康センターのジムを利用するある70歳の方にお話を伺いました。健康のため、病気にならないようにとランニングマシンやレッグプレスなど、筋力トレーニングを行っているそうです。高齢者も結構利用しているということで、若い人よりもむしろ高齢者の方が多いのではないかというお話をしておりました。

しかし、時間制限はないのですが、1回500円かかります。そのため週に2回利用しているこの方ですが、月4,000円かかっている、もう少し気軽に利用できるようにならないかとのお話でした。まず、こちらの利用料金の設定の根拠について伺います。

○川島健康課長 健康センターの利用料につきましては、条例に基づいて規定しているところでございます。

○安藤委員 条例の根拠を聞いたのですけれども、答弁になっていません。ひどすぎないですか。お答えください。

○川島健康課長 失礼いたしました。こちらはワンコインということで、気軽に利用できる料金の設定を500円にして、荏原のほうは施設の規模が少し狭いということで100円安くした、そういうふうな設定をしているものでございます。

○安藤委員 私も近隣区を調べてみましたけれども、港区では65歳以上の高齢者と障害者を無料にしています。目黒では、利用料金が300円で、中学生・65歳以上・障害者は150円と半額に低廉にしております。渋谷でも利用料金は400円のうえ、中学生は100円、60歳以上と障害者は無料。そのうえ、敬老の日と体育の日を無料公開日に設定しておりました。

先ほど紹介した方も、健康のため、病気にならないように利用しているというお話でしたけれども、高齢者の運動について、財団法人健康長寿ネットというところは、気分転換やストレスの発散となり、精神的な安定を促すこともできます。ストレッチングや筋力トレーニングは腰痛やひざの痛みなどの運動時のトラブルの改善も期待でき、心肺機能を高める運動によって、風邪などの感染症にかかるリスクも低くすることが可能です。また運動を行うことで体力や体型に自信が持てることによって、自己効力感が高まり、生活の質の向上にも役立ちますと、その必要性をさまざまな面から紹介しております。健康の増進は、結果、医療費の抑制にもつながっていくということです。

高齢者の運動の必要性から、隣接区の事例を参考にして、健康センターのトレーニングジムの利用料は、高齢者や障害者には免除や値下げをすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○川島健康課長 現状、こちらは500円、400円の設定でも、他区と比べましても、品川区の健康センターほどの規模のあるところはあまりないようでして、時間が2時間という縛りがあったりですか、こちら時間制限がないということで、1日利用できるということなので、現状でも十分なお安い価格だというふうに考えております。

それから、年齢の確認の事務、受付のところ、今でも混雑しているところで、その事務を取り扱うことによってお待たせするような形になるということを含めて、受付のときの確認事務が新たに発生するというので、その辺の経費も見込まなければならないということで、なかなか難しいのではないかと考えてございます。

○安藤委員 難しいと言わないで、そこを知恵を絞っていただくのが行政の役割ではないかと思うのです。

利用時間の話ですけれども、私が調べた限りでは、他区も空いている時間帯の間は使えるというふうになってきたかと思えますけれども、ぜひ現状でも安いという認識は行政の認識かもしれませんけれども、利用される方にとっては、やはり週何回、定期的に利用できるという状況が、結果としてさまざまな健康維持につながってくるということもありますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

次に、ペットの殺処分ゼロの取組みについてです。

今日、犬や猫などのペットは、それぞれの飼い主にとっては単なる愛玩動物としてだけではなくて、コンパニオンアニマル、伴侶動物、大切な家族の一員になっているということは紹介するまでもないと思います。保健所への持ち込みや捕獲による犬や猫の殺処分数は、この間、市民団体や保健所の譲渡、返却の懸命の努力で、2010年度、国全体で年間20万件あったものが、2015年度には8万件まで減少しましたが、殺処分はなくなっていないというのが現状です。

私の知り合いの愛犬家の方は、ツイッター上で日々流れてくるそうです。この子は、あと何日の命です。引き取り先を探していますという写真つきの投稿を見るたびに、広い庭があったら引き取ってあげたいのだけれども、東京ではそうもいかないし、今の自分には何もできないというふうに胸を締めつけられる思いだと言っております。

殺処分を減らすためには、何よりもまずは飼い主の責任として、ペットが死ぬまで飼い続けることが基本です。同時に、引き取り手の見つからないまま、子猫や子犬が処分されることがないように、里親を探すなど譲渡する数を増やすことが重要だと思います。

伺いますけれども、品川区内の年間の殺処分数と譲渡の数はどうなっていますでしょうか。犬と猫それぞれについて直近の数字を伺います。

また、区民から品川区保健所などに引き取ってほしいと申し出があった場合、どのような対応を行っているのか伺います。

○鈴木生活衛生課長 まず、犬や猫の動物の収容関係の数字でございますが、殺処分といいますが、福祉上の視点、動物の苦しみを緩める視点からの致死処分と、その後、収容後に病気等で死亡したものが含まれた数字で、昨年度が、東京都全体で19件の犬、猫のほうは東京都全体で469件ほど報告をされております。この致死処分につきましては、東京都のほうで区別の数字を公表しておりませんので、都全体の数字ということでご報告をさせていただきます。

それから、譲渡数につきましては、東京都全体で、昨年度、譲渡された犬が都全体で200件、品川区で3件です。それから、猫のほうは、都全体で247件の譲渡がされておまして、区内で譲渡の実績はございません。

また、保健所のほうに飼っているペット等の引き取りの相談があった場合には、現在、動物の収容、対応、譲渡等は、東京都の事務でありまして、東京都の動物愛護相談センターのほうで事務を行っておりますので、この近くだと、城南島に出張所がございますので、そちらをご相談者の方にご紹介をして、

適切な対応をお願いしているところでございます。

○安藤委員 猫が多いなという印象ですけれども、東京都の動物愛護相談センターにつなぐということですが、こちらは、今、件数はわかりましたが、ペットを保護し、譲渡する施設として、どれだけ機能をしているのでしょうか。伺いたいと思います。実際にどれだけの動物を収容しているのか。うち、やむを得ない事情により飼いつけることが困難で、引き取りと判断された動物の割合といいますか、ホームページに書いていましたけれども、これはどれぐらいなのか。また、収容した動物はどうなっているのか、それぞれ伺いたいと思います。

○鈴木生活衛生課長 まず、お尋ねのありました取扱い数でございますが、動物愛護相談センターのほうで、昨年度は総数で1,065件の扱いをしております。その中で引き取られた動物が658件ですので、約60%ぐらいです。それから、致死処分に至ったものが合計で400件ちょっとでございますので、譲渡、引き取りをされたもの以外は、最終的には処分をされているというのが現状となっております。

また、都では、動物愛護相談センターで直接譲渡の場合もありますけれども、そういう民間での里親を探しているNPOだとか団体との連携をしながら譲渡先を探しているというふう聞いております。

○安藤委員 かなりの数、いろいろな事情は違うでしょうけれども、致死になってしまっているということですね。私は、新たに犬や猫を飼い始めようとしている人に、保護された犬、猫を飼うという選択肢、ペットショップやブリーダーから購入する以外に、動物愛護相談センターやボランティア団体などが保護している動物を引き取る譲渡という選択肢があるということを周知啓発する取組みを強めるということが重要だと思います。この点の周知について、品川区としては、現在、取り組んでおられますでしょうか。伺いたいと思います。

○鈴木生活衛生課長 犬や猫、ペット等の飼えなくなったときの対応等についての啓発でございますが、基本的には、先ほど申し上げましたように、東京都の事業でございますが、都のほうでホームページや広報、さまざまな機会を捉えて周知をしているところでございまして、区のほうでは、区民の方向への講習会や、いろいろな啓発の冊子、パフレットの中でご紹介をしているというのが現状でございます。

○安藤委員 今の若い人は、特にホームページとかインターネットで情報を身近な自治体からとるという方も増えていますので、私が確認した限りでは、区の犬や猫のページもあるのですが、拝見したのですが、譲渡というところでは、まだまだ周知が弱いというふうに感じました。

日本では、ショーケースの中に動物を入れて、その場ですぐ簡単にペットが買ってしまうということになっていますが、それが当たり前になってしまっていますけれども、欧米などでは、犬などは生体販売は禁止されておりまして、ブリーダーに発注して、そこでプロのブリーダーが親犬と一緒に十分な時間をかけて育てた犬を、欲しいという方が引き取りに行く、それが当たり前になっているそうです。

譲渡という選択肢について、やはり区内の愛護団体、NPO、地域住民は、動物病院やトリミングサロンなどあると思うのですが、そちらなりと連携して、周知をもう少し強めていくことを求めたいと思いますけれども、あと、ホームページの工夫なども含めて求めますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 動物の愛護、飼育に関してでございますが、確かに対応が必要な犬猫の譲渡というのは重要なことでありますが、その前に、飼い主が責任を持って最後までしっかりと飼うということが前提でございますので、区としては、そちらのほうに啓発等の力を入れて取り組んでいるところでございます。

○安藤委員 そちらはすごく重要だと思いますけれども、現に、そのままいくと殺処分されてしまう動物もいるわけで、ぜひ譲渡という選択肢があるのであれば、私、そちらで飼いたいわという人もいると思うのです。そうした方々への情報が伝わるように、啓発を強めていただきたいと思います。

確かに譲渡には、保護している間の人手や手間がかかりますけれども、費用もかかります。でも、こうした手間をかけても命を救いたいと頑張る個人の方や団体の方もいます。

ほかのある愛犬家の方は、他区にあるペットショップから犬の譲渡を受け飼い始めました。そちらのペットショップは個体販売しておらず、譲渡のみだそうです。その犬は、保健所で殺処分されるはずのところを引き取られた犬であったそうです。声帯が切られておりました。吠えることが出来ません。なぜかという、ペット業者が繁殖犬として育てて、産めなくなったからと保健所に持ち込んだ犬だったそうです。命をもうけの対象にしか見れずに、売ればいいという今の日本のペット行政も変えなくてはいけないのだと思いますけれども、草の根で命を救うつなぐ活動に取り組んでいる方々の連携とか支援も強めていかなくてはいけないと私は思います。

区内で保護や譲渡の活動をしている動物愛護団体やNPO、個人などの状況を品川区としてはどのように把握されておりますでしょうか。伺います。

また、こうした活動に取り組んでいる区内の団体の連携を強めて、公的な支援を強めるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木生活衛生課長 まず、もう一度確認させていただきますが、保健所に犬等、飼えなくなったものが持ち込まれることはございません。都の事業で、動物愛護相談センターのほうに相談、持ち込みがあるということがございます。

それから、区内の団体に関しましては、動物愛護相談センターのほうで、各団体との連携を行っておりますので、品川区のほうで直接やりとりをすることは現在行っていないところでございます。

なお、区としても、先ほど申し上げた最後まで愛情を持った飼育と、譲渡等のときにもしっかりと適正な管理、飼育をしていただけるように啓発を行っているところでございます。

○たけうち委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時28分休憩

○午後3時45分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。本多委員。

○本多委員 279ページ、保健衛生費の食品衛生についてと、289ページ、東京二十三区清掃一部事務組合分担金について質問します。

最初に、食品衛生ですが、3,024万4,000円、この概要をお知らせください。

清掃一部事務組合分担金につきましては、清掃工場の建替え工事費の増なので、23区の分担金が1.1%増の330億円になります。平成31年度、23区全体で330億円。自家発電電気の利用開始により、管理事務所での電気料金が約2億3,748万円削減されるとありますが、この品川区の平成31年度予算計上に反映されているのか。それと、23区の分担するべきことと、一部事務組合の自助努力や運用についてのかかわりについて、その点について教えてください。

○鈴木生活衛生課長 お尋ねの食品衛生に関する予算の額についてでございますが、平成31年度に

つきましては、HACCPといたしまして、国のほうの法改正に伴いまして、食品関係の衛生の管理上の制度が新しく始まります。その対応のために専門非常勤の職員を現在の3名から5名に増員の必要がありまして、そのための人件費730万円ほどが主な増の理由となっております。

○工藤品川区清掃事務所長 東京二十三区清掃一部事務組合の分担金にかかわるお尋ねでございます。こちらは、委員、今お話にございましたように、平成30年度が全体で326億5,000万円、平成31年度が330億円ということで、分担金が増加しております。その主な内容といたしましては、ご指摘のように清掃工場による建設費の増というところで、光が丘の清掃工場の改修費等の金額がかなり多くなったというところで、それに伴いまして、私どもの分担金も増えているということでございます。

分担金の考え方といたしましては、大きくは清掃工場の運営というところでございまして、清掃工場は今21カ所ございます。こちらを23区の中で共同処理する、そういった考え方のもと、分担金を支出しているものでございます。

○本多委員 食品衛生のほうは、非常勤の人件費等ということでわかりました。

食中毒に関連して質問していくのですけれども、都内で昨年、食中毒が185件起きました。最近10年ではワースト1ということで伺っておりますけれども、その中でも一番重いものがアニサキスということで、区内の状況と、アニサキスの状況を教えていただきたいのと、それと、カウントの仕方なのですけれども、医療機関からの申告件数ということだと思っておりますが、それだけで数の把握なのか、健康被害の度合いについて、どのように把握されているのか教えてください。

清掃一部事務組合のほうですが、清掃工場を増やすというのは23区で分担金が増えていくというのは本当に理解できると思うのですけれども、こういう新しい取り組みはいいことだと思うのですけれども、一部事務組合が自主的に自家発電電気の利用を開始してコストを下げっていくというのは、すごく重要でいいことだと思うのですが、それにかかる設備投資の費用、こういうものも分担金が増える要因なのか、自助努力、23区の分担金のどこまで、何でも23区が分担するものなのか、それとも一組が自助努力してコストを下げっていく部分と、そのかわりをご説明いただければと思います。

○鈴木生活衛生課長 東京都内または区内における食中毒、特にアニサキスの状況でございますが、この数年間、都全体では食中毒事件は100件から150件程度で推移をしております、そのうちのアニサキス、都の場合は寄生虫というくくりで別のものが入っておりますが、おおむね十数件程度でございます。

昨年、平成30年度につきましては、現在まで、都全体で185件の中毒ということで、特にアニサキスはやはり増えております。

区についても、毎年大体3件から数件程度で推移しておりましたが、平成30年度につきましては13件、そのうちアニサキスが4件と、やはりこれは都内全域と同じ傾向でアニサキスの中毒が増えているところでございます。

また、中毒事件のカウントの方法でございますが、認知につきましては、ご指摘のとおり、医療機関からの申し出が多いのでございますが、患者ご本人、もしくは施設、当該の飲食店等の施設からの申し出の場合もございます。

それから、健康の被害についての主な状況でございますが、特にアニサキスに関しましては、嘔吐、吐き気、目眩等、下痢等の症状、その辺の症状が多いのですが、特別な重篤に至るケースはまれでございまして、大体1週間から10日程度の通院治療で回復できるというものでございます。

○工藤品川区清掃事務所長 一組における経営努力の件でございます。

経営努力というところでは、清掃工場等の運営費というところでは、民間のほうに施設の委託をしまして削減に努めているというところでございます。

また、新たな投資というところで、例えば今、セメントの原料を売り払うような事業も新たに始めております。これに伴う諸経費等につきましては計上されているということでございます。

考え方といたしましては、全体の予算の中から1年間にかかるであろう費用の中から、分担金というのは、毎年でございますけれども、45.4%が特別区の花担金となつてございまして、それぞれ区のごみ量の排出の割合に応じて区のほうの花担額が割り振られるということになっているところでございます。

○本多委員 食中毒のほうですけれども、大体医療機関からの件数や本人からの申告ということで、把握はそうされているということなのですけれども、それ以外にも、重症の場合、病院に行きたくても行けなかったり、あるいは、食中毒の自覚があつて、病院に行くほどでもない、ただ対応をどうすればいいのかわからないケースもあるかと思うのです。そういった場合の対応をどうすればいいのかお知らせいただきたいのと、清掃一組のほうは、わかりました。やはり23区が負担しているのだなと思うのですけれども、一組が取り扱った電気の取扱い方、今後何か展開があるのかなのか教えてください。

○工藤品川区清掃事務所長 一組の売電収入というものを収入源、力を入れてございます。その量につきましては、年々増加しているということでございますので、そういった形で収入を経営に資しているというのが一組の考え方でございます。

○鈴木生活衛生課長 食中毒による重症化の場合、基本的には医療機関の受診に基づく情報からなつてございますので、医療機関のほうで適切な対応をお願いしつつ、区のほうから調査の協力をお願いしているところでございます。

○たけうち委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、267ページの禁煙外来治療費助成について、281ページのミスト発生装置設置助成について伺います。

初めに、267ページの禁煙外来治療費助成140万8,000円についてですが、平成29年度の決算での実績は21人で約55万1,000円でありました。そして、来年度の予算は前年度の倍近くの前算を立てておりますが、今までの実績から見ますと、難しいのではないかと考えます。その原因の1つに挙げられるのは、区民への周知だと考えます。今までどのように区民への周知を行ってきたのでしょうか。また、来年度の予算を倍近く増やした理由についてお知らせください。

○川島健康課長 禁煙外来助成の周知ということでございます。今までチラシを健康課や保健センターの窓口、それから医療機関に置かせていただいたのですけれども、こちらは私どもの反省点としましては、確かに区民向けの周知も足りなかったところもあるのですが、何よりもお医者様自身が知らなかったということで、今年度、医療機関に直接お知らせを配るようになささせていただいたところ、禁煙外来助成の申請をする方が増えてきているということ。それから、50人から100人になったということですので、こちらは健康増進法の改正、それから都条例の制定等もございまして、これを機運として100人の方、ぜひ禁煙したいという方の支援をしたいということで、予算額を倍増したものでございます。

○松永委員 その区民への周知ですが、現在行っている方法ではなく、例えば、本区が設置している指定喫煙場所や喫煙できる飲食店、またコンビニを含むたばこ店、喫煙できるデパートなどの喫煙ス

ペースなどに、例えば、「品川区禁煙外来助成実施中」というような文言が入ったステッカーのようなものを張る方法も効果的ではないかと思いますが、本区としては、この周知方法について、どのように思われますか。

また、私は、こうしたことをしない限り、区民への周知は難しいと考えます。この、禁煙外来助成については、禁煙されている方がターゲットであると考えますので、ぜひご検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○川島健康課長 たばこを吸うスペースにそれを張るとするのは、なかなか大変なことなのかという感じがいたしますが、何か周知できる部分、工夫できる部分でやっていきたいと思っておりますので、ただ、そのステッカーを張るかどうかというのは別としましても、周知の方法は強化していきたいと考えてございます。

○松永委員 ぜひご検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、禁煙外来の定員について伺います。

ホームページを確認しましたが、現在、定員50人で、来年度は100人とお聞きしましたが、定員数について、どのように決められたのでしょうか。また、本区内の喫煙者数は全国平均を約3%上回っており、また、周知が徹底されれば、今後、定員数を増やすことも必要であると考えますが、本区の今後の方向性について改めて伺います。

○川島健康課長 50人でスタートというのは、厳密に決めたわけではございませんが、他区も最初は50人からスタートしているところが多かったということで、私どもが見本にさせていただいた荒川区、北区もそこからスタートしてというようなところでしたので、まずそこからやって、だんだん増やしていければというふうに思っているところでございます。今般、健康増進法が改正されまして、都条例もできたというようなところで、これを機運として、多くの方にこの制度を利用していただくということで100人という設定をしたものでございます。

○松永委員 来年には東京オリンピック・パラリンピックも開催されることもあり、そして今後、たばこの値段も上がってくると考えられます。そうしたことにより、急激にたばこ税は減ることと考えられますので、ぜひそうしたことも踏まえて予算を組んでいただければと思います。

次に、281ページのミスト発生装置設置助成の1,002万1,000円について伺います。

この事業についてであります。オリンピックのホッケー会場付近をはじめ、区庁舎、しながわ中央公園や大崎駅西口のバスターミナルなどに、ミストの発生装置が設置され、また、民間等でミスト発生装置を設置する場合に、その補助を行う、これは東京都の事業だと認識しております。

そこで質問いたします。このミストの発生装置は、夏場だけの装置なのでしょうか。例えば、バス停とかの路面などが凍結した場合には、お湯で温めるなどの活用も可能ではないかと思うのですが、本区の考えをお知らせください。

○小林環境課長 ミスト発生装置のご質問でございますが、この補助は、人の暑さを少しでもやわらげる対策として、細かいミストを発生させる装置を設置する場合に、設置費用の2分の1を助成するといったような仕組みでございます。1つは暑さ対策という一環から、今回、ミストの設置助成を行うというところでございますので、まずは夏場を対象にした助成ということで現段階では考えているところでございます。

○松永委員 これは民間で設置する場合は2分の1補助が出ると伺いました。その条件につきまして、全額設置補助なのか、内容について伺いたいと思っております。

そして、この助成金につきましては、設置助成のみということですが、その後のメンテナンス、また使用されない期間についてはしっかりと計画を立てられていると思いますが、初めに、このメンテナンスや光熱費について、年間どのくらいかかるのでしょうか。区、区役所、また公園などの区の管轄している部分について、わかる範囲でいいのでお知らせください。

○小林環境課長 ミスト発生装置のメンテナンスにかかる部分と、ランニングコストと捉えているところでございますが、こちらは特に東京都が先行してこういったような事業を進めているところがございます。これは都の資料があるところがございますが、一般的なバス停、あるいは公共施設の電車の駅の出入口付近で、夏場に稼働させた場合の費用として、およそ年間15万円から20万円程度かかると言われているところが大きなコストとしての捉え方かと伺っているところがございます。

○たけうち委員長 助成の割合、内容等は。

○小林環境課長 失礼いたしました。助成の内容でございますが、かかった費用の2分の1については、区からも補助を出すというところで考えているところがございます。

○松永委員 このミスト発生装置であります。例えば、商店街の方々が活用したいといった場合は可能なのでしょうか。これは民間扱いになるのかお知らせいただきたいと思っております。

○小林環境課長 このミスト発生装置の対象でございますが、人が自由に出入りできる場所ということで、例えばショッピングセンターの出入口、広場、公開空地、そこの中には商店街も含まれると考えているところがございますので、商店街についてもこの助成の対象になると捉えているところがございます。

○松永委員 ぜひそうしたことも含めて進めていただければと思います。

また、今後についてであります。夏場以外に何か使用できないかと思っております。なぜかといいますと、東京都からの補助金は設置助成のみで、先ほど質問させていただきましたが、メンテナンスや光熱費については、本区の支出となることから、東京オリンピック・パラリンピック後のことも考えますと不安です。そこで、よく言われるのが、ミストシャワーの効果についてです。例えば、春先では花粉対策、インフルエンザなどの感染予防、静電気防止、乾燥などを防ぐ効果があると言われております。これは室内の場合の効果であります。本区として、屋外のミストシャワーについて、どのような効果が得られると思うか伺いたいと思っております。

○小林環境課長 ミストの捉え方ということかと思いますが、今回、微細ミストとして助成を行うものにつきましては、一般的には外に設置すると冷房効果があるというふうに言われているところがございます。それとあわせて、今委員がお話がありましたように、少し湿気が上がるようなところも十分考えてございますので、それらにつきましては、今後設置する事業者とともに、どういった活用ができるかということについては、夏場以外に加えて何か検討できれば、また情報収集していければというふうにご考えてございます。

○松永委員 最後に提案ですけれども、ただミストシャワーを出すだけでなく、イベントのようなイルミネーションを活用した色のついたミスト、またマイナスイオンの効果があると言われておりますので、クラシック音楽や、また、イベントの際には元気が出る品川音頭を流すなど、知名度を上げる効果もあると思っておりますので、ぜひご検討のほどお願いいたします。

○たけうち委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 267ページ、健康づくり支援事業費、281ページ、しながわ環境未来事業、285ページ、普及啓発事業、順番に取り上げます。

最初に、健康づくり支援事業から、健康ポイント事業運営委託等です。健康ポイント事業については、一般質問でも取り上げられました。その質疑から、ポイント付与がインセンティブとなって、区の健康推進にかかわるさまざまなイベントに参加者が増えたということが事業の効果として挙げられていました。健康増進もストイックな努力だけでなく、楽しみながら参加できる仕掛けとしてはとてもよいと思います。次年度もほぼ同程度の予算がついているのですけれども、当然、今年度の事業の点検は行われて改善されていくものと考えます。それを前提として伺います。

生活者ネットワークには、参加した方から、2点の課題のご指摘をいただきました。1つは、ランキングによる参加賞について、ポイント獲得が1位から100位に入った方には1万5,000円相当の区内共通商品券かイオンカード、101位から400位が6,000円相当ということで、生活者ネットワークにご意見をいただいた方は、特に1万5,000円にちょっとびっくりされたようなのです。少し高過ぎるのではないかということでした。また、詳しい説明はできないのですけれども、ポイント獲得が住んでいる場所によって不公平なものがあるということなのです。それは私もそうだなと思いました。

私自身は、ご意見をいただいた中から気になったのが、1万5,000円という金額も評価が分かれるところだと思いますけれども、それが順位なのです。順位によって提供されるということです。この事業の趣旨であろう、できるだけ多くの方がポイント獲得を楽しみに運動に参加していくことを目指すのなら、全体の金額は下げてでも、順位ではなくて、何ポイントで頑張ったら必ずもらえるというほうがふさわしいのではないかというふうに思います。

3点指摘させていただきましたが、それも含めて次年度の事業に向けて、どのように検討しているか、ご見解を伺います。

○川島健康課長 健康ポイント事業の点検というか、見直しのところのご質問をいただいております。

今ちょうど、事業を実施した後のアンケートを集約しているところでございます。満足度を取り急ぎ集計したところですが、「とても満足」が29.5%、「満足している」が60.7%ということで、今ご指摘いただきましたような部分、確におっしゃる方もおりますし、逆に、景品がいいというような形でやる気を出して運動できたとかという話も聞いているところでございます。90%の参加者の方が、健康意識の変化を実感したということ、それから、継続意欲も高いというような話になってございまして、ただ、今ご指摘の部分のお仕事をしているかしていないかですとか、計測ポイントが自宅から近いか遠いかとかというところは、ランキングに反映されてしまうようなところは、我々も反省点としまして、今、体組成計で毎日計測するところが特別に加算されるような仕組みがあったのですが、こちらは見直しさせていただければというふうに考えているところでございます。

○吉田委員 基本的には、継続することに私たちも賛成です。ただ、やっぱり頑張ったら頑張ったなりのポイントがあるほうがいいのではないかと。順位というのは、それが確かに頑張れる人もいますのですけれども、お話しした方の感想の中では、結局、それだと健康な人しか順位は上げられないというような感想もあって、そうすると、確かに事業の趣旨からはちょっと違うかなと思いましたので、ぜひご検討いただければと思います。それは要望でとどめます。

もう1つが、しながわ環境未来事業から、(仮称)しながわ環境未来館についてです。今年度からの品川区環境基本計画の方向性が区民に伝わるような建物になることを期待しております。今のところは、ハード面についての予算なのですが、プレス発表には、この建物の機能の1つとして、最新の環境情報をタイムリーに発信とあります。情報発信の内容について、今後、誰がどのように選択していくのか。

環境のテーマはさまざまあると思います。例えば、環境計画の推進体制に位置づけられた有識者や区民、事業者、団体の代表で構成される環境活動推進会議があります。そこで検討をされていくのでしょうか。テーマの決め方について伺います。昨年の決特のとき、環境基本計画に50年以上も前から社会的な課題となっていた海洋プラスチックについて、もう少しアンテナを高くして捉えてほしかったと質問したところ、その当時の区民の関心の高いところをまずは第一に考えたとのことでした。しかし、啓発とか最新の環境情報の提供と考えたときに、今、区民の関心が高いところ、それもととても大事ですけども、今、区民の関心が高いところの情報提供だけでは不十分ではないかという視点の質問ですので、よろしくをお願いします。

○小林環境課長 戸越に設置される未来館に関するテーマというか、展示物、そういったところについてのご質問かと思います。

環境の分野は非常に幅広いところでございまして、委員から今お話がございましたように、まずは昨年度策定した環境基本計画で示しました5つの目標、こちらを基本に、特に環境分野における喫緊の課題であります温暖化対策は重めに置いていきたいと考えております。

これは先日公開されました世論調査の中でも、区民の環境分野における関心というところが、リサイクル、そういうような資源循環に関するところが非常に高いといったところでございまして、また次に、地球温暖化対策、その後、大気というふうが続いていきまして、もちろん資源循環は大切なところではございますが、まずは喫緊の課題である地球温暖化対策に対する関心が思ったより低かったというところもございまして、今後の課題解決に向けては少しでも関心を高めていきたいというふうに考えてございます。

施設の具体的な内容については、これからプロポーザルで事業者からご提案いただくようなことになりかと思いますが、環境に関する課題は、その時代、その時代で大きく変化するものでございます。こういった区民の関心とあわせて、その状況にあわせた展示、講座、情報発信などを行ってまいりたいと考えております。

○吉田委員 基本はその方向でいこうということにはわかりましたが、なるべく区として、プロポーザル、どこに委託するかわかりませんが、ぜひ区としてのアンテナを高くしておいていただきたいです。この区議会でも何度も取り上げられるSDGsは大変重要な目標であって、人々の関心も高くなっています。環境分野に関しては、当然、環境未来館のテーマになっていこうと考えております。

ただ、生活者ネットワークとしての危惧は、SDGsの17の目標に、化学物質を正面から取り上げたものがないことです。一方で、化学物質に関しては、SAICM、これは詳細の説明はできませんが、要は、2002年のヨハネスブルグサミットで定められた実施計画の内容を実行する国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチです。2020年が最初の目標になっているのですけれども、2020年までに化学物質のリスクを最少にすることを目指した国際的な合意です。ただ、ほとんどの人々の関心の対象になっておりません。同じ国連が取り組むものでも、区民の関心の高さだけで判断されると、重要な課題が抜け落ちてしまう可能性があるのではないかということをお大変心配しております。

一方、品川区の環境基本計画は、もちろん地球温暖化対策が第1の目標ですけども、対象の中に化学物質による汚染の防止をちゃんと範囲に入れてあります。NPO有害化学物質削減ネットワークが行ったアンケートによれば、一般的な家庭でも7割が有害化学物質を保持しているのが今の現状です。ぜひ地球温暖化だけでなく、有害化学物質削減をテーマとして取り上げていただきたいのですが、ご見解を

伺います。

○**小林環境課長** 施設のテーマにつきましては、これから会を重ねて中身はしっかり詰めてまいりたいと思っておりますので、今の段階で何ができるかというところは、これからの調整だと思っております。

有害物質に対する取組みにつきましても、例えば土壌汚染という観点からすれば、日常の業務でもさまざま行っておりますので、広く視野を広げながら情報収集には努めてまいりたいと考えております。

○**吉田委員** ぜひ関心が高いところをテーマに取り上げるのだと言われれば、では、私たちが頑張っ啓発活動もしなければいけないのだなというふうに思いましたが、ぜひ区としても、いろいろな知見を集めてテーマを決めていただきたいと思います。

○**たけうち委員長** 次に、伊藤委員。

○**伊藤委員** 私は、275ページ、保健衛生費の各種がん検診に関連して、それから293ページ、雇用確保支援事業に関連して質問します。

今さらですが、がんは日本人の2分の1が罹患する病気でありまして、早期発見、早期治療が大切であります。がん検診の普及事業、検診推進に299万円、がん検診のメニューは、具体的には胃がんは3つの事業、ほかに子宮、乳、肺、大腸、前立腺、喉頭の各がんの検診のメニューがあることがわかりました。これらの事業は、当然、性別や年齢によって対象者が違います。そして、具体的には、20歳、34歳、40歳、50歳、55歳以上、5歳刻みと、年齢、対象者がばらばらであって、区民がどの検診の対象なのかわかりにくいと思います。おそらく現状は、それぞれの区民に対して文書等で案内していると思われるのですが、そこで提案は、しながわパパママアプリのことを思い出しました。ここは定期予防接種、乳幼児一人一人の氏名を登録して、個々の誕生日の登録から年齢を算出して、メールを送る仕組みをつくりました。そうすると、同じように区民に対するがん検診事業はアプリ上にまとめていく。登録した個々の区民の誕生日がわかれば、それに基づいて適時メールを発信していきなり、そういうことをしていくことによって、結果としてがん検診の受診率が上がっていく可能性がある。また、メールを1本出すほうが、郵送よりもはるかに安いわけであるから、そういうことを検討していったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○**川島健康課長** がん検診のお尋ねにお答えいたします。がん検診は、例えば子宮がん検診、乳がん検診は、該当年齢の方に通知を送ってというような形でやっております。今、委員からご提案いただきましたパパママ応援アプリ、3月の女性の健康週間にあわせて、子宮がん検診のご案内等を発送したりとかという処理をしたこともございます。今後もこういった今もおっしゃったとおり、郵送料等かかりませんので、こういうアプリ等を活用した周知ができないか、いろいろと検討していきたいと思っております。

○**伊藤委員** こういう事業は個人情報あまり関係ないし、逆に、品川区からプッシュ式のPRをしたほうが、いろいろなプラスになると思うので、もう少し深めていきたいのだけれども、皆さんは、早期発見、みんなよくわかっていると思うのです。こういう品川区の事業があるということをごどれだけの方々が理解してくださるか。そのことを考えていくと、例えば、品川区のがん検診年齢をアプリにまとめていって、その中で自分が登録をしていけば、ある時期に自分の携帯等にメールが来るということができれば、それは費用対効果が非常にいいし、40歳、50歳、60歳、この年齢はおそらくITが使えると思うから、それは1つにまとめていく。つまり、私が言いたいのは、2人に1人がかかる病気であるから、これに対して品川区のがん対策を一本化して、そこで努力をしていく。その上で、当該の

個々の方々の年齢に達した場合には、品川区からさまざまなPRをしていくということをしていく。それによって、結果的に品川区の区民の方々のがん検診に対する受診率が上がるということは非常にプラスになるから、そういうことについてのお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○川島健康課長 今、私ども、毎年40歳以上の全世帯にがんに関するリーフレットを郵送しております。そのリーフレットは、毎年わかりやすくなるように工夫をしております。ただ、今ご指摘いただいたようなアプリですとか、最新のスマホのアプリ等を使ってというような啓発の工夫は当然考えられると思います。ただ、例えば、パパママ応援アプリでも、全区民の方がダウンロードしているわけではないというようなところがあって、対象者が少し偏りがあるのかということもありますので、今後そういったものが常に活用できないかということを考えながら仕事を進めて啓発を、がん検診の受診率が上がるように努めてまいりたいと思っております。

○伊藤委員 これも前に話したビッグデータの活用につながっていく可能性があるわけです。住基データがあって、しっかりと今、品川区民のデータが管理されている。当然そこでは年齢がすぐわかるわけだから、もしそこにうまくリンクできれば、それは今お話があった郵送料よりもはるかに安い値段で対応することができるし、もちろん私どもとしては郵送をやめることはできないと思います。全ての方がアプリを使えるとは思わないから。だけれども、登録した区民の方々に対しては、こういうアプリを通してプッシュ式の検診のお知らせ、それから、考えようによっては、もっとさまざまなサービスが展開できるわけです。おそらく年齢、性別によっては、いろいろな品川区のサービスがある。それを個々の携帯電話のアプリに直接プッシュ式に情報が伝達できるサイトはできると思うので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思いますようにお願いしておきます。

雇用確保支援事業であります。

先日、ある企業経営をされている方から、今、非常に人材不足だということ、仕事があるのだけれども人が集まらない。その結果として会社がだめになってしまった話を聞きました。そういうことを考えていくと、この雇用確保支援事業の中で、エンジニアの確保支援事業とありますけれども、おそらくあくまで品川区としては、企業の自主努力を後押しする制度と考えるのですけれども、そうではなくて、企業は人材を求めているわけでありまして。即戦力であったり、エンジニアであったり。そのことを考えていくと、この制度を具体的に展開していくときに、制度をつくっていくことも必要なのだけれども、さらにもう一步進んで、個々の企業に対する具体的な支援活動を展開していくことが大事だと思うのだけれども、品川区のお考えと方向性をお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 確かに企業の成長には、その企業の事業を担う人が必要でございます。とりわけエンジニアの確保につきましては、IT分野などは各方面で急成長しているようなことがありますので、いい意味、人材の確保、競合するようなそういった厳しい状況でございます。区としましては、そうした即戦力のいわゆる中途採用のエンジニアの方々の確保、これに注力をさせまして、エンジニアの確保も中間のコーディネート企業を仲介しますと、例えば年収の何割が経常負担として負担しないと採用ができないというような、そのような構図もございます。そうした採用活動にかかる経費を直接的に一部負担をさせていただくようなスキームで、来年度、直接的に支援をさせていただければということで予算化させていただいている内容でございます。

○伊藤委員 人材確保とか、企業のマッチングはいろいろ叫ばれているのだけれども、それがどれだけ実際の企業の方々に貢献しているかということについては、今の現状、なかなか難しいところもあると思うのです。もちろん品川区がそれぞれを支援することは必要なのだけれども、こういう話をいろいろ

ろ聞くと、仕事はあるけれども、人材不足で会社が回っていかないというのはもったいない話です。だから、なかなか答えは出にくいことであるとは思うのだけれども、こういう予算を組んだ以上は、今お話があった人材派遣事業や、いろいろなところと十分連携をとって、さらに実りのある施策を進めていただきたいということをお願いしておきます。よろしく申し上げます。

○たけうち委員長　次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員　295ページ、就業支援事業について伺いたいと思います。

就業等の支援を実施する際に、やはり今の雇用状況や実態をどのようにつかむかで支援の内容などが変わってくるかと思うのですけれども、昨年の決算の際に、雇用環境は改善しているという区の認識が答弁で示されました。現在もその認識は変わっていないのか、まず伺いたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長　雇用情勢につきましては、品川区も含め、国全体あるいは東京都全体でも、いわゆる雇用環境指標としての有効求人倍率の数字の推移などから判断しますと、雇用情勢については良化しているというような状況で捉えているところでございます。

○石田（ち）委員　私は、雇用環境は改善されていると思わないです。間違っている認識ではないかと思うのです。国会でも、安倍首相が、安倍政権において、就業者が380万人増えた、こうした形で総雇用所得が増加していると述べて、これをもとに消費税の10%増税にも踏み切ろうとしていったわけですけれども、総務省の調査では、この6年間で増えた380万人の7割が65歳以上の高齢者。そして、その次に多いのが15歳から24歳の学生、高校生という状況です。高齢者は年金が減らされ続け、パート、アルバイトをしないと暮らしていけない。働かざるを得ないという状況。そして学生は、高過ぎる学費を払うために、勉強時間を削ってアルバイトをせざるを得ないという状況。働き盛りの25歳から64歳も28万人増えていますけれども、半分以上が非正規雇用です。雇用環境の改善といえる状況ではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長　雇用情勢につきましては、有効求人倍率、それから完全失業率の動き、こうした動きを分析しますと、行政は良化しているという分析のもと、区としましても、さまざまな区の施策を考えるベースにさせていただいているところでございます。

○石田（ち）委員　有効求人倍率等々が上がっているという状況と言いますけれども、非正規雇用なのです。そして、年金で暮らしていくべき高齢者が働かざるを得ない状況にあるということで、職場環境はむしろ悪化しているという状況だと思うのです。やはりこうしたところへの支援こそ必要だと、政治がやるべきだと私は思うのですけれども、この雇用環境が改善したことを理由に、区は若者就業体験事業を昨年廃止しました。そもそもこの就業体験事業は、就業意欲がありながら正規雇用の機会を得られない若年者を対象に、改めて企業への就業体験の機会を提供することで、若年者の雇用機会の拡大とともに、区内中小企業のニーズにかなう人材の確保と育成を支援することを目的に行う、就業体験先での正規雇用に結びつける、これが重要なポイントなのです、有効な研修内容や支援方法を工夫していきますということで、この就業体験事業が始められました。

私も何人かの方にこの事業を紹介して、1人の方は、この事業で正規雇用にもつながったし、仲間もできた。あのときこうした支援策があつてよかった、なければ今ごろどうなっていたかと話していました。

区内中小企業にとっても、1人の若者を雇用するということは大変な決断が必要ですし、しかし、若手にも来てほしいというところでは、職場を体験してもらい、そして中小企業側もどのような若者かを見ることができるということで、正規雇用につなげていくこうした事業は、ぜひとも続けていくべきだ

というふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、決算時に課長が、区内の小規模事業者には、人が来てくれないという会社のほうの求人難という部分があります。区としては、そちらへの事業に注力するためにシフトをさせていただいたということでございますということですが、この内容は、先ほどから質問もいろいろ出ています雇用確保支援事業のことなのか確認をさせていただきたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 若者就業支援事業の中で体験事業につきましては、平成25年から平成29年度まで実施をさせていただきました。当初、平成25年の折りには、リーマンショックの名残のある時期でございました。それから、高齢者の雇用の拡大を同時にするような時期であったために、若者の就業が少し企業が慎重な時代であったというようなところがあります。そうした背景で、就職に難のある、あるいはニート問題も出ておりましたので、区としますと、直接的に伴走型の事業を実施してきたということでございます。

この事業は、企業に正規就労者を多数出しましたし、効果は十分な状況でございました。ただ、先ほど来、繰り返しになりますが、全国的な雇用情勢の改善とともに、品川区として、若者の就労支援の事業のより効果的な、今のこの時代に合った施策を優先的に考える上で、政策をシフトしたというようなことを前回もご説明をさせていただいたところでございます。

その具体的なものが、雇用確保支援ということでくくりまして、エンジニアの不足なり、一般就労者の不足なり、それから人材のアシストマネジャーを派遣して小規模事業所に寄り添う形の求人支援を行ったりというようなことで、重点化をして実施をしているところでございます。

○石田（ち）委員 確かに小規模事業者への就業者を増やしていくという支援は必要だと思うのですが、こうした若者たちに対しての直接の支援も同時にまだまだ必要ではないかと思えます。先ほど、課長もニートの問題等が社会的にもあったということでしたけれども、ひきこもりやニートというのが確かに問題になりましたけれども、そうした方々は、働く意欲を、そして表に出ていくことを促すことがまず大変だという方々です。ですので、ニートとかとは違うと思うのです。そうしたニートやひきこもりへの対策も必要ですけれども、この就業体験事業は、就業意欲がありながら正規雇用の機会を失ってしまった、または得られていない、そうした若者に対しての支援だったわけです。ですので、小規模事業者に人が来てくれないという現状、そして雇用環境も改善していないですし、若者たちがまだ正規雇用を求めている状況を見れば、やはり就業体験事業のような、新たな事業とともに、若者に直接体験させ、そして研修もする、そして研修中には給料のようなものも出るという支えがあったものが、そういったものがまだまだ必要なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 そうした若者の就業支援は、もう実施しませんということではなくて、事業の実施方法を組み替えて、ときどきで効果を出していこうと、こういう趣旨でございます。

もちろん今の中小企業センターの1階では、品川区の就業センターで、いろいろハローワークと連携した就業の雇用の支援をさせていただいているところがございます。これはずっと平成23年3月にオープン以来、そうしたベーシックな支援を行っております。

それから、委員おっしゃられたとおり、何か自分の適正を自分自身で見失ってしまっているような迷いのある若い方々が、例えば就業の相談に見えたときに、いきなり自身で開拓して見つけてというところがなかなか難しい方も中にはいらっしゃいます。そういった方を、私ども、2階に若者の相談コーナーということで、二階建ての相談体制をとっているというようなことでございます。そこには、専門カウンセラーが控えており、そうした若者の悩み、あるいはいろいろな思いを聞かせてやりとりをして、

寄り添う形でいろいろご相談に乗っているような状況があります。こうした日常の相談業務を通じて、個々の就業支援を行うというようなことで、体験事業の代替といいますか、そこは十分機能しているかと思っているところでございます。

○石田（ち）委員 実施しませんというものではないということでしたので、ぜひ実施する方向に検討していただきたいというふうに思います。この就業体験事業は、先ほども言ったように、研修中に15万円から17万円ぐらいの給料のようなものが助成がついて出るというもので、これも国の緊急雇用の補助金だったと思うのですが、これも縮小される中でも、区は独自で就業体験事業を継続させてきていたと思うのです。ですので、区の自力でまだまだできると思いますし、さらに広げていただきたいと、実施を引き続き検討していただきたいとします。

それと、先ほど、38万人雇用が増えたうち、7割が65歳以上と、15歳から24歳の学生だというふうに紹介しました。多くがアルバイトです。そうした方々が苦しむブラックバイトというのも近年出てきていると思います。中京大学教授が、ブラックバイトを「学生であることを尊重しないアルバイトのこと」と定義してから、2013年あたりからそういった言葉が出てきたと思います。こうしたブラックバイトが生まれてきた背景も、続く不景気の影響で、従来なら正社員や契約社員が行っていた業務までアルバイトに担わせる、補助的役割であったはずのアルバイトが、正社員と同様の働きをせざるを得ない労働環境、これがブラックバイトを生み出している社会問題だというふうに位置づけています。

ですので、今、品川区は労組の職員、都と連携して労基法を学ぶセミナーを開催されていると思います。これもやはり働くルールを知らなかったり、働く権利を知らない若者が多い中で、とても大事なセミナーだと思っています。ですので、ここにブラックバイトという文言や、学生も参加できる状況に工夫をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 大崎にあります労働情報センターと区が共催しまして、労働法に係るセミナーにつきましては、年間で12回から15回、かなりそうした問題についてテーマとして扱っております。お若い方のそうしたセミナーへの参加につきましては、東京都、情報センターとも連携しながら、工夫してしっかりそうしたお悩みがある方にセミナーを聞いていただいたり、効果的に届けるといような工夫につきましては、しっかり検討させていただいて実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石田（ち）委員 ぜひそうした若者たち、そしてさらには中高年層もパート・アルバイトのブラックに苦しむという状況がありますので、そうした状況を改善させるためにも、区としてできる対策、そしてこうしたセミナーを引き続き積極的にやっていただきたいと思います。

○たけうち委員長 次に、若林委員。

○若林委員 266ページ、健康推進費について、受動喫煙防止対策について伺いたいと思います。

まず、品川区で受動喫煙防止に責任を持つ所管、進めていく所管はどこになるのか教えてください。

○川島健康課長 受動喫煙対策の責任所管は、4月以降、健康課が組織をつくりましてやっていく予定でございます。

○若林委員 そうしますと、品川区には所管が違いますけれども、あえて指定喫煙所が3つの駅の周辺にあります。また、歳入歳出、総務等でも、いわゆる民間の灰皿の設置の状況についての質疑が多かったです。責任所管課としては、このようないわゆる屋外のさまざまな受動喫煙について、今、どのように把握されているか、実態を捉えているかお聞かせいただきたいと思います。

○川島健康課長 今、責任所管と申しましたのは、改正された健康増進法と都条例に基づきます新た

な事務を担うということ、それから、庁内でさまざまな施設を持っていますので、今、委員がおっしゃったとおり、個々の施設についてもどうするかというところでございます。その辺も私どもほうで情報を集めまして、情報共有を進めながら適切な形で対処していきたいと考えてございます。

○若林委員 今、屋外についても改めて健康課が4月1日から責任の所管課というところで、健康増進法が改正されまして、その改正の趣旨が、いわゆる望まない受動喫煙をなくしていこう、それから、特に20歳未満など、影響が大きく、屋外も含めた対策を徹底していこうということが趣旨で、健康増進法が改正され、またその中で自治体、ここでは区の責務として総合的、効果的に推進に努めるべきであるというようなことです。また、これについては都の条例についても同じような趣旨で定められていると思います。

そこで、この健康増進法がいわゆる根拠法令となって健康課がこれから前へ進めていくというところですが、一方で、例えば地域振興部には、歩行喫煙防止条例があったり、また、防災まちづくり部には、公園の灰皿に関する設置の規則、いわゆる内規があつてということで、健康課としては、そこら辺、法があるというところなのですが、やはりどうしても弱くなってくる。屋外の受動喫煙防止を現実具体的に前に進めるためには、品川区役所内をみると、どうしても条例のあるところに力の権限がいつてしまう。お金もいつてしまうという大きな区役所としての、品川区としての制度的な、また組織的な大きな困難な壁があると思うのですけれども、ここについての見解を伺いたいと思います。

○川島健康課長 先ほどの私の答弁が悪くて訂正させていただきたい点が、屋外も含めて全て健康課が責任を持つのかということになりますと、やはり施設所管課それぞれ適切な維持管理に努める中で、一番実態を知っているところになるということです。ただ、健康課、先ほど申したのは、健康増進法と都条例に基づく新たな事務、それから区の中の取りまとめは健康課がやるということになりますので、それぞれの条例、それから施設の管理は、やはり責任を持ってそれぞれの所管もやっていくということですが、その辺の取りまとめは健康課が行うということでございます。

○若林委員 それぞれの所管課については、根拠条例等がある中で、受動喫煙に対する理解、認識は、健康課としてはどのように考えておられますか。

○川島健康課長 情報共有につきましては、庁内の連絡会議を定期的に持っております。それから、必要な情報は全て電子メール等で回覧等しておりますので、その中で同じ情報を持ちながら、同じところに向かってやっていくというようなところで、まず私たちが情報が真っ先に入ってくるようになるというところで、取りまとめの形でやっているところでございます。

○若林委員 受動喫煙防止、受動喫煙の被害、年間1万5,000人程度の方が受動喫煙で亡くなるという実態と、健康被害に関しての理解と認識については、これは健康課が当然所管になる、責任所管になる。情報共有ではなくて、連携ではなくて、この受動喫煙防止に関して、しっかりと責任を持って屋内、屋外についても、いわゆる受動喫煙というテーマで責任を持っていただいて……。連携とかではなくて、いわゆる受動喫煙に関してのコントロールをしっかりと行っていくというのが、この健康増進法であるとか都条例の、また、読み解いていくと、そういうことになるのではないかと考えているのですが、もう一度、受動喫煙について、その責任の所管、また連携とか組織のあり方、健康課の根拠法令のあり方とか、そこら辺もしっかりやらないと、やはり公園の問題は公園、路上喫煙の問題は路上喫煙、でも、そこに受動喫煙の視点がどこまで入っているのかというのは、これまでの質疑で一切出てこない。ですよね。私は質疑を聞いていてそういうふう認識しました。この問題は、3つの部がそれぞれ責任を持ってやっていると言われますけれども、受動喫煙についての視点は、これは健康推進部がしっかり

とコントロールをしていかなければいけないのではないかと。そうしないと、これ以上の質疑は、いや、その問題は地域振興です、その問題は防災まちづくりです、本当に責任の所在がどこにあるのか全くわからない質疑が繰り返されると私は思うので、あえて聞かせていただきます。もう1回、ご答弁ください。

○川島健康課長 全体のコントロールという部分では私どもでしていくということで、それから、施設の考え方につきましても、それぞれ連携とか情報共有のレベルではないというようなお話がございませうけれども、こちらは、方向性としては、なかなか喫煙所は残していくのは難しいような流れになってきている中でございませうけれども、適地があれば、それから受動喫煙に配慮可能な場合に限り、屋外の喫煙所も確保していく必要があるだろうというふうなところまでは、今、全体の中で話をしているところです。全てなくしてしまって、全面禁煙で屋外も屋内も全て禁煙になるというのが好ましいことになるというふうには私ども考えてございませうので、そういう方針にのっとって進めていくというところ。

それから、指定喫煙所も公園につきましても責任を持ってやっていただくという形で、全くコントロールされていないというわけではなくて、私どももお話ししながら全体的にどういうふうにしていけばいいのかというところを含めて取りまとめのような形で検討しているところでございませう。

○若林委員 今の責任所管の課長のご答弁を聞いても、結局は、責任はそちらですと、私たちは取りまとめる立場ですという答弁が、今も聞かされました。受動喫煙、理想を言えば、屋外でもパーティションの問題もあるではないですか。大崎駅東口で今年度中にパーティションを間に合わせると言っても、やはり被害に遭っている方たちにとったら、パーティションを立てても、やはり煙は外に出てしまうわけです。通勤・通学者、子ども、大人も、それは吸っているわけです。これはまさに受動喫煙であって、パーティションでいいのか、パーティションを所管で立てればいいのか、喫煙所をつくればいいのかという問題にまたなってしまう。そこら辺のところを私は指摘しておりますので、今後しっかりと制度、組織のあり方については、連絡会、会議等でしっかりと議論を尽くしていただきたいとお願いして終わります。

○たけうち委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、284ページ、清掃費について、先ほど、鈴木真澄委員からもちょっと話がありましたけれども、我々会派としては、特に東品川船舶中継所のところは、早急に、やっとなり返還を迎えるというのが目の前に来ているわけですから、基本設計ぐらいはやったほうがいいのではないかといいことを言いました。先ほど、いろいろ検討されているということなのだけれども、どうしてこういう話をするかという、あそこを清掃関連で使うのかどうか、基本設計をやってくれば、そういう話にもなるわけです。駅直結、水辺はある、栈橋もできた、あそこをどういう活用の仕方をしていくのか、だけれども、考えてみると、子供の森公園には児相もある、平成36年まで立坑もある、それから公園改修をしようか。そうすると、あそこには北品川分室もある。こういうことを考えていくと、そんなに時間があるわけではなくて、先ほど、資源化センターの話も出た、結構いっぱいになってきている。あそこの敷地は清掃事務所と決まっているわけだから、ではどうするのか。こういうことも含めて考えていくと、まず東品川中継所のところをどうしていくのか。ここについても少しわかるような、私がかんちやうと理解できるような、だから我々は会派としては基本設計ぐらいまで進めてほしいという話をしたわけだけれども、もうかんちやうとわかるように説明していただきたい。

○柏原企画調整課長 東品川船舶中継所の部分でございませうけれども、そちらにつきましては、予算の中では企画調整費の中で検討経費の部分の中で検討していく。全体の中で検討するという位置づけで

ございます。

設計というところまでのステップというお話もございましたけれども、こういった形で有効活用するのかというのは、もう少し突っ込んだ形で深い検討をしたいというところがあります。

それから、地元といいますか、天王洲の開発協議会であったりとか、いろいろな事業者、いろいろな方々のご意見も聞きながらというところで、密な検討を平成31年度に進める中で、できれば、平成31年度で終了というところがありますので、具体の形を平成31年度の中である程度示しながら進めていきたいというところがございます。

○石田（秀）委員 ぜひ期待をしております。地元の方々も、いろいろな団体があっても、あそこをどういうふうを活用していくかというのは、非常に注目をしているし、区長も水辺の活性化というお話をしている中で、あそこは結構中心的になれるような場所でもあるわけです。こちら側の天王洲と京浜運河、あそこが一緒になって1つやれば、非常にいい場所になってくる可能性も大でありまして、ホテルなどもめっちゃくちゃ乗っています。ホテルの方々も、あそこをうまく活用できれば、我々のところも一緒にやれるのにな、天王洲運河の話ばかりが大きくて、あちらのほうをとという話も、よくご存じのように、多分そういう話もわかっていらっしゃると。だから地元の人ともいろいろな話をしてほしいし、そういうことをぜひやっていただきたいと思っています。

だけど、もう1点だけ聞きたいのは、あそこをどういうふうにするにしても、先ほど言った北品川分室は、平成36年以降になるのだろうけれども、公園改修をする、だけど、そうすると、いろいろな部分がどこへいってしまうのかという心配が出てくる。こういうものがどこへいってしまうのかというのと、どうしても、そうなってくると、どこか、それがいいからしょうがない、ここへ一部組み込もうみたいな話になってくると、もともとのお話がどこかへいってしまうような気がしてならない。そうすると、これは私のもともとと言っている案だけれども、し尿処理場を少し借りるとか、使わせてもらうとか、そういう交渉もやっていいのではないかな。あそこを1億円ぐらいかけてそのままやっているのだけれども、それはもう私も直接聞きました。聞いたけれども、1億円かけてと言ったら、災害のときに一組が1カ所ぐらいいし尿処理場を持っていないと、災害があつて、民間に2つ大きいのがあるのだから、そこでいいのではないかと言ったら、そうはいかない。1つぐらいいはやはり一組で持っていたほうがいいという見解だけれども、今は変わったかもしれないから、そういうことも含めて、し尿処理場の部分を、せつかくあそこにあるわけだから、あれだけ広大な土地があるわけだから、それは品川区としてぜひ使わせてもらえるよう話をすると、全体の清掃の話が見えてくるではないですか。そういうところの考え方をもう一度教えていただきたい。

○工藤品川区清掃事務所長 まず1点目の北品川分室の件でございます。これは大崎にあります清掃事務所のランチということで、今、活用しているところでございます。ちょうど今、築年数でいうと、もう40年以上を超えているということで老朽化しておりますので、また当時と比べて、いろいろと人員構成も変わってきております。雇上車両等も増えてきているところで、方向性としては、大崎のほうに統合したいというところで考えているところでございます。

また、清掃工場内のいろいろな関係でございますけれども、粗大の中継所につきましては、今、検討を進めてございます。考え方としまして、今、中継をしているものを直送方式に切り替えて、輸送能力を増加して、直接中央防波堤に入れるというやり方と、もう1つは、今、委員からご指摘がございました清掃工場、資源化センター等の活用や、その他の敷地等の可能性を探っていく必要があろうかと思っております。

いずれにいたしましても、清掃一組との協議になろうかと思いますが、そういった部分を申し入れていきたいと、そういった部分の可能性につきましても、いろいろと考えてまいりたいと思っております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしくお願ひします。それはそれでお願ひします。

もう1点聞きたかったのは、279ページのアレルギー等居住環境調査、これ、私も事項別明細を見たのだけれども、温湿度計用センサみたいなものをどうするか書いてあったけれども、これ、基本的に、先ほど言ったように、やらなくてはいけないのかどうか。国から言われてやらなくてはいけないのか、区の環境対策の中でやっているならば、住宅の中のアレルギーはいっぱいあるのです。ダニとか、そういうものだけでなく、いろいろな、簡単に言えば、ボンド系とか、そういうもので全部あって、今、無添加住宅というのものもあるわけです。そういう情報とか、そういうものを相談を受けたときに出せる状態になっているのかということもあるではないですか。これで温湿度計というと、多分これ、ダニか何かの対応かなと思ったのだけれども、こういうところはやめるならやめてしまう。やるならもう少しと情報が、いろいろなところの、お医者さんとか、いろいろ聞いて、こういうものだったらアレルギーのこういう対応をしている家もありますとか、こういうものもありますぐらいの説明ができるぐらいはあっていいのではないかと思うのだけれども、そこだけお聞かせください。

○鈴木生活衛生課長 ご指摘のありましたアレルギー等居住環境調査でございますが、これは毎年定期的に行っている調査ではございませんで、区民の方から住環境に関するご相談等をいただいた中で、必要な場合に実施をしているものでございます。ただ、丸きり需要がないというわけではありませぬので、毎年数回の検査を行うための予算を計上しているものでございます。

○石田（秀）委員 ぜひご相談があったときに、さまざまなことがあって、その住宅を全部アレルギーがないような形、いろいろなもので、アレルギー対応が出ないような住宅を建てるとなると、例えば、ボンド系は全部使えない、ベニヤ系も使わないし、畳も何と言ったら、畳も添加物が入っているから和紙にするとか、全部そういう決まったものがあるわけです。無添加住宅みたいなものはもちろんあるし、そういうことを何かパッと答えられる、ただ調査へ行って、ダニの調査をするのかわからないけれども、けど、そういうものは多分どこかそういうことがあるのであれば、ぜひそういうことまで、こういうこともありますということがわかるぐらいまで、資料だけ持っていればいいのだから、こういうものをどうぞと言えいいだけなのだから、ぜひそこら辺は考えてほしいと、お願ひだけしておきます。

○たけうち委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、299ページ、プレミアム付区内共通商品券の発行助成についてお伺ひいたします。

区では、プレミアム付区内共通商品券、総額8億8,000万円の発行をします。この事業は、地元商店街での購買意欲の向上と、この商品券のさらなる流通、普及拡大を行い、地域商業の活性化を図るということであります。その一方、国では、消費税の増税で低所得者層など負担割合が多くなることから、この層の方々により恩恵を受けられるように上乘せ率の高い商品券を購入できるように検討していくとあります。このように区の事業は、産業振興の色が強く、国は救済事業の色が強くなっています。区と国の考え方にこれだけ大きな差があるのですが、これをどう見ればいいのか。教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長 品川区のプレミアム付商品券につきましては、事業目的につきましては、商店街振興というようなことでございます。プレミアム付商品券を通じて消費を喚起し、ご商売の糧にというようなことでございます。

それから一方で、国のほうの事業名称がプレミアム付商品券事業というふうに呼称しておりますので、少しこのあたり、事業をいろいろ進めていく中では、区民の皆様にも誤解のないように対応していかなければいけないというふうには前提で思っているのですが、委員おっしゃったとおり、低所得の方でありますとか、子育て世代の消費に与える影響緩和ということが国の目的かなというところがございます。

○須貝委員 これだけまちの中もそうですが、本当に低所得者層の方が大勢いまして、先ほども出ました。非正規雇用の方がどんどん増えて、高齢者の方が働いている。年金受給者がどんどん増えている。そういう実態で、そういう方々が消費をしたくても所得が少ないので、やはり消費になかなか手が届かない。消費が低迷して深刻な状況になっていると思うのです。品川区も例外ではないと思うのですが、この実態について、どのように思われますか。これだけ大変だから、今、国は消費税を勝手に上げてしまったら、国の経済、国民生活が大変な状況になるということを暗示しているわけです。ですが、区は、いや、産業振興に重きを置いています。ちょっとお金の使い方がおかしくありませんか。以前ならわかります。今はそういう状況ではありません。ご見解をお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 前回の消費税のときには、8%ということで、平成26年4月でございます。全国的な傾向としましては、消費税が上がる時期の前に、いわゆる駆け込み需要として、これは家計の中で一番大きな買物で家を買う、車を買うという、こうしたところにすごく影響が出まして、そういった分析が国のほうでもなされております。今回いろいろ、今申し上げた2つのことには、ポイント還元なども含めて、著しい影響が出ないようなことで国も対応していくのだというふうに聞いてございます。

一方で、日常の買い物の1つのインフラとして、区民の日々の生活を支える商店街におきましては、そうしたいわゆる反動というのは、大きなお金の動きでそれぞれのご商売をやっている家が、反動によって消費税が改定された後、全く物が売れなくなったとか、そういうところまでの声は実は伺っておりません。消費税のアップを理由にご商売をやめられたという声も聞いておりません。

したがいまして、区としましては、商業、商店街振興で大型店を含めずにプレミアム付商品券の発行そのものの消費が、商店街自体で全てできるというようなことで、使っていただく場が品川区内の商店街には魅力ある個店も含めて多いので、さらなる消費喚起をこのタイミングで行おうというような考えに基づいて行うものでございます。

○須貝委員 品川区は、区民に対して身近な自治体ではないのですか。あまりにも、今、いいです、商店街、産業振興、そういう方たちに仕事が行き渡るように、そうではないでしょう。今、人を助けるときではないですか。ここにいらっしゃる方は一定の所得があるかもしれない。まちの中を歩いたら、課長、わかりますよね。商店がどれだけ逼迫している。この間、コンビニ、個店の店長もやっていました。年収、所得が200万円から300万円しかない。あれだけ24時間働いて。それだけみんな今、疲弊しているのです。非正規雇用の方も多い。ここで消費税を上げてしまったら、上げなければ社会保障はどうするのかという問題もあると思います。この四、五年の中で、今一番上げていいのかと、私はタイミング的にはあまり賛成できない状況ですけれども、それだけ今大変だから、国も低所得者層に対して、プレミアム付商品券、より高率なものを出されなければいけないとやっているのではないですか。そこで、品川区は、いや、それはそっちです。私らは産業振興に重きを置いています。これはあまりにもとんちんかんではないですか。ちょっと考え方がおかしくありませんか。やはりもっと身近な自治体は、区民にもっと身近な自治体である品川区は、もっと区民の目線で考えなければいけないのではないですか。もう一度、ご答弁をお願いします。

○山崎商業・ものづくり課長 区としましては、これまでプレミアム付商品券につきましては、リーマンショック以来の経済対策ということで始めて以来、その存続については、商店街連合会、あるいは各商店街のニーズもありまして続けてきたというようなことでございます。やはり品川区の独自のプレミアム付商品券は、プレミアム付商品券の消費場所が商店街に限定といたしますか、中心に行っているところがすごく特徴でございます。かつてプレミアム付商品券、国のほうで行って、通常の政策、施策でやられていない自治体もプレミアム付商品券を行ったときがありました。平成27年でございませうけれども、そのときにほぼよその自治体につきましては、大型店のショッピングモールを加えたりしないと、その商品券がなかなかさばけないというようなことでございました。品川区は大型店と連携しながらいろいろ事業は行っておりますが、この事業については、商店街のみの使用というところで特徴立ててやってきております。

今回の国のほうの言われている商品券は、低所得者の消費に与える影響を緩和ということですから、そちらのほうは必ず大型店なども含めてというようなところでございますので、少し目的が違いますが、今までの品川区のプレミアム付商品券事業と国のおっしゃる仕組み、制度を十分区としては双方連携できて特徴立てるところは何だろうということを模索しながら進めてまいるといふふうに考えているところでございます。

○須貝委員 実際、電気代は上がって、税金も上がって、社会保障費も上がっています。今、コーヒー、ビール、小麦粉、冷凍食品、菓子類も上がっています。現実は大変なんです。その中でこういうふうに軒並み値上げする中で、将来、年金、医療、介護、教育費などを考えたら、やっぱり親御さんにすれば、もう本当にこの先、大丈夫か、やっていけるのかという状況になっている方は大勢いると思います。私はもっと品川区は区民に寄り添った施策をやっていただきたいと思います。

○たけうち委員長 次に、石田しんご委員。

○石田(し)委員 私からは、291ページ、公衆浴場について、277ページ、骨髄ドナー支援事業について、同じく277ページの犬の登録・予防注射についてお伺いします。時間があれば、297ページの五反田バレーについてお伺いします。

公衆浴場についてですが、いろいろ今、いわゆる銭湯、町の銭湯がなかなか経営も厳しくなっている状況の中で、どのような支援ができるのかというふうに思ったときに、品川も今、それこそビジネスマンの方や、訪日外国人の方たちも増えてきている。品川区に来られる方たちが増えていて、その方たちがどこにいるのかといえば、ホテルに宿泊をされるわけです。もちろん今は新しいものもありますけれども、基本的にはホテルに泊まる。そういった中で、ホテルで皆さんもお泊まりになってわかると思うのですが、お風呂はすごく狭いですよね。特に長期にわたっての滞在になると、ビジネスホテルとかでもお風呂は窮屈なので、そういった方たちに、訪日外国人もそうですし、ビジネスマンも含めて、ビジネスホテル等と連携をして、近くの銭湯を利用できるようなマッチングみたいなものをやれたらいいのではないかと思いますので、その点についてご見解をお聞かせください。

骨髄ドナー支援事業ですが、品川区は本当に早い段階で取り組んでいただいている、ドナーの方と、その方が勤務されている事業者に対して助成金を交付していただいたりしているのですが、そのほか何か品川区独自で骨髄ドナー支援について行っている事業があれば教えてください。

犬の登録・予防注射ですが、先ほど、ほかの委員からもお話があって、殺処分ゼロに向けてというお話もありましたが、台東区で全国初で東京都の動物愛護相談センターから犬を譲渡された方には、犬の登録手数料無料、狂犬病予防注射済票交付手数料無料、台東区がやっている犬のしつけ教室への参加費

が初年度免除、また、獣医師会と連携して、狂犬病の予防注射の接種料初回分が無料、こういったことを打ち出して、なぜ台東区がこれをやったかという、1つは、犬の殺処分削減に向けた取組みの本格化。もう1個が、飼い主の方の高齢化への対応です。先ほど、ほかの委員からの質問の中で、これは東京都がやっていることだということ、最終的には飼い主の方が最後まで責任を持って飼うのだというお話がありましたが、高齢化が進んでいて、飼いたくても飼えない、なぜかという、飼い主が犬より先に亡くなってしまうという状況があります。こういった中で、しっかり飼い主の高齢化への対応、この2つをもって台東区は全国に先駆けて、こういった区でできることを、何があるのかということ立ち上げてやっている。小さなことかもしれませんが、こういった地方自治体でできることもあるのだということをお知らせいたします。

そこで、こういった保護犬などの登録料等の免除制度について、品川区の見解をお聞かせください。

○川島健康課長 公衆浴場支援に関するご質問にお答えいたします。

やはりビジネスホテルの小さなユニットバスがなかなか寂しいという形で、大きな湯船に浸かりたいという方はいると思いますし、外国人の方は公衆浴場、銭湯の風情がとてもいいという方もいます。今、私どもは出会いの湯の案内、出会いの湯マップが浴場案内みたいものになっておりますので、例えばこれを公衆浴場組合と一緒にになってビジネスホテルに置いていただくとか、お客さんに配っていただくとか、可能かどうか試してみたいと思います。

○鷹筈保健予防課長 骨髄ドナー支援事業についてのお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、この事業はドナーになられる方ご本人と、その方がお勤めになっている事業所に、上限1週間で3万円を支給するという事業でございますが、現状ではこれ以外について、区独自で行っているものはありません。

○鈴木生活衛生課長 犬の譲渡に関する登録料の免除等についてのご質問でございますが、台東区で条例で規定されている減免基準の中に、区長が特に認めるものという項目がありまして、それを適用して事業をされているというふうに考えております。

品川区におきましても同様の規定はございますので、理論的には、制度的には可能だとは思いますが、品川区の場合、飼い主の方の高齢化の状況とか、実際に区内での譲渡に関する件数もあまりないということもありますので、もう少し状況を把握して、適切なそういう対応、支援ができるかというところを検討したいと考えております。

○石田（し）委員 まず、犬の件ですが、台東区も実際2件とか、そういった件数だったりすることもあるのですが、先ほども言ったとおり、小さなことかもしれませんが、これがそのうち大きい政策につながっていくのではないかと思いますので、ぜひご検討をお願いします。

公衆浴場はぜひそういったことも含めて。そのビジネスホテルの近隣のところとうまくマッチングができれば、全体ではなくてもいいので、そういった地域のつながりもそこで出てくるのかと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

骨髄ドナーですが、我々、実は仲間だった日比健太郎名古屋市長が2016年に急逝された、白血病で亡くなられて、彼の遺志を継いで、彼が政策提言したものをもとに、「日比プラン」というものをつくりました。これは登録の推進プランです。その中でも幾つかあったので、今日は、4つ提案をさせていただきます。

まず1つ目は、妊婦健診時での広報など、妊婦の臍帯血バンクへの登録推進の強化について。そして、元患者の職業相談、職業紹介などの就労支援について。そして住所不明によるマッチングロスを防ぐた

め、ドナー登録者提供意思表示のための働きかけ。そして、ドナー登録者を増やすために、区のイベントなどでも登録できるような仕組みをつくること。その1つが、若年層の普及啓発活動として、区内大学との連携が考えられるのかと思います。

これは、もともとの骨髄ドナーの支援事業は、国や東京都でまで先立ってやるべきだというふうに思うのですが、私が今、提案をした5つは、区でも可能な内容だと思います。ぜひ骨髄ドナー支援事業のさらなる一歩を踏み込むこういった取組みを行っていただきたいですが、ご意見をお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 今の質問は、骨髄バンクと、もう1つ、臍帯血バンクのお話もあったかと思いますが、両方とも区独自ではなくて、委員ご指摘とおおり、現在では、骨髄バンクのほうでつくられたパンフレット、リーフレットが区に届きまして、それを区民の見やすいところに置いておいて、それを手にとって書いていただくというような普及啓発の取組み方になってございますけれども、今、さまざまいただきましたご指摘につきましては、区としても、例えば大学等との取組みなどについては、例えば生活習慣病予防など一緒にやっているところもございますので、取り組める可能性のあるところから、取組み方について検討してまいりたいと思います。

○石田（し）委員 ぜひ一歩を踏み出していただければと思います。

時間があるので、これは要望だけになってしまうかもしれませんが、五反田バレー、午前中のほかの委員から話がありましたが、私は、これは民間が主導でやるべきだと思っています。では、行政は何をするのかと言ったら、いろいろなところとのネットワークづくり、マッチングだったり、側面からお手伝いをするというのが一番スムーズにいくのかなというふうに思っています。

なので、五反田バレーの方たちが何かをやりたいというときに、例えば情報を提供する、こういったものが区でもありますよとかという、そういった情報提供だったり、ネットワークづくりにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、これはぜひ五反田の活性化に向けて頑張っていただきたいと思います。要望で終わります。

○たけうち委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、273ページの健康診査について伺います。20歳からの健康診査と、眼科検診について伺いたいと思います。

まず、眼科検診ですが、新年度から眼科検診は45歳、55歳で実施されることになりました。そういう提案です。この問題は数年前から医師会の先生方からも私たちも懇談のときにも要望を受けてまいりましたし、我が会派も含めて、各会派から求められてきたところで、区としても必要性は認識していますという答弁がずっと続いていたところ、やっと実現することになってよかったと思っています。

それで伺いたいのですけれども、1件当たり、医療機関に支払う額は幾らぐらいになるのかということが1点です。

それから、この対象が1万2,600人ということなのですが、そのうち想定される人数は、予算書を見ると、1,900人なのですけれども、これはなぜ1,900人分の予算なのかということ、この見込みがどういうことから出てきているのかということなのです。

それから、45歳と55歳だけというので、ちょっとがっかりしたのですけれども、なぜ45歳と55歳だけなのか、この理由についても伺いたいと思います。

あと、自己負担が500円ということなのですが、この自己負担の理由も教えてください。

○川島健康課長 こちら、眼科検診の単価です。医療機関に支払う単価が7,276円の予定でございます。

それから、年齢の設定は、自覚症状がなく進行する緑内障などが眼科疾患の早期発見、早期治療を促すという意味で、少し早めの年齢設定ということで、45歳、55歳というところで2年で設定させていただきました。

それから、自己負担金500円の根拠につきましては、検診費の約5%ぐらいということで算出しております。

それから、予算の1,900人ということですが、こちらは対象人口の15%の受診率を見込んで1,900人という形で予算措置をしたものでございます。

○鈴木（ひ）委員 15%ということなのですから、その15%の根拠です。1,900人が15%というのはもちろんわかるのですけれども、その根拠。

それから、自己負担の理由の5%という根拠です。私は、ぜひ無料にさせていただきたいと思うのですが、無料でない理由も教えていただきたいと思います。

これは私たちが要望を受けてきたときに、緑内障だけでなく白内障、それから加齢黄斑変性ですとか、そういうところからすると、私たちが眼科の医師会の先生からいただいた資料の中でも、健康寿命を延ばして、高齢者が元気に生活できる社会を構築するために、この視覚機能の検診は必須だということで資料もいただいていたところなのですから、そういう点では、高齢者ほど有病率が高くなっていくわけですから、55歳でとめる、またほかの区のところを見ると、40歳から5歳刻みでなっているという状況になっていますので、なぜ45歳と55歳の2つの年齢だけにするのかというのは、理由が明確にわからないのです。その理由を明確にお答えいただきたいと思います。

それから、23区で既に実施している区が、前にお聞きしたときは11区ぐらいあるというふうにお聞きしたのですけれども、今、23区の中でどのような状況になっているのか。23区としては、対象者をどうしているのかということについてもお聞かせください。

○川島健康課長 受診率の算定に当たって15%の根拠ということでございますが、こちらは3区ぐらいほかの区のところの受診率を見まして定めさせていただきました。

それから、他区の状況ですが、まだ11区ほどが実施しているような状況でございます。

年齢設定です。他区の例で言いますといろいろございますが、例えば中央区は40歳以上5歳刻みになっております。台東区は60歳、江東区が50歳、55歳、60歳、目黒区が40歳から65歳で5歳刻み、大田区が40歳、50歳、55歳、60歳、65歳、そういったような形で設定をしております。

それから、2つの年齢にした理由ということですが、こちらは医師会と協議もしまして、このような形に設定したというのがまず1つ。それから、やはり初年度、あまり欲張った形の制度設計ではなく、まずこの形で始めさせていただいて、着実に実績を残してからどのようにするか決めていきたいというふうに考えております。

○鈴木（ひ）委員 本当に他区が既に5回とか6回とかやっているわけですから、ぜひこういう形で高齢者のところまで検診が受けられるという形で増やしていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

また、500円というの、さまざま自己負担、自己負担、自己負担というのが重なってくると、これだけではないので、結構かさんでくるわけです。そうすると、今、本当に健康格差が問題になっている中で、私はこれを自己負担をぜひなくしていただきたいということも要望しておきます。

それから、20歳からの健康診査ですが、これ、20歳からになってよかったと思っているの

ですけれども、この実態を見ますと、かなり要注意、要治療の方の割合が、20歳代で50%、30歳代で54%とすごい高い状況になっているのですけれども、これだけ高い要注意、要治療になっている理由について、区としてどう考えているのかということについてお聞かせください。

それから、要治療は20歳代、30歳代で179人ということになるのですけれども、この方が治療に結びついているのかどうなのかというところを教えていただきたいのですが、結びついているとしたら、どれぐらいの方が結びついているのか。区としてフォローアップをすることが必要だと思うのですけれども、フォローアップがされているのかについてもお聞かせください。

○川島健康課長 こちらの所見があった方の割合を見ますと、例えば尿検査ですとか、肥満ですとか、貧血、そういったものが多く見られるような状況でございます。脂質異常というのも結構多いところで

す。

それから、医療機関へつながっているかどうかというところは、そちらまで私どもでは把握できてございません。

○鈴木（ひ）委員 これだけ高いというのは、異常に高いのではないかと思います。だから、なぜ高いかというのは、区としてもつかむ必要があるのではないかと思いますのですけれども、その点についても伺います。

今、WHOでも健康格差が大問題になっていると思います。厚労省としても、健康日本21の基本的な方向としても、健康格差の縮小について取り組むべき筆頭項目に挙げています。国は健康格差を解消できれば、10年間で5兆円の社会保障費を抑制できるという方向も出しているわけですが、そういう点では、改めて健康格差について、区としても実態と課題を明らかにしていくということが必要なのではないかと思うのですけれども、そういう点でも、この20歳からの健康診査を区としてもしっかりと分析をして課題を明らかにしていく、そういうところが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川島健康課長 こちらは要治療になる前の方が非常に多いというところですので、生活習慣病という部分です。生活習慣を改めていただくような促しを私どもはしていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員 これだけ高いというのは、私は異常な状況だと思うのです。半分の方が要注意、要治療というふうな状況ですから、このところをしっかりと区として把握して課題を明らかにして対策を立てていく、健康格差を解消していくという点でも、そういう視点と対策が必要だと思いますので、ぜひそういう点でも取組みを進めていただきたいと思います。

○たけうち委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、273ページ、成人歯科健診、同じく眼科検診をお伺いします。

成人歯科健診に関連して、小中学生における歯科健診結果についてまずお伺いしたいと思います。

学校保健で1995年ごろだと思いますけれども、ここが間違えていましたらご指摘ください。この年代に、学校保健において歯列（歯並び）、咬合（かみ合わせ）、これが学校歯科健診項目に加えられて、そして、その以降、歯列不正、咬合異常、顎関節の異常などを指摘される子どもが増えている現状があります。学校で行われているこの健診について、全国的には、歯列不正や咬合異常の前兆は、小学生で4.5%、中学生で8.5%という状況があるようですけれども、まず品川区の状況はどのような状況でしょうか。また、学校で行われた健診の結果は、健診結果のお知らせとして各家庭に周知をされておりますけれども、周知された事後の措置、家庭での対応、これはどのように学校としてお考えなのか、そこら辺もあわせて教えてください。

○篠田学務課長 学校における歯科健診に関するご質問でございます。平成30年度、今年度の状況でございますけれども、まず小学校と義務教育学校（前期課程）でございます。歯列と咬合の異常と判断されたお子さんが463名で、全体の3.0%です。それから、顎関節の異常の方がお一人という状況でございます。また中学校と義務教育学校（後期課程）が、歯列と咬合の異常が204名で、4.2%、それから顎関節の異常が34名で0.7%となっております。

学校では、定期健康診断におきまして歯科の健診をしております、こういった異常が見られますと、各ご家庭にご通知を申し上げまして、それぞれ受診の喚起をしているという状況でございます。

○こんの委員 現状をありがとうございます。全国から比べると少し低い区の状態ではあるものの、やはりこうした歯列、かみ合わせ、こうしたことへの異常がある、疑いがあるという健診結果が出ているお子さんがいらっしゃるということでございます。この毎年の健診結果、お知らせ、児童生徒や保護者にとって、そのお子さんの歯並びやかみ合わせの状況を知って、そして状況を知ることによって、歯科医院でこれをどういうふうにしていったらいいのか相談する機会として大切なお知らせであるのですが、このことについて、なかなかお手紙はもらうものの、その先が進んでいないという、一体これはどうしたらいいのか。虫歯ならばすぐに治療に行こうというふうになるのですけれども、この疑いがあるという、歯並びやかみ合わせについては、なかなか治療しよう、あるいは医療機関に相談しよう、そういったところまで至っていないという現状があります。それは子どもの歯科矯正という、例えばそうした治療が必要だというときには、やはり先ほども質問で出ておりましたけれども、高額な治療費がかかってしまうということから、なかなか治療に、あるいは相談に行くということに踏み切れていない現状があります。しかし、このままにしておくわけにはいきませんし、こうしたことへの治療が必要、異常があるというお子さんに対しての歯科の相談、あるいは治療、こういうことに対しては区はどのように認識して、どのようにされようと、見解をお持ちでしょうか。お願いします。

○仁平品川保健センター所長 就学前の形にはなってしまうかもしれませんが、現在、区のほうでは、1歳6カ月と3歳のときに歯科健診を行っているところでございます。確かにその中で乳児に関して申し上げますと、1歳6カ月では約6%ぐらいの方が不正咬合の疑いがあるというのは聞いております。それが乳歯が生えそろっていきますと、倍ぐらいの12%ぐらいに上がってまいります。ただ、その中で疑いということで、これは専門医に見ていただいて、治療が必要であれば、そういう指示を受けていただく。

ただし、やはり治療費は高額になります。矯正治療ですけれども、これは厚生労働省で定めている疾病に基づくものであれば保険の対象になりますけれども、それ以外は難しいという判断になっておりまして、ただ、小中学生ですと、8歳から10歳ぐらいのときには、永久歯が生えそろってまいりますので、この時点でお医者さんが、これは発育で先々問題が出てくるという判断が出れば、一時的にはお支払いする形になるかもしれませんが、所得控除の対象とかになっていくということがありますので、その辺もうまく利用されるとよいのかというふうな認識でございます。

保健センターとしましては、引き続き指導に努めてまいりたいと考えます。

○こんの委員 今、いろいろな現状を教えていただきましたけれども、確かに異常として治療が必要という保険適用の部分での治療は、それはあるのは存じています。しかし、これが判断がなかなか難しい、今やるのか、もうちょっと先なのか、そのタイミングを見る、まず医療機関に相談をして、どういう治療体制にするのか、そういうことも含めて、これは今、指導していきますとおっしゃっていましたが、なかなかその指導まではいかれていないのかという現状があるのではないかと思います。

せっかく学校で早期発見、異常を見つけて疑わしきを見つけてくれているにもかかわらず、その先がつながっていないということに対して、区として、これは何らかの措置、何らかの対応、対策を考えていかなければいけないのかと私は思っているところです。そうしたときに、国で保険適用のそうした措置というのは、診療報酬改定のときによく考えていくと言われておりますけれども、その動きは全く今は国では見られていない状況で、こういう国の動きを、こちらとしても声を上げていくということは大事ですが、それを待つてはいられないという、成長期に手を打っていかねばいけないという、こうした状況もある中ですので、区としては何かの対策を考えていかなければいけないと考えますが、いかがでしょうか。

○仁平品川保健センター所長 矯正治療への支援となりますと、やり方と時期と難しいものがございまして、なかなか判断基準をつくっていくのは、区としては難しいかと捉えられるところでございます。成長の段階におきまして、虫歯とかも口腔の保険上、歯列に影響を及ぼすところが大きいところがございまして、我々としましては、現在は常に口腔の健康な維持を奨励するための指導を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

○こんの委員 指導を強化するために、それが実効性あるものにするためには、私は、やはりこの治療に向けての医療機関にかかっていく、積極的に子どもの歯に対して親御さんがそこに踏み切れるような体制としては、やはり品川区として、この歯科矯正の治療に対する助成ということも考えながら、そうした治療の促進対策を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○仁平品川保健センター所長 やはり矯正治療となりますと、状況によってなかなかそこに一定の判断基準を持つというのは、区としては難しいかと考えておりますので、今のところ、保険適用以外に助成金を出すというような施策は考えていません。

○こんの委員 子どもの健康にかかわる大事な口腔ですので、指導していきたいという思いを実行に移していただきたい、このように要望いたします。

○たけうち委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 幾つか聞きたいのですけれども、まず299ページは、プレミアム付区内共通商品券で、私ども会派は要望させていただいて、今回、消費増税にあわせて増額があるということで、代表質問でいろいろお話もさせていただいたのですが、それは置いておいて、それだけ区民の方々が地元で買い物をする機会が増えるというのは、私たちはいいことだと思っております。スマホとかを使った場合、もしくはクレジットを使った場合のポイントの還元という話もあるのですが、国のほうからさまざまなあらあら話は聞いているのだけれども、果たしてそれが決定でいくのかどうかというのは聞いていない中で、動き出したときには、区としても何らかの援助が欲しいとは思っています。今聞いている感じだと、最初のイニシャルコストは、多分、時期がくれば国が出してくれそうだなというところ、あとはクレジットカード会社とかが若干の手数料等も均一化した上で、国のほうで若干の補助はあるかなというところ。ただ、何よりもこれを使える人はキャッシュレスなものですから、代表質問でも申し上げましたが、何らかの形で、やはりスマホ決済がとれるように、高齢者の方に支援する仕組みは、これは中小企業支援というか、消費者支援というか、いろいろところで教室を開いてもらいたいと思うのですが、その部分の回答がいただければ。

それとあと、どういう支援ができるのか、これは国の動きを見てからということで、それは十分承知をしているのですが、ここは国の動きを見てからあるのだけれども、やはりこれは何かしてほしいと思いますので、その辺の考え方と、2点お伺いします。

○山崎商業・ものづくり課長 キャッシュレス化なり、その仕掛けのポイント還元の部分、国のほうからも、いろいろ今回、概要、あらましが出ております。ただ、私どもも商連なりといろいろやりとりをする中で、このことを新しく、各ご商売をやっている経営者の方々に、どういうふうに正しくわかりやすく伝え、いろいろな商売のあり方にとって、最適な決済方式は何だろう。スマートフォンなのか、はたまたクレジットカードを使ったほうがいいのか、いろいろ声は出ております。まず、区としましては、そこをしっかりとひもといて伝えていく、啓発をしていく、いろいろな講座などを粘り強く伴走型で丁寧にやっていかなければいけないということと、それから、特に年齢の高い経営者にとりましては、日ごろからスマートフォンの操作そのものになれていないような状況の中で、例えば今、いろいろ電子決済のPay Payですとか、いろいろなものが出ております。何がいいのか悪いのかというところでございますので、そうしたスマホそのものの理解を進めるような出前講座なり、地域に行ってやりとりするような、そのような機会が必要かなということで、まずそこから考えて一步を踏み出したいというふうに思っているところでございます。

○渡部委員 これに関しましては、増税時期がはっきり確定した段階の前にやっていただきたいというところがございますので、国の動きを見ながら、ぜひよろしく願いいたします。

どういう形がいいかは、はっきり言って私もわかりませんが、ただ、隣の国を見ていると、爆発的にWeChat Payですとか、Alipayがはやって、ほとんどの人はそれを使っているという状況を見ると、日本もそこにいくのかなという気もしないではございませんので、研究を進めた上でよろしく願いいたします。

次に、295ページ、品川パビリオンのところは、今まで何年もやっていて、昔はメタリックとか出ている、今は環境展と機械要素展でしょうか。新年度もその辺でいくのかどうなのか。

あと、これはまた提案になるのですが、やはり今日もさまざまな意見の中で五反田バレーというような話が出てまいりました。いわゆるIT系の会社が増えてきて、そこへのさまざまな支援も品川区はしていくのだと思うのだけれども、これはやはり品川区として、五反田バレーという言葉売っていくのは私は行政としていいことだと思います。支援の方法は側面支援で、さまざまな支援があると思うのですけれども、この名前を発信するというのは大事です。今日も偶然ですけれども、ヤフーのトップページニュースの中で五反田バレーが出ていました。課長もさまざまなインタビューにお答えをされていたのか。どなたかが答えていたかはいいいのですが、ああいうものが多分、ヤフーのトップにドーンと出ると、いろいろな方が読まれるのでしょ。そういう機会も捉えて、例えば機械要素展でも、環境展でも、こういう見本市にどんどんIT系の企業もお誘いして、出る機会、しかもそれをビジネスクラブ等と組んで、いわゆる品川パビリオンとしていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、私、思ったのですけれども、そういう会社であれば、何も専門分野の展覧会でなくて、例えば食分野の会社が多いのであれば、食の祭典、FOODEXだとか、ギフトショーとか、すごく人の集まる場所に品川パビリオンを出すことによって、今まで知らなかった方に、また品川のものづくりを知ってもらいたい機会になるのでないかとも思うのですが、いかがでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 これまで製造業の機械要素技術展、それから環境展に出展してまいりました。品川区でパビリオンとして、一丸となって区としてしっかりPRしていこうというようなところでございます。

今回、東京ビッグサイトがオリンピックの関係でいろいろ会場がシフトするような可能性もあるのですが、平成31年度につきまして、委員も例示をしていただきましたAI・業務自動化展という大きな

展示会があります。そちらのほうに品川パビリオンを新たにしつらえて、しっかり区としてこの分野でPRしていこうというようなことでやらせていただく予定になっております。

それから、五反田バレーにつきましては、1つの産業の品川区を代表する動きではありますが、五反田バレーのみのためにとということではなくて、品川の産業全体が発展するようなことで、ベンチャー企業の持っている技術を、例えば製造現場の効率性のアップのために結びつけるとか、そうした区としても産業全体のパワーアップに、区としてはハブとなり、つなげ、イノベーション・シティ品川というものを確立してまいりたいと考えているところでございます。

○渡部委員　そういうAI・業務自動化展、おもしろいところにも参加できるのですね。期待をしています。

同じ295ページです、今年から社会貢献製品支援事業が始まって、11社13商品なののでしょうか、これが認定されております。この中で、昨日も議論があったかと思うのですが、遠隔手話通訳サービスがここで選ばれて、早速取り入れられてということなのだけれども、そもそもこれが始まったときに、区でもいろいろ活用していきたいという話があった中で、この13業種といましようか製品、これ以外にも、今、区で13個全部を活用しているわけではないと思うのだけれども、活用しているものがあるのかどうなのかと、来年度以降、どのような形でやっていくのか。また新たな商品があれば、このように認定して進めていくのか教えてください。

○山崎商業・ものづくり課長　今年度から区内の中小企業の製品あるいはサービスが、品川区民の方々にとって、社会にとって非常に貢献するものということで、区としてセレクトをさせていただいて認定をして、それをでき得る限りつないでPRしようというようなことでございます。

委員に引用していただきました手話サービスについても、区のほうで実証実験を踏まえ、来年度、本格的な採用になっているというようなことで、13製品のうち、ほぼ全ての事業でいろいろ成果を見せております。来年度についても、この事業は続けますので、改めて来年度用の社会貢献製品を、申請をいただいて認定をするというようなことと、今年認定したものをさらにプッシュしていくようなことで考えているところでございます。

○渡部委員　これにつきましても期待をしておりますので、来年で終わらずに、どんどん進めてください。

最後に1点だけ確認をします。品川区の制度融資は、制度融資内で限度額までは借り換えは大丈夫なのですよね。

○山崎商業・ものづくり課長　一定、借り換えも、条件はありますが、借り換えは基本的には可能でございます。

○たけうち委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会します。

○午後5時51分閉会

委員長　たけうち　忍